

# 地域共生社会の実現に向けた市町村に おける包括的な支援体制の整備に関する 全国担当者会議

平成29年9月25日（月）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

## 目 次

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| ○地域共生社会の実現が求められる背景・経緯等について    | .....1  |
| ・これまでの福祉施策の展開と新たな取組の萌芽        | .....2  |
| ・これからの福祉施策の展開                 | .....15 |
| ○地域力強化検討会中間とりまとめ及び最終とりまとめについて | ....33  |
| ○評価指標について                     | ....75  |
| ＜参考資料＞                        |         |
| ○地域福祉計画策定状況について               | ....94  |
| ○地域力強化をとりまく様々な資源              | ....98  |
| ○各分野の計画について                   | ...115  |
| ○自殺対策との連携                     | ...127  |
| ○その他                          | ...129  |
| ・当面の改革工程を踏まえた通知               | ...131  |
| ・地域共生社会の取組促進に向けた全国シンポジウムのご案内  | ...136  |



# 地域共生社会の実現が 求められる背景・経緯等について

# これまでの福祉施策の展開と 新たな取組の萌芽

1

## 各 制 度 の 変 遷

|      | 高齢者施策                                                      | 障害者施策                                                               | 子育て関係施策                      | 生活保護・生活困窮者施策 | 社会福祉・地域福祉                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1989 | ゴールドプラン<br>・施設整備量等の整備目標を設定                                 |                                                                     |                              |              |                                                                                            |
| 1990 | 福祉8法改正<br>・在宅福祉サービスの位置付けの明確化                               |                                                                     |                              |              |                                                                                            |
| 1993 |                                                            |                                                                     |                              |              | 福祉活動参加指針                                                                                   |
| 1994 | 新ゴールドプラン                                                   |                                                                     | エンゼルプラン                      |              |                                                                                            |
| 1995 |                                                            | 障害者プラン                                                              |                              |              |                                                                                            |
| 1998 |                                                            |                                                                     |                              |              | 社会福祉基礎構造改革<br>・社会福祉サービスの利用方法<br>・社会福祉法人の在り方<br>・利用者の権利擁護の方策                                |
| 2000 | 介護保険法施行<br>ゴールドプラン21                                       |                                                                     | 新エンゼルプラン                     |              | 社会福祉事業法等改正<br>・「社会福祉法」に改称<br>・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記<br>・地域福祉計画を位置づけ<br>・利用者保護のための制度の創設 |
| 2001 |                                                            |                                                                     | 待機児童ゼロ作戦                     |              |                                                                                            |
| 2003 |                                                            | 改正身体/知的障害者福祉法施行<br>・支援費制度開始<br>「措置」から「契約」による利用者制度の変更                | 次世代育成支援対策推進法<br>子ども・子育て応援プラン |              |                                                                                            |
| 2005 | 介護保険制度改正<br>・新予防給付の創設<br>・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等 | 障害者自立支援法<br>・3障害(身体・知的・精神)の一元化<br>・利用者本位のサービス体系に再編<br>・就労支援の抜本的強化 等 |                              | 自立支援プログラム導入  |                                                                                            |

2

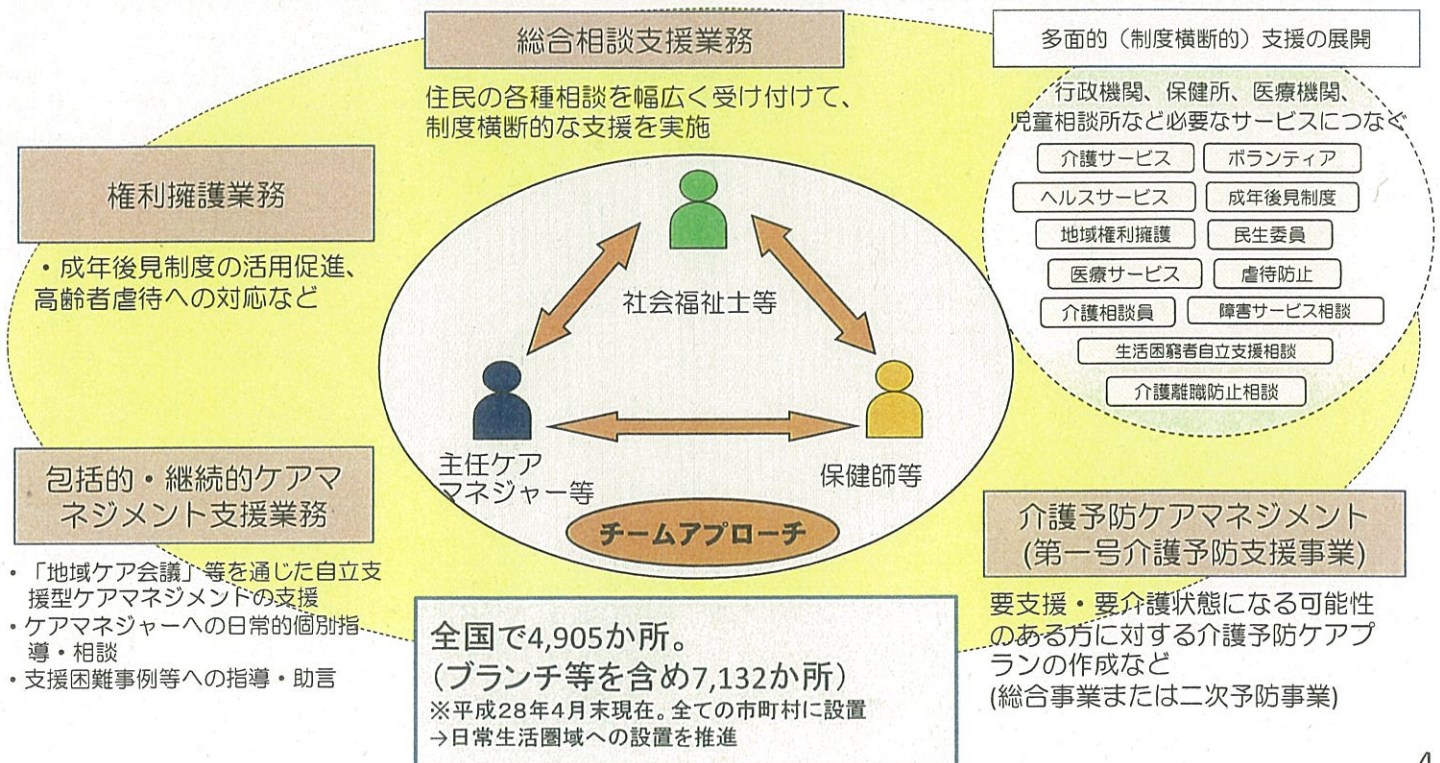


# 各制度の変遷（続き）

|                       | 高齢者施策                                                                                              | 障害者施策                                                                               | 子育て関係施策                                                                                        | 生活保護・生活困窮者施策                                          | 社会福祉・地域福祉                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 2008                  |                                                                                                    |                                                                                     | 新待機児童ゼロ作戦                                                                                      |                                                       |                                        |
| 2010                  |                                                                                                    |                                                                                     | 子ども・子育てビジョン                                                                                    |                                                       | 安心生活創造推進事業                             |
| 2012                  | 改正介護保険法施行                                                                                          |                                                                                     | 子ども・子育て関連三法                                                                                    |                                                       | ↓<br>報告書                               |
|                       | ・地域包括ケアシステムの推進<br>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設<br>・総合事業の創設                                          |                                                                                     | ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設<br>・認定こども園制度の改善<br>・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など) |                                                       |                                        |
| 2013                  |                                                                                                    | 障害者総合支援法施行                                                                          |                                                                                                | 生活保護法改正                                               | 生活困窮者自立支援法制定                           |
|                       |                                                                                                    | ・難病患者等への対象拡大<br>・重度訪問介護の対象拡大<br>・共同生活介護の共同生活援助への一元化<br>・地域移行支援の対象拡大<br>・地域生活支援事業の追加 |                                                                                                | ・就労による自立の促進<br>・不正・不適正受給対策の強化<br>・医療扶助の適正化<br>↓<br>施行 | ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定<br>↓<br>施行 |
| 2014                  | 医療介護総合確保推進法<br>[ 介護保険法の改正 ]<br>・在宅医療・介護連携の推進<br>・生活支援サービスの充実・強化<br>・予防給付を地域支援事業に移行<br>・新しい総合事業の創設等 |                                                                                     |                                                                                                |                                                       |                                        |
| 2015                  | 施行                                                                                                 |                                                                                     | 施行                                                                                             |                                                       | 社会福祉法改正<br>・社会福祉法人の地域貢献                |
| 新たな福祉の提供ビジョン          |                                                                                                    |                                                                                     |                                                                                                |                                                       |                                        |
| 2016                  |                                                                                                    | 障害者総合支援法改正<br>・障害者の望む地域生活の支援                                                        | 母子保健法改正<br>・子育て世代包括支援センターの法定化                                                                  |                                                       |                                        |
| ニッポン一億総活躍プラン          |                                                                                                    |                                                                                     |                                                                                                |                                                       |                                        |
| 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 |                                                                                                    |                                                                                     |                                                                                                |                                                       |                                        |

## 地域包括支援センターについて

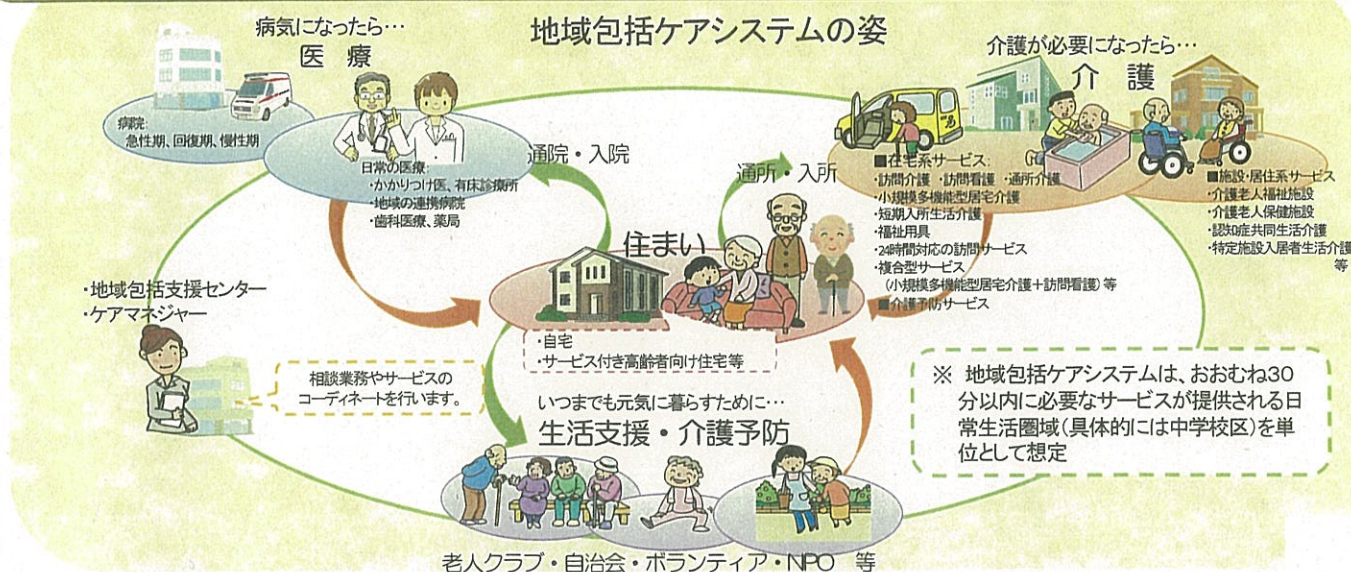
地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）





## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



5

## 【参考】 「地域包括ケアシステム」に係る規定

### 介護保険法 第5条第3項 (地域包括ケアの理念規定)

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

### 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

#### 第2条(定義)

この法律において、「**地域包括ケアシステム**」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

6

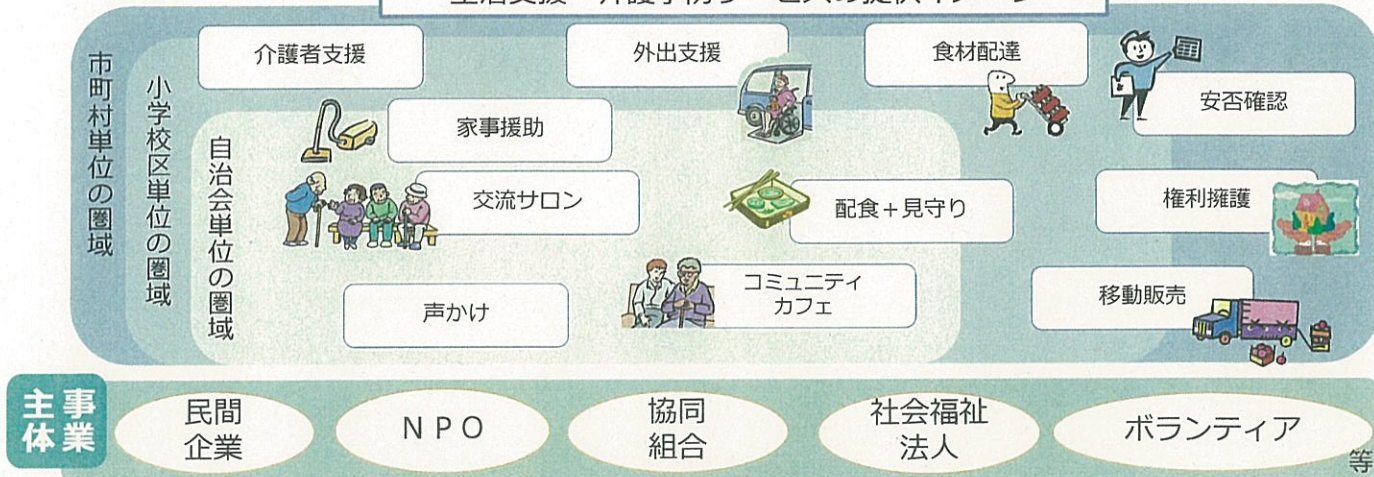


## 多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

### 生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



### バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

⇒ 民間とも協働して支援体制を構築

7

## 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

### 地域住民の参加

#### 生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- ・外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ・介護者支援 等

#### 生活支援の担い手としての社会参加



#### 高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動

- ・一般就労、起業
- ・趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

### バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

### バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

8

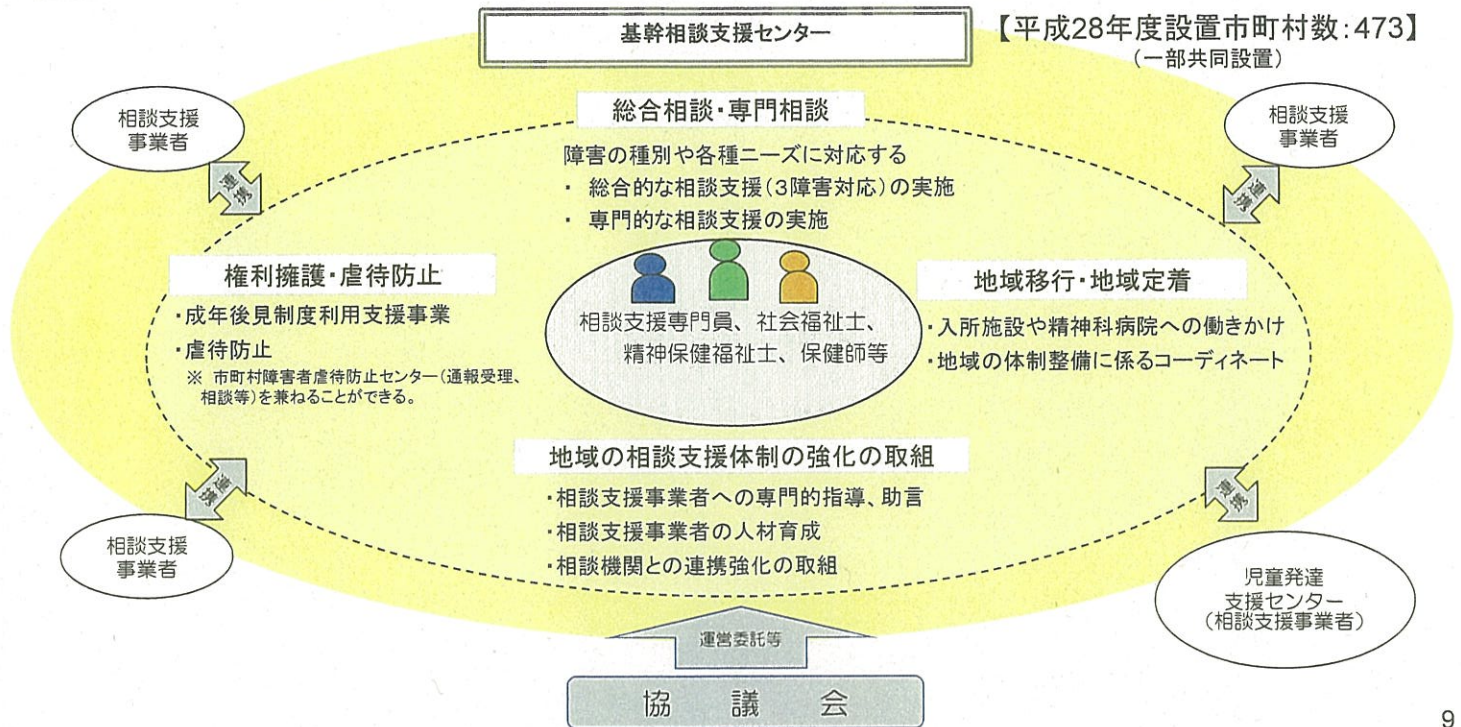


# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

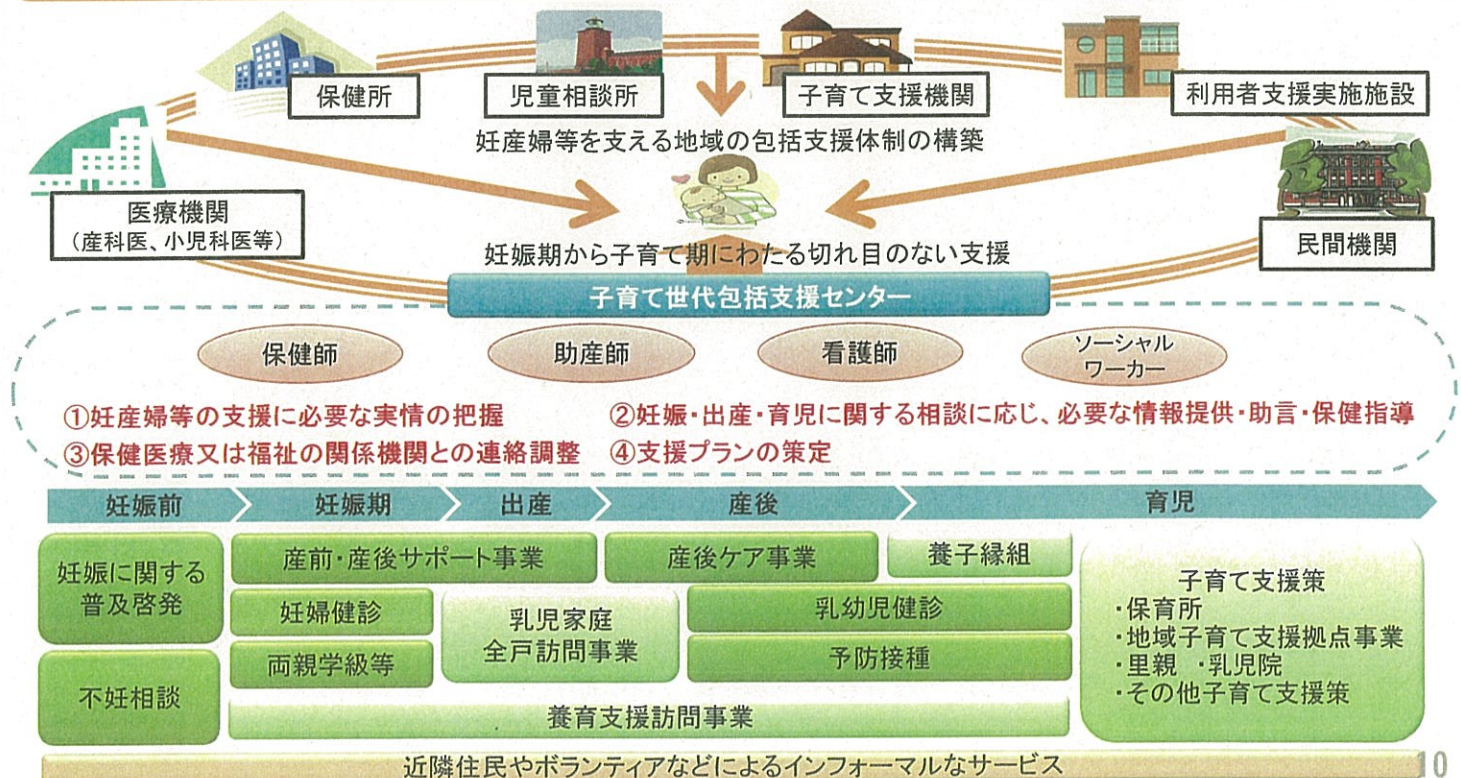
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



9

## 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、**子育て世代包括支援センター**を立ち上げる。
  - 保健師等を配置してきめ細かな相談支援等を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
  - **子育て世代包括支援センターを法定化**(※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」母子保健法・平成29年4月1日施行)。
- > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



0



## 「利用者支援事業」の概要

### 事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等をを行う

### 実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

### 3つの事業類型

#### 基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

##### 【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

##### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

#### 特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

#### 母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠前から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

11

## 地域子育て支援拠点事業の概要

|       | 一般型                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 連携型                                                                                                                           |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能    | 常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施                                                                           |
| 実施主体  | 市町村（特別区を含む。）<br>（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                               |
| 基本事業  | ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進<br>③地域の子育て関連情報の提供                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ②子育て等に関する相談・援助の実施<br>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施                                                                                    |
| 実施形態  | <p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算）<br/>一時預かり事業や放課後児童クラブ等多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施（加算）<br/>常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施（加算）※<br/>①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組<br/>②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組<br/>③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組<br/>④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組<br/>※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p> | <p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施（加算）<br/>拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p> |
| 従事者   | 子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施                                                                      |
| 実施場所  | 公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 児童館等の児童福祉施設等                                                                                                                  |
| 開設日数等 | 週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 週3～4日、週5～7日／1日3時間以上                                                                                                           |

12



# ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

※平成26年度から実施

## 目的

- ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図るとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制の整備を図ることを目的とする。

## 事業内容

- 就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

## 実施体制・実施方法

- 就業支援専門員には、ハローワークや民間の職業紹介会社において職業紹介、キャリアコンサルティングなどの実務経験を有する者、若者の自立支援を行う団体での支援経験者などを選定する。
- ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築に努める。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・一般市等（事業の全部又は一部を委託可）  
 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2  
 【29予算額】母子家庭等対策総合支援事業（114億円）の内数  
 【参考：就労支援専門員の配置状況等《27年度末》】  
 ○配置状況：31名 ○相談延べ件数：8,456件

### 総合的な支援のための相談窓口の整備（市レベル）



### 就業支援

- 自立支援プログラムの策定
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

### 子育て・生活支援

- 保育所、放課後児童クラブ優先入所
- 家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣 など

### 子どもへの支援

- 子どもの生活・学習支援事業 など

### 養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 弁護士による養育費等に関する法律相談
- 児童扶養手当の支給、各種貸付金の貸付 など

13

## 地域の実践例：「地域共生型拠点を活用した、あらゆる住民の担い手創出事業」（北海道石狩郡当別町）

### 共生型地域オープンサロン



- ・障がい者の就労拠点（喫茶店）
- ・高齢者の介護予防ボランティア
- ・子どもたちの学び・遊ぶ場



#### ◎障がい者就労

- 多様な障がい者就労の場
- 同時に、子どもたちの障がい者理解の場



#### ◎介護予防ボランティア

- 駄菓子屋で値札付けなどをしながら、子どもや障がい者と交流・見守り
- 高齢者に介護予防・生きがい創出



#### ◎体験型学童保育

- 子どもたちによるお菓子作りやカフェ店員などの体験など

### 共生型地域福祉ターミナル



- ・総合ボランティア拠点
- ・インフォーマルサービスのワンストップ拠点
- ・地域の日常的な世代間交流スペース



#### ◎特技を生かした社会貢献

- 高齢者と子どもが囲碁を通じて心を通わす
- 子ども高齢者の生きがいを高めて活躍



#### ◎子育て支援

- 育児支援を受けたい方と育児の手助けができる地域住民が会員組織を結成
- 地域互助で育児を支え合い



#### ◎住民相互の生活支援

- 移動手段の確保など公的制度ではカバーできない分野で活躍するボランティア
- 独自の養成カリキュラムを設け、地域で支え合う仕組みづくり

### 共生型コミュニティ農園



- ・障がい者の就労拠点（レストラン）
- ・高齢者の就労拠点（農園）
- ・男性団塊世代など多世代交流拠点



#### ◎障がい者就労

- 個々の障がい者の得意分野に応じた就労の取組
- 飲食業の監修によるレストラン経営（企業参画型）



#### ◎認知症高齢者の活躍

- 要介護の認知症高齢者が農業経験を発揮
- 地元農家による監修（農福連携）



#### ◎団塊世代の活躍

- 団塊世代の高齢者が若い世代を巻き込んだイベントを企画し、リタイア後の人生活力に
- 畑やレストランを利用したパーティーで地域活力の向上

14



## 地域の実践例：おおた高齢者見守りネットワーク（愛称：みま～も！）

- 地域包括支援センターが、**住民や商店街など地域を巻き込み発足。**
- 「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり！」を合い言葉に、地域の医療・保健・福祉の**専門職(事業所)**、**民間企業が「協賛金」を出し合い活動。**
- 商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「やりたい事を実現」できる「場」を提供。



19

## 地域の実践例：DAYS BLG! NPO町田市つながりの開

- 「**利用者から生活者へ**」というコンセプトの下で、介護保険のデイサービスが、社会とのつながり、地域での役割、一般大手企業との提携といった「**ハブ機能**」を果たす。
- 認知症の当事者**が、デイサービスの日中活動において、地域の大手自動車会社のディーラーでの洗車や、地域の広報誌の折り込みなど、**日々就労を通じた活動**を行っている。
- 駄菓子屋に地域の子どもが立ち寄るなど、**多世代交流の場**ともなる。



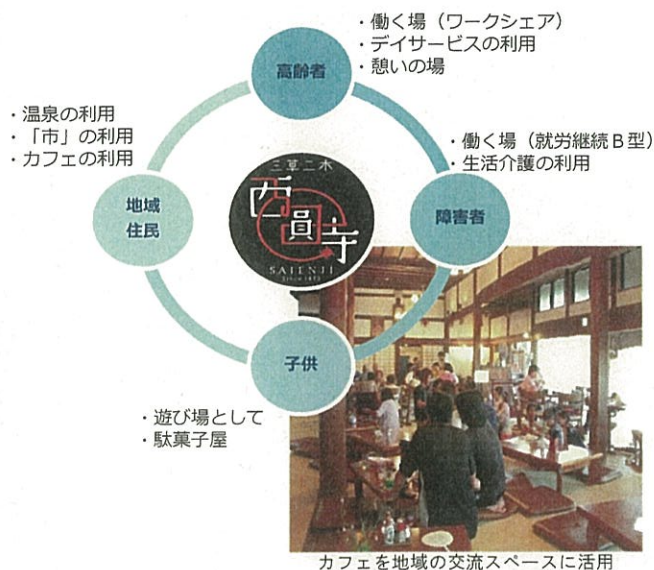
16



## 誰もが支え合うまちづくり〔社会福祉法人佛子園の取組〕

- 高齢者、障害者、子ども、地域住民が集まる拠点をつくり、まちづくりの構築にまで取り組んでいる例。
- 社会福祉法人佛子園では、平成19年に廃寺を改修し、多機能型施設「三草二木西園寺」を開設。
  - ・ 福祉サービス（就労継続支援B型、生活介護、高齢者デイサービス）と温泉・カフェを一体的に運営し、地域コミュニティの場と雇用の場を創設。
  - ・ 地域住民と障害者や認知症高齢者等が共同の場所で活動することで相互理解が進み、人と人が支え合う支援ネットワークを構築。

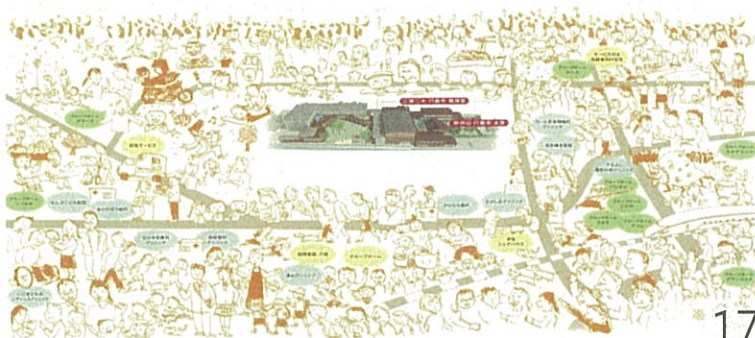
拠点づくりから始まる“町おこし”



拠点を中心とした支援ネットワークの構築

人をつなぐ。地域をつなぐ。  
**人<sup>2</sup>=街**

働き、学び、語り、歌い、食べ、飲み、泣き、笑い……  
ここは、みんなで作る街。  
誰もが何らかの役割を担い、必要とされていることを実感できる街。  
そんな街がここから始まります。



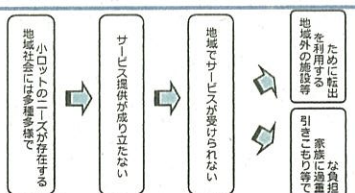
17

## 小規模多機能支援拠点（地域福祉の拠点）「あったかふれあいセンター」〔高知県の取組〕

- 人口減少等に対応するため、1箇所、既存の制度の枠組みを超え、多様なサービスを提供できる仕組みを構築している例。
- 中山間地域では、介護や障害者の自立支援、子育て支援など、多様なニーズがありながらも、それぞれの利用者が少なく民間参入が進まないため、いずれのサービス提供も成り立たないおそれがある。
- そのため、高齢・障害等を問わない福祉横断的な支援拠点の確保、フォーマルなサービスでは担えないニーズに応える施策の充実・強化に取り組んでいる。

### 高知県が抱える課題

- 全国に比べ、人口減少は15年、高齢化は10年早く進行  
→ 地域の支え合いの力の急速な弱体化
- 人口減少や高齢化が進む中、単身世帯や高齢者世帯が増加  
→ 新たな生活課題の拡大  
→ 新たな課題に対応するサービスが存在せず、家族が抱え込み過度な負担となっている。

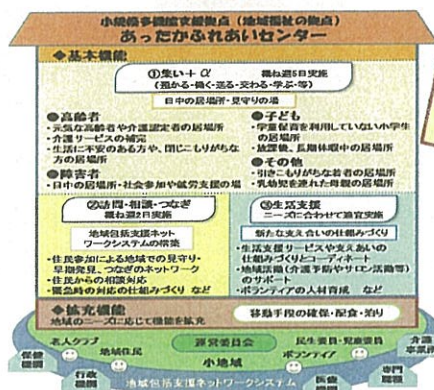


### 今後の方向性

- ・ あったかふれあいセンターの強みを踏まえ、中長期の事業計画を策定
- ・ 生活困窮者支援や新たな地域支援事業等にも柔軟に対応できるよう、さらなる進化・発展を目指す

地域コミュニティ活動の活性化や地域の支え合いの再構築で、いざという時も安心・安全な地域づくりを推進！

18



- 設置箇所数（平成27年度）  
29市町村43カ所で実施予定

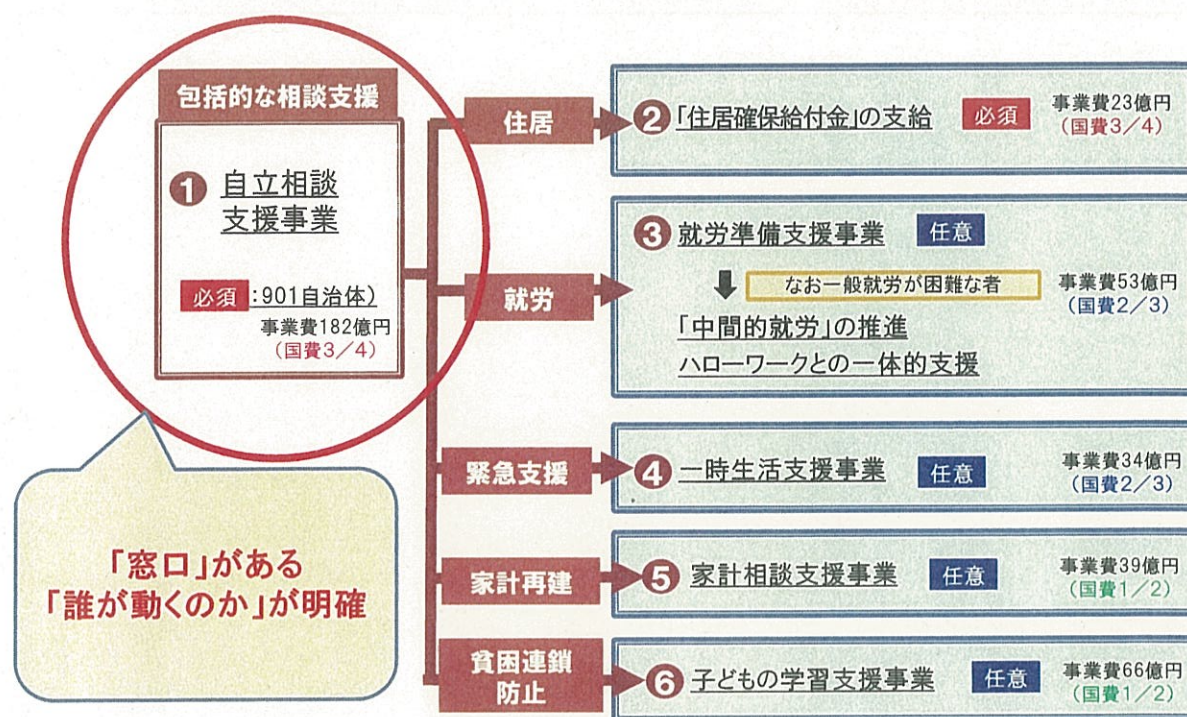
### 取組例

あったかふれあいセンター 寄り家 あったかふれあいセンター ひいとい  
(中土佐町) (南国市)





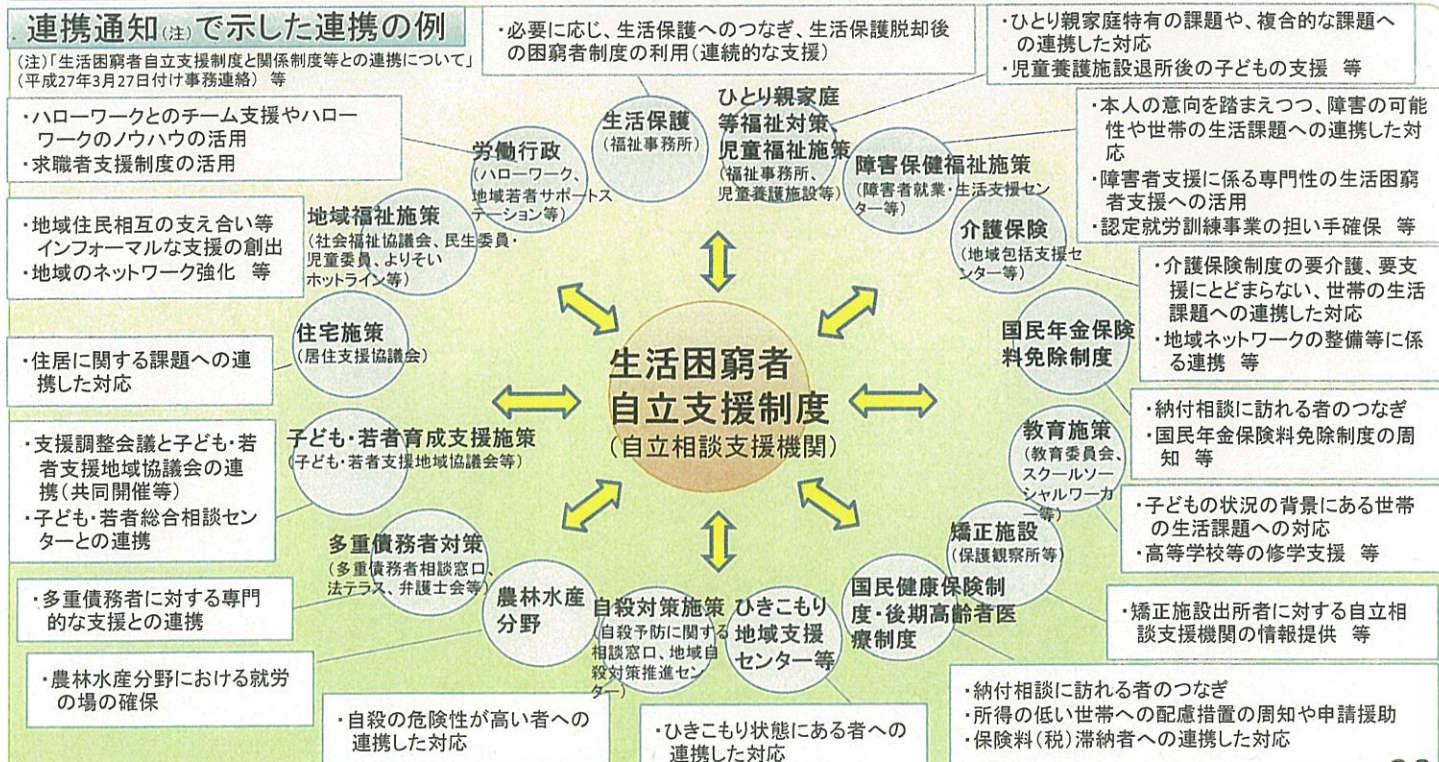
# 生活困窮者自立支援制度の概要



19

## 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

20



## 生活困窮者自立支援制度施行を契機とした「気づき」：三重県鳥羽市の例

### 市の概要

人口：19,700人  
高齢化率：34.3%  
保護率：4.9%  
産業構造：  
1次産業12.2%、  
2次産業16.7%、  
3次産業65.3%



- 主要産業での人材不足が地域課題となっていた(地域産業の衰退による人口減少の加速化→地域力の低下)。
  - 特に観光業では少子化・不規則勤務のため新卒就労者の減少があったほか、水産業では繁忙期の人材確保に外国からの出稼ぎ者も活用。
- 生活困窮者自立支援法の施行を契機に、これら地域課題と生活困窮者の支援ニーズを組み合わせることで解決できるのではないかと気づき。

### 生活困窮者自立支援制度での支援

#### 相談につながる生活困窮者の特徴

- ・ 短期間の支援(即就労したい)、ステップアップ就労の場の確保が必要
- ・ 他県出身者で地域とのつながりがない人が多い

行政  
福祉  
部門

行政  
産業  
部門

連携

観光業・水産業  
での人手不足

双方の課題解決に向け、商工会議所・観光協会・漁協への働きかけ

観光業では、短時間就労や勤務内容の細分化が可能であるほか、寮完備で即日就労も可能。

生活困窮者が利用できる  
短時間就労、就労体験の場、  
緊急対応(宿泊場所)の確保が可能に

事業者にとっては、  
人材確保ができるだけでなく、  
受け入れた人の支援が継続する安心感

定住人口増加、雇用者数の増加、観光的魅力アップ、地域力アップ

### 課題解決に向けた、様々な機関・地域の連携関係の構築

21

## 「地域完結型まちづくり」の一つの形として：滋賀県東近江市の例

### 市の概要

人口：115,252人  
高齢化率：24.7%  
保護率：6.5%  
産業構造：  
1次産業4.4%、  
2次産業39.3%、  
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
  - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に生活困窮者の就労の場の確保と、薪生産・関連製造業が生まれた。

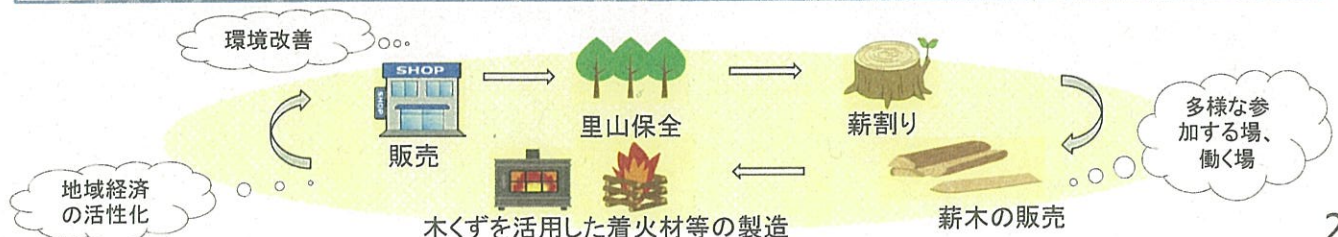
#### 【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

#### 【取組内容】

- 生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

- 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。



22



## 様々な人に共通の中間的就労ニーズへの対応：三重県伊賀市の例

### 市の概要

人口：94,054人  
高齢化率：31.1%  
保護率：10.0%  
産業構造：  
1次産業7.5%、  
2次産業38.5%、  
3次産業53.1%



- 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
- 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。

→市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

### それぞれが抱える地域課題の解決に向けた取組が連動し始める

#### 農家

高齢化、収益が少ない、人手不足、外国産品の輸入 →生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後に栗の木を植栽

#### 福祉

困窮者、若年無業者、障害者、高齢者の中間的就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

#### 企業(和菓子企業)

栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の取得、栗の買い取り約束

市社協がコーディネート

これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

### 「いがぐりプロジェクト」へ

#### 7次産業化

環境NPO

福祉分野

6次産業化

農業

加工・製造

販売・宣伝

地域産業活性化

福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

## 地域での丁寧な担い手づくり：東京都北区

### 区の概要

人口：344,548人  
高齢化率：25.5%  
保護率：27.8%  
産業構造：  
1次産業0.02%、  
2次産業16.11%、  
3次産業83.87%



- 子どもの学習支援事業をスタートするに当たり、地域の中で学習支援が拡充するよう北区社会福祉協議会へ委託。
- 地域の活動団体や住民に運営を担ってもらうよう、立上げ、運営支援を行い、地域に根ざした拠点づくり、生活困窮世帯の把握に役立てる。

→社会の関心の高い「子どもの貧困」への対応を契機に、地域で学習支援や見守りの担い手を育てていくアプローチ。

### (学習支援事業スタートまでの取組)

#### 開始時の思い

- 教室型で通いやすい場所に設置し、地域特性に応じた支援を行いたい
- 地域に根ざした活動となるように、社会資源を活用し、ネットワーク化を図りたい
- 既に活動中の団体等もあるが、地域住民にも関心を持つ人がいるはず

#### 団体・住民の情報交換会の実施

- 住民、NPO団体、社会福祉施設、民間企業、教育関係者等が関心
- CSW等と連携して地域の社会資源と支援者のマッチング、ボランティアの確保、教材等備品の準備を支援
- 情報交換会や情報発信のための講演会の継続実施
- 区社協が独自に「夏休みの子どもの居場所」事業を試行実施(3回)

#### 学習支援事業実施

- 12月より夏休みの施行事業を実施した地域支援グループを中心とした子どもの学習支援事業を開始
- 学習支援会場にて、区社協が進路相談、保護者に対する養育支援を実施

### 事業イメージ

北区  
委託  
地域支援グループの形成

立上げ・運営支援、学習ボランティア確保・指導、教材準備等

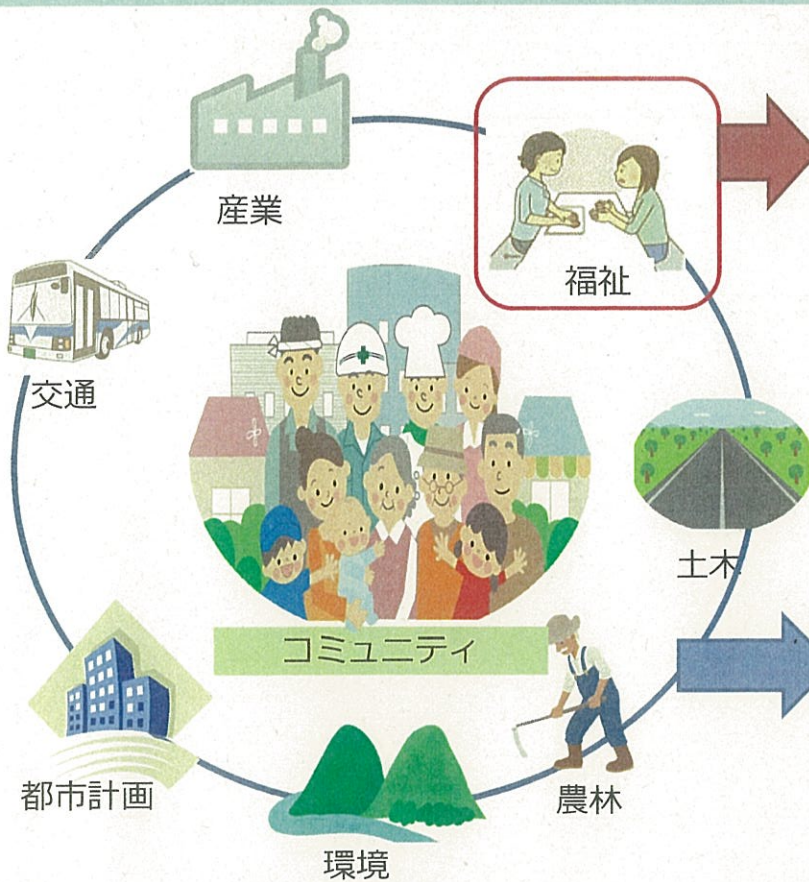
区社協

担い手  
元教員、大学生、地域ボランティア等

会場  
地域の施設等



# 地域づくりの可能性



## 福祉における地域づくり

- 相談者の困り事を支援することを積み重ねながら、地域をつくる。  
⇒個人の課題を中心に「地域」を捉える。  
⇒本人が暮らすその地域を基盤として、地域を良くするという視点。

両者の視点を融合

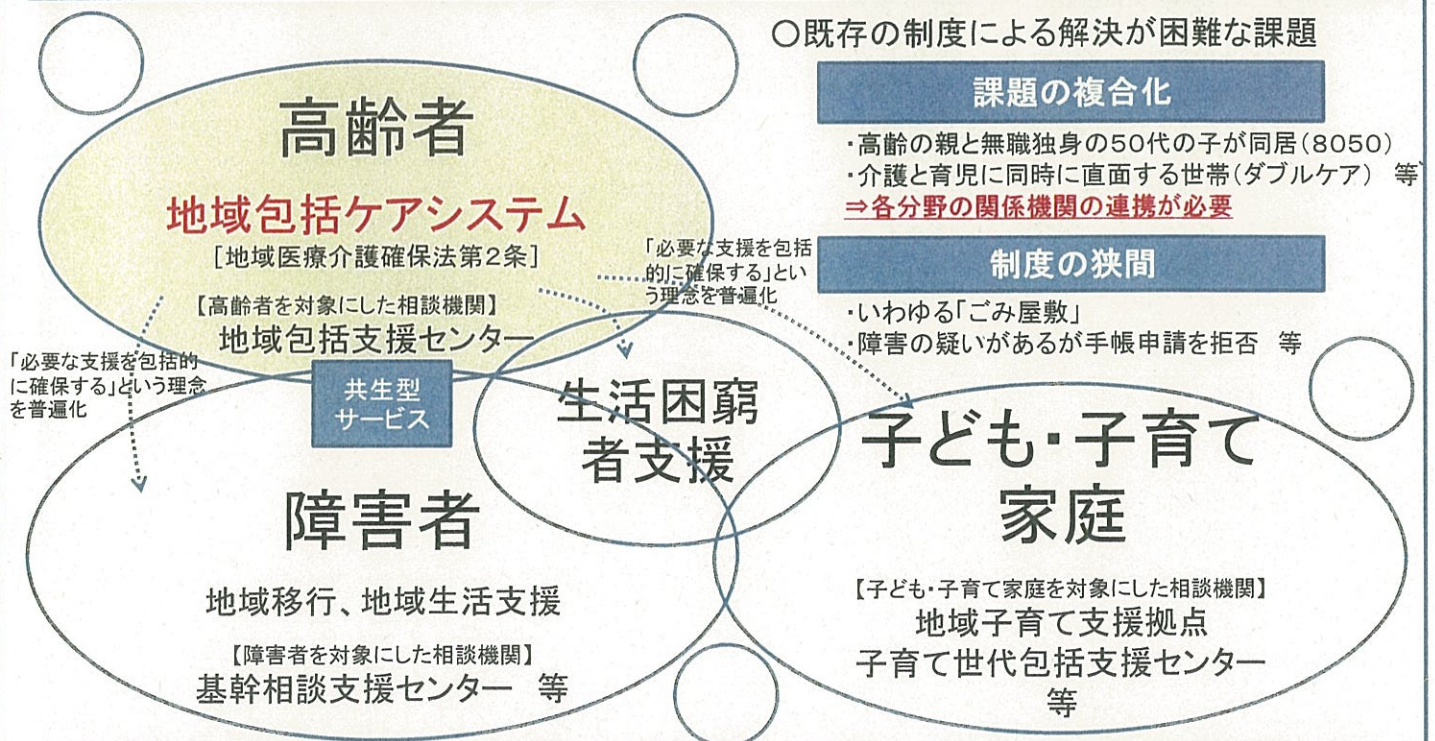


## 地域経済、地域再生における地域づくり

- 地域全体の課題を解決するために地域づくりを行うという視点。
- 地域経済や資源などが地域の中で循環し、持続的に循環する仕組みを地域の中につくっていく。

25

# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



## 土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

26



## これからの福祉施策の展開

---

27

### 問題意識

- ☐ 制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題の存在（複合課題、制度の狭間...）
- ☐ 社会的孤立・社会的排除への対応
- ☐ 「支え手側」と「受け手側」が固定化
- ☐ 地域の「つながり」の弱まり
- ☐ 地域の持続可能性の危機

28



## 「我が事・丸ごと」の地域共生社会

- 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
  - 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
  - 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
  - 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
- ◆今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」

29

## 「我が事・丸ごと」の地域共生社会実現に向けた3つの観点

地域づくり  
相談支援体制

人材

共通基礎課程創設の検討 等

サービス  
提供体制

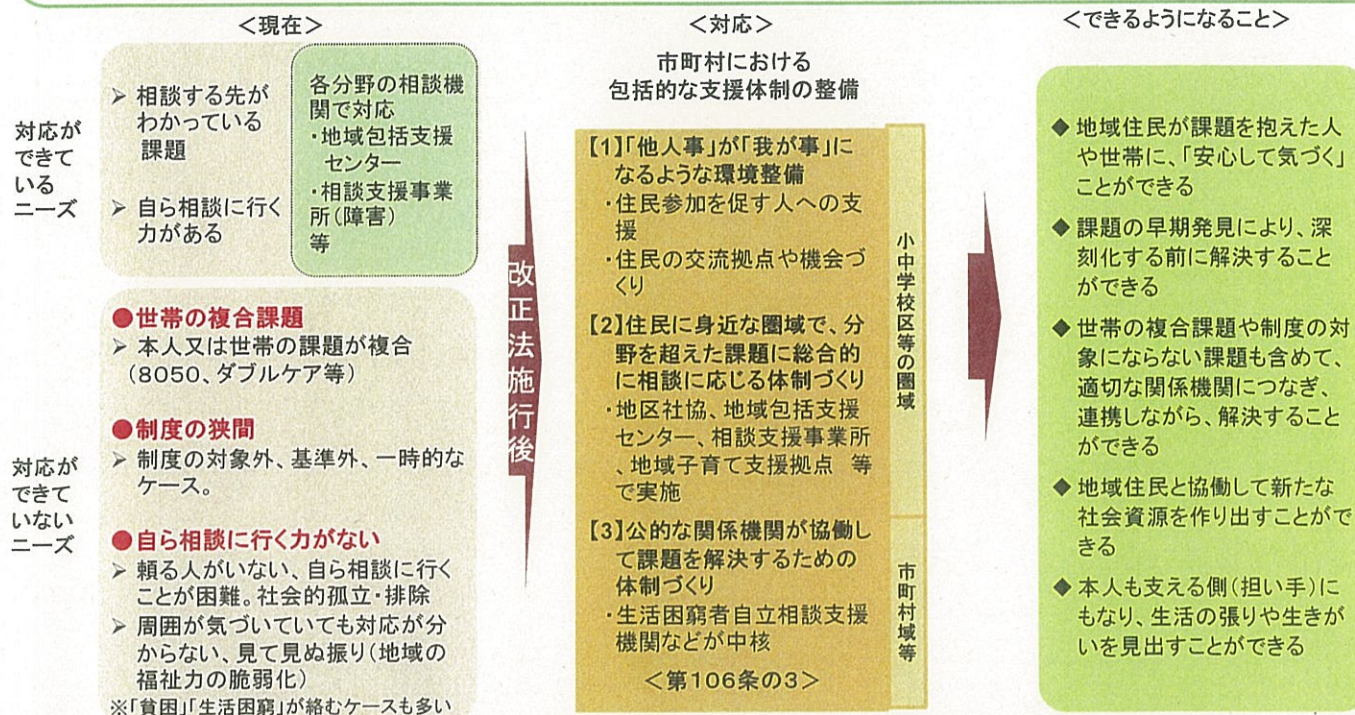
「共生型サービス」の推進 等

30



## 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立（時には排除）しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



## 「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）
- 平成29年2月 社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を国会に提出
- 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
- ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ

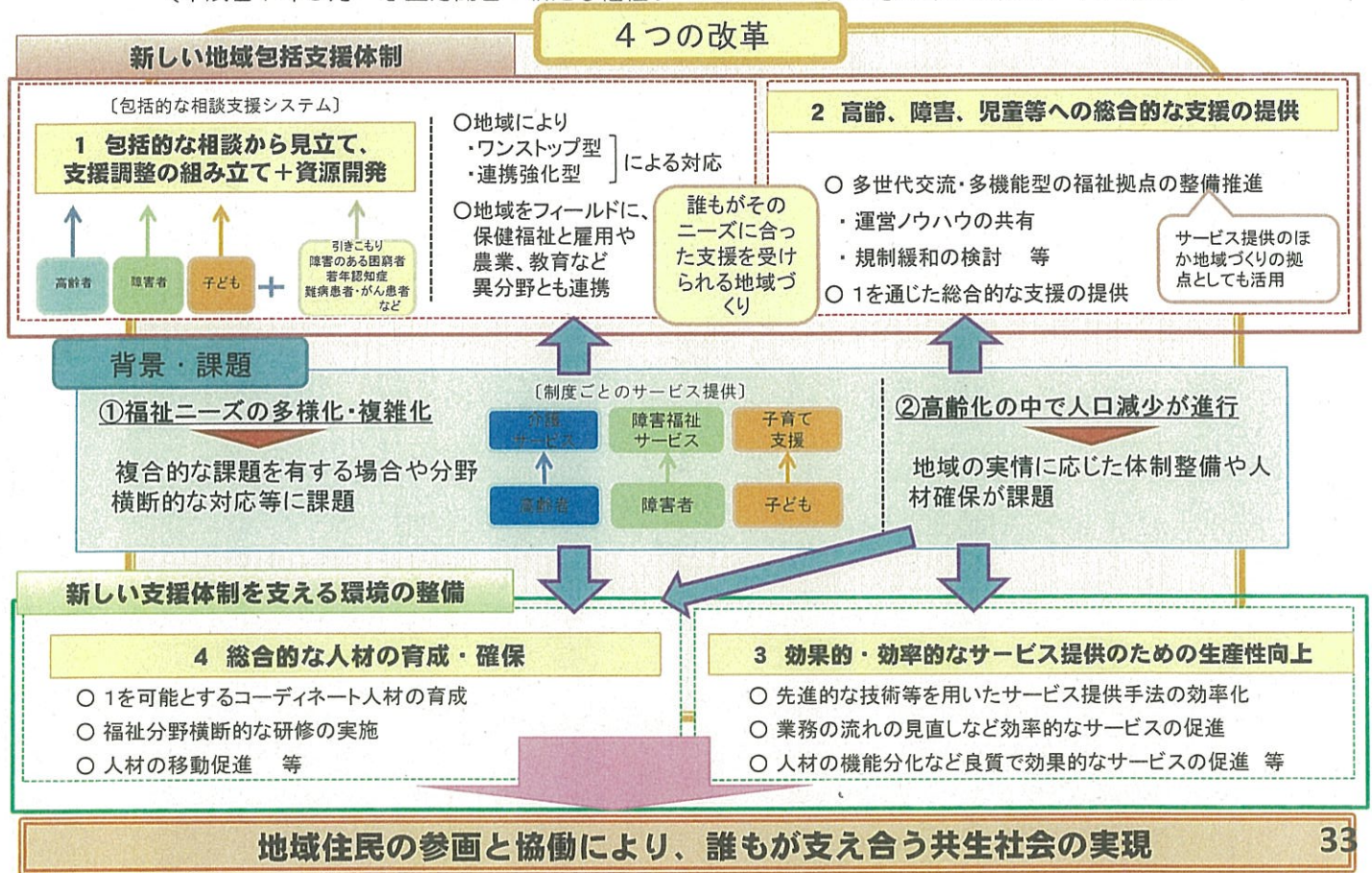


2020年代初頭の「地域共生社会」の全面展開を目指していく。



# 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

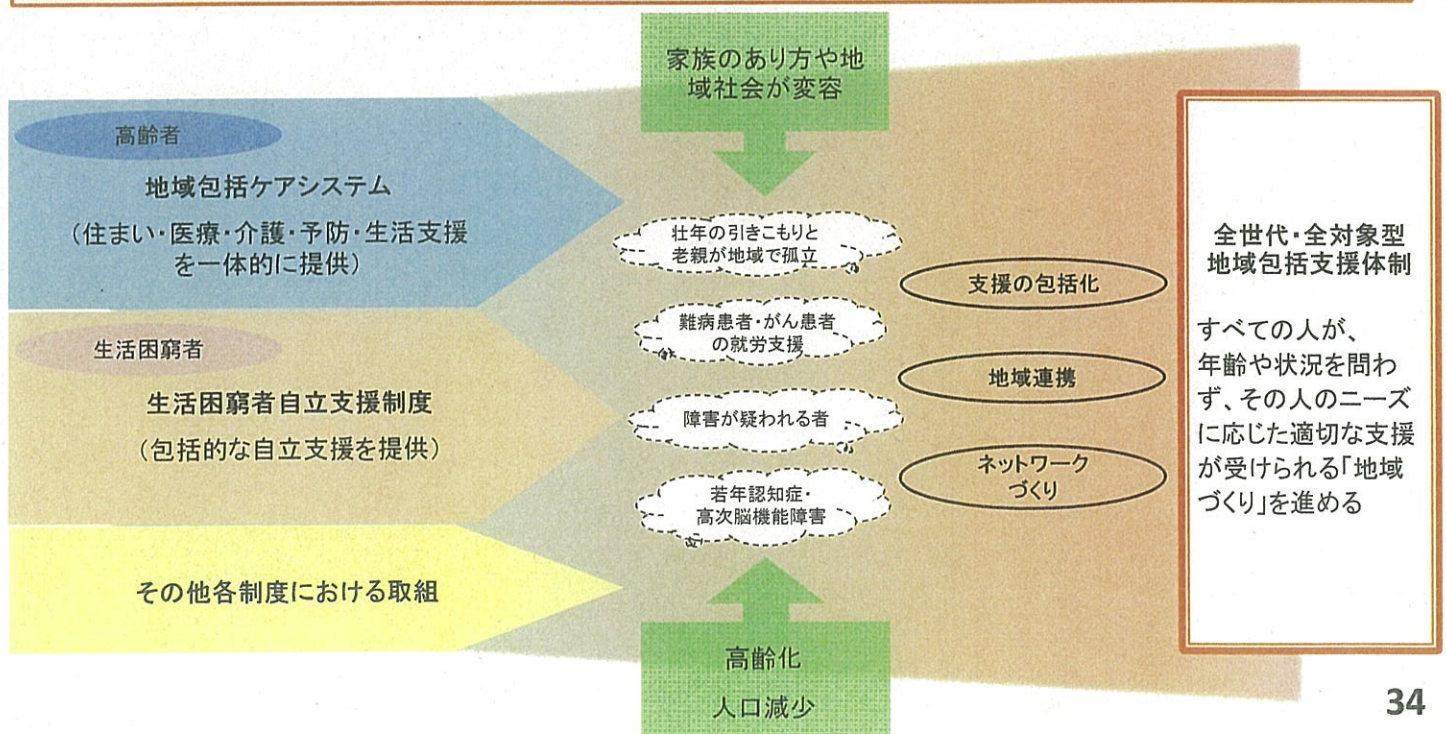
(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)



33

## 新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに拡げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



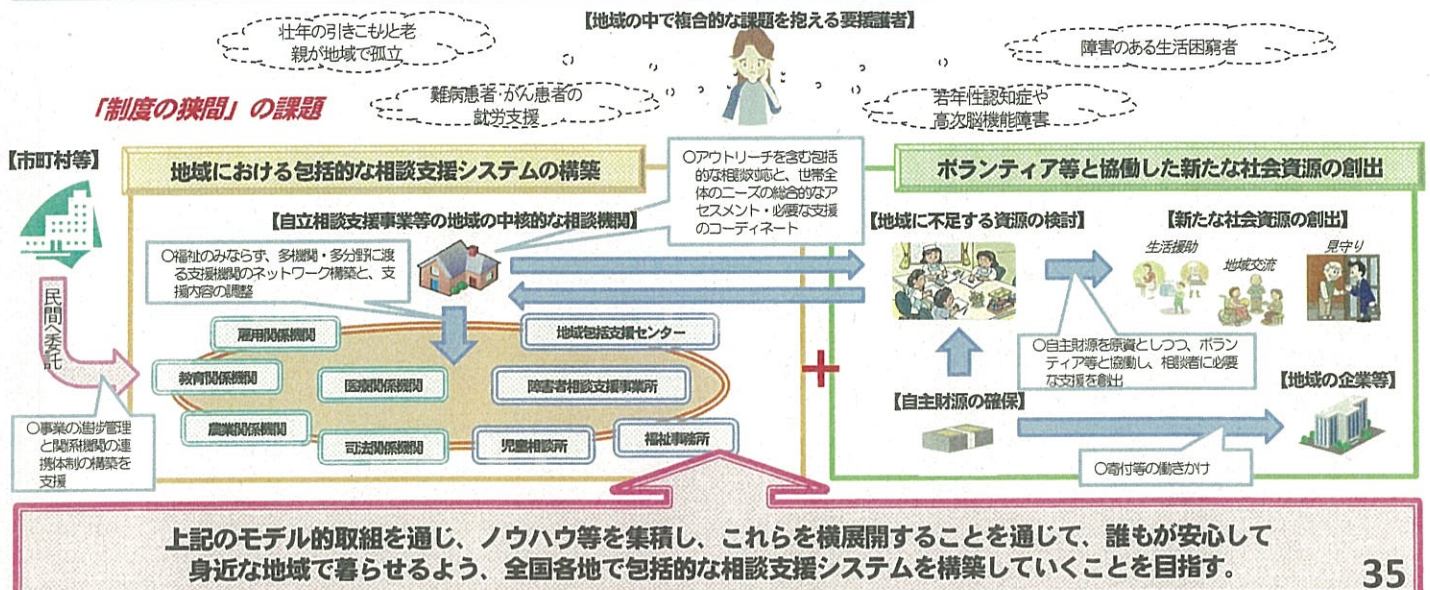
34



○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



35

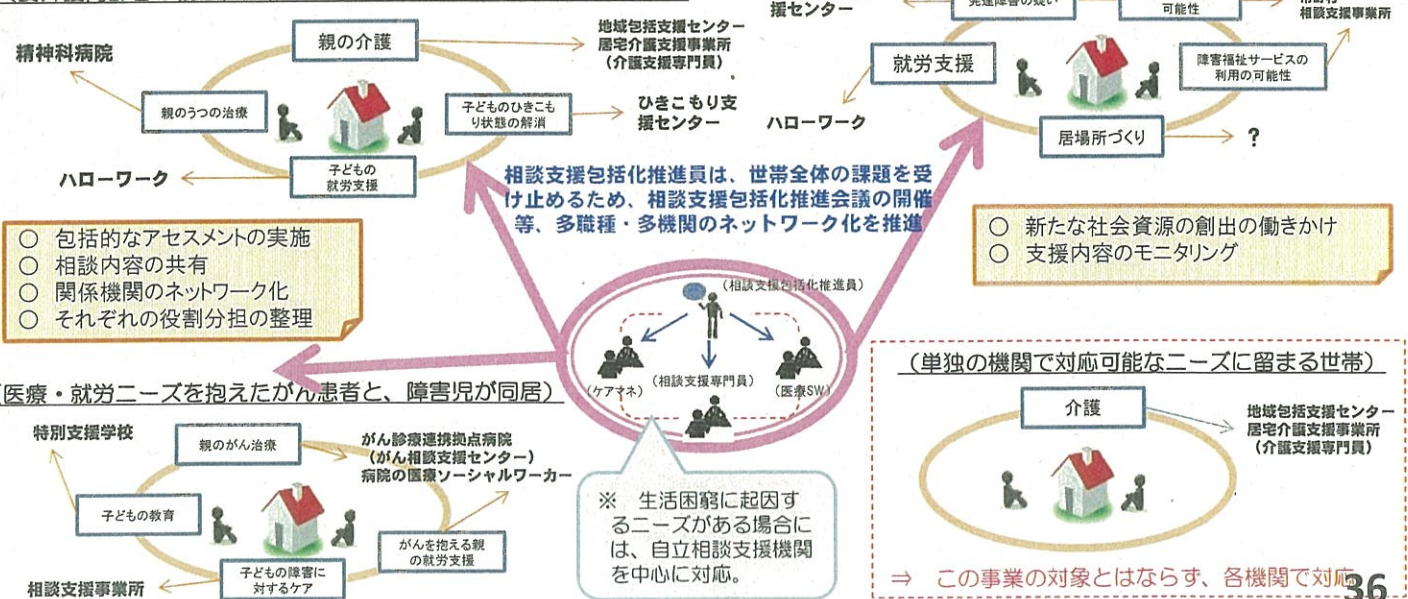
## 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」による支援対象者のイメージ

○「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」においては、複合的かつ多様な課題を抱えているが故に必要な支援につながない、次のようなケースを主たる支援対象として事業を展開する。

- ① 相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース
- ② 相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース
- ③ 既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース
- ④ あるいはこれらが複合しているケース

### 【具体的な支援対象者のイメージ】

(要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもが同居)



36



## 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

### ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**



### 明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

＜福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス（例）＞

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 高齢者等 | 通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等  |
| 障害者  | 生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援（A型、B型）、放課後等デイサービス 等 |
| 児童   | 保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等     |

#### ① 兼務可能な人員

・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

#### ② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

#### ③ 基準該当障害福祉サービス等<sup>(注)</sup>が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等：指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者（児）を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

37

## ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

### 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。



## ⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：  
 保育士 約6割（2015年度・推計）  
 介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

### 【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、密着付箋を醸成し、NP0との連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに鑑別員となっている福祉サードズの相互利用策を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得し、よりよいようにする。

### 【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務種別と資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

[illegible]

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

## 趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

### 体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣

本部長代理：厚生労働大臣政務官

本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）

本部員：関係部局長

地域力強化WG

## 主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり  
主査  
大臣官房審議官（社会・援護・人道  
調査担当）

公的サービス改革WG

## 主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化  
主査  
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

**專門人材WG**

## 主な検討課題

医療、福祉分野の専門人材の共通課程  
の創設など  
**主査**  
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

## 検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。



# 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

| 構成員氏名  | 所属                           | 構成員氏名  | 所属                                                                                     |
|--------|------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 相田 義正  | 板橋区民生児童委員協議会 会長              | 土屋 幸己  | 公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー                                                                |
| 朝比奈 ミカ | 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長      | 中 恵美   | 金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長                                                                |
| 大原 裕介  | 社会福祉法人ゆうゆう 理事長               | 永田 祐   | 同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授                                                                    |
| 奥山 千鶴子 | 特定非営利活動法人びーのびーの 理事長          | 野澤 和弘  | 毎日新聞 論説委員                                                                              |
| 越智 和子  | 社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長   | ◎原田 正樹 | 日本福祉大学 学長補佐                                                                            |
| 片山 睦彦  | 藤沢市 福祉部長                     | 福本 怜   | 下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長                                                                   |
| 勝部 麗子  | 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長      | 藤山 浩   | 島根県中山間地域研究センター 研究統括監                                                                   |
| 鴨崎 貴泰  | 特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会 事務局長 | 堀田 聡子  | 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授                                                                |
| 菊本 圭一  | 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事    | 前田 小百合 | 三重県立志摩病院 地域連携センター長<br>社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 主任<br>前 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任<br>第一層生活支援コーディネーター |
| 櫛部 武俊  | 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表       | 横山 美江  |                                                                                        |

(敬称略・50音順)  
(◎は座長)

41

## 地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

### 【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
- 地域の存続の危機
- 人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

### 【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

### 【今後の方向性】

○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、**「我が事」の意識を醸成**

- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**「暮らしとごときを丸ごと」支える**

○**地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

### 1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりえず丸ごと」

受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない
- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

### 2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

### 3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分けない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

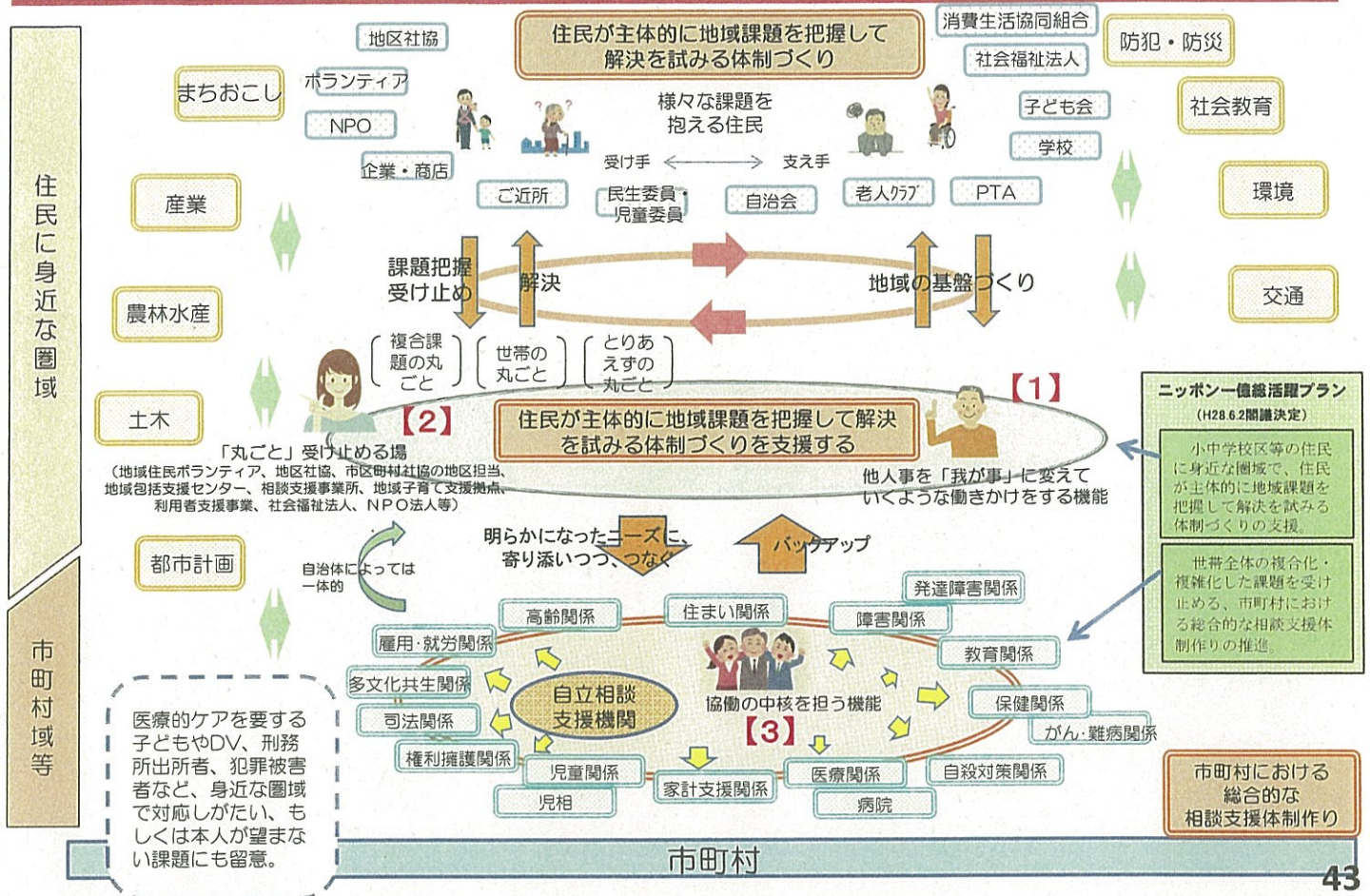
### 4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法  
○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

42





43

## コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

### 自治体概要※

人口 403,952  
面積 36.38km<sup>2</sup>  
小学校数\* 41  
中学校数\* 18  
※2017年4月1日現在  
\*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

### 住民に身近な地域での取組

#### ◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施

#### ◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す



豊中あぐり

#### ◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

#### ◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

### 市レベルでの取組



作成：厚生労働省

44







## 官民協働・地域協働の認知症の地域支援体制づくり(福岡県大牟田市)

### 自治体概要※

人口 117,224

面積 81.45km<sup>2</sup>

小学校数\* 20

中学校数\* 8

※2017年4月1日現在

\*市立のみ

- 介護サービス事業者と行政が協働し、認知症の人と家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを実施している。その取組をきっかけに、誰もが安心して暮らせるまちづくりに発展している。
- 小学校区に最低1か所は小規模多機能型居宅介護施設を設置し、併設する介護予防拠点・地域交流施設が福祉のまちづくりの拠点となっている。
- 機構改革により行政内に総合相談窓口を設置し、対象者で分けない支援体制を構築。

### 住民に身近な地域での取組

#### ◎校区まちづくり協議会

- 自治会、校区民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会、老人クラブ等の各種団体により構成された協議会を中心に、地域活動を展開
- まちづくりに関するワークショップ等を開催



認知症の人の捜索・声かけ  
(認知症SOSネットワーク模擬訓練)

#### ◎介護予防拠点・地域交流施設

- 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスや医療機関、介護施設等に併設(市内45か所設置)
- 福祉のまちづくりの拠点として、**どのような相談でも受け止める場**になることを期待

#### ◎認知症コーディネーター

- 市が養成した認知症コーディネーター(修了生)が、地域密着型サービス等に従事し、高齢者等の地域支援を実施

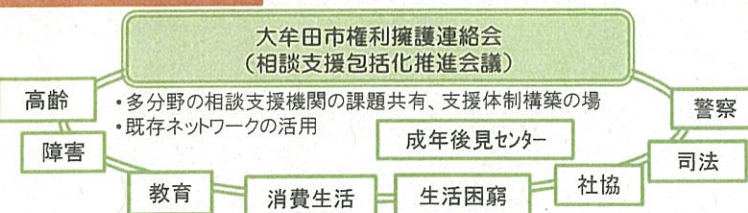


社会福祉法人等が設置する  
介護予防拠点・地域交流施設

#### ◎介護サービス事業者協議会

- 介護サービス事業者協議会の事務局を行政が担い、地域で認知症の人をはじめ高齢者を支える取組(人材育成、福祉教育、模擬訓練等)を実施

### 市レベルでの取組



#### ◎よろず相談員(相談支援包括化推進員)

- 行政内に総合相談窓口を配置(機構改革)
- 複合的な課題のある世帯等を支援するために、地域の相談支援機関をコーディネートし支援体制を構築

作成:厚生労働省 47

## 「まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制(東京都世田谷区)

### 自治体概要※

人口 896,057

面積 58.05km<sup>2</sup>

小学校数\* 62

中学校数\* 29

※2017年4月1日現在

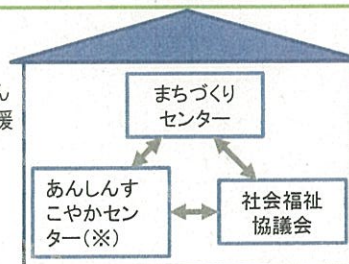
\*区立のみ

- 地域活動を支援するまちづくりセンターと、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域資源開発の担い手である社会福祉協議会の三者の一体整備により、三者が連携して身近な地区での福祉の相談と参加と協働による地域づくりを推進。
- 三者が相談を受け止め、必要に応じて区内の5か所の総合支所や本庁、関係機関と連携して対応。

### 住民に身近な地区での取組

#### ◎まちづくりセンターでの三者の一体整備

- 区内27か所(日常生活圏域毎)のまちづくりセンター(地域活動の支援)と、あんしんすこやかセンター(※地域包括支援センター)、社会福祉協議会(生活支援コーディネーター等)の一体整備を推進し、三者の連携を強化。
- 三者が持つ地域づくりのノウハウ、地域の人材や資源等を共有して、
  - ①身近な地区で福祉の相談を受ける仕組みづくり
  - ②身近な地域で支え合う活動の創出やネットワークづくり
 に取り組み、地域の課題を地域の力で解決していく。



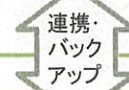
三者の一体整備  
(上馬まちづくりセンター)

#### ◎三者連携会議

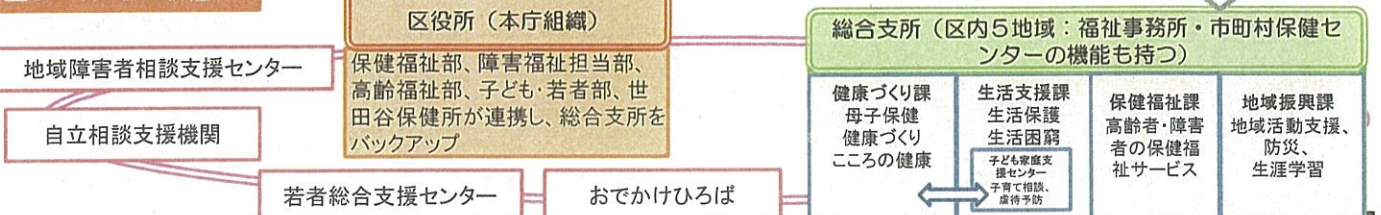
- 三者の運営や地区活動等に関する情報の共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

#### ◎地区アセスメント

- 地区の社会資源、住民ニーズ、生活課題の把握とそれに基づく取組を検討・実施



### 区レベルでの取組



作成:厚生労働省 48



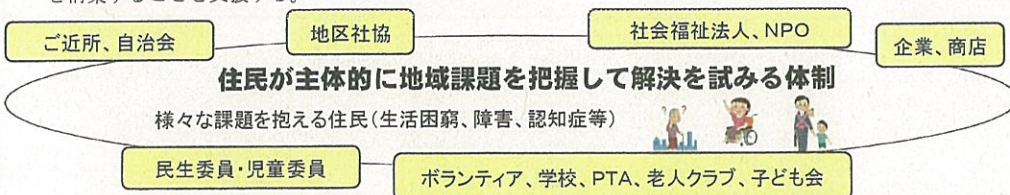
# 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成30年度概算要求額 3.4 億円

実施主体：市町村（200か所程度）都道府県可  
（平成29年度予算額 2.0 億円（100か所程度））

## （1）地域力強化推進事業（補助率3/4）

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防犯・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

## 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



**[1]** 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



**[2]** 地域の課題を「丸ごと」受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

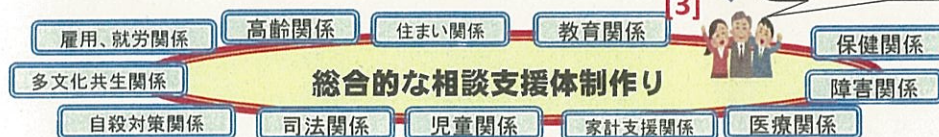
- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

\*下線部分は平成30年度新規

## （2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員  
世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

49

## 平成29年度「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 実施予定自治体一覧表（86自治体）

| 都道府県名 | 自治体名   |
|-------|--------|
| 北海道   | 釧路市    |
|       | 音威子府村  |
|       | 広尾町    |
| 青森県   | 青森県    |
| 岩手県   | 遠野市    |
|       | 矢巾町    |
|       | 岩泉町    |
| 秋田県   | 湯沢市    |
|       | 大潟村    |
|       | 山形市    |
| 茨城県   | ひたちなか市 |
|       | 東海村    |
| 栃木県   | 栃木市    |
|       | 市貝町    |
| 埼玉県   | 狭山市    |
|       | 鳩山町    |
| 千葉県   | 鴨川市    |
| 東京都   | 墨田区    |
|       | 世田谷区   |
|       | 江戸川区   |
|       | 国立市    |
| 神奈川県  | 藤沢市    |
|       | 小田原市   |
|       | 綾瀬市    |
| 富山県   | 氷見市    |
| 石川県   | かほく市   |
|       | 能美市    |
| 福井県   | 坂井市    |

| 都道府県名 | 自治体名 |
|-------|------|
| 長野県   | 伊那市  |
|       | 原村   |
|       | 朝日村  |
| 静岡県   | 吉田町  |
| 愛知県   | 長久手市 |
|       | 東浦町  |
| 三重県   | 伊勢市  |
|       | 桑名市  |
|       | 名張市  |
|       | いなべ市 |
|       | 伊賀市  |
| 滋賀県   | 御浜町  |
|       | 彦根市  |
|       | 野洲市  |
| 京都府   | 東近江市 |
|       | 米原市  |
|       | 精華町  |
| 大阪府   | 池田市  |
|       | 高石市  |
|       | 阪南市  |
| 兵庫県   | 芦屋市  |
|       | たつの市 |
| 奈良県   | 桜井市  |
|       | 王寺町  |
|       | 下市町  |
| 鳥取県   | 琴浦町  |
| 島根県   | 松江市  |
| 広島県   | 江田島市 |
| 山口県   | 宇部市  |

| 都道府県名 | 自治体名 |
|-------|------|
| 香川県   | 宇多津町 |
|       | 琴平町  |
| 愛媛県   | 愛媛県  |
| 高知県   | 宇和島市 |
|       | 黒潮町  |
| 福岡県   | 大牟田市 |
|       | うきは市 |
|       | 糸島市  |
|       | 新宮町  |
| 佐賀県   | 大刀洗町 |
|       | 佐賀市  |
| 大分県   | 杵築市  |
| 宮崎県   | 門川町  |
|       | 美郷町  |
| 鹿児島県  | 鹿児島県 |
| 政令市   | 札幌市  |
|       | 仙台市  |
|       | 千葉市  |
|       | 新潟市  |
|       | 大阪市  |
| 中核市   | 盛岡市  |
|       | 郡山市  |
|       | 高崎市  |
|       | 豊田市  |
|       | 豊中市  |
|       | 倉敷市  |
|       | 呉市   |
|       | 高知市  |
|       | 長崎市  |



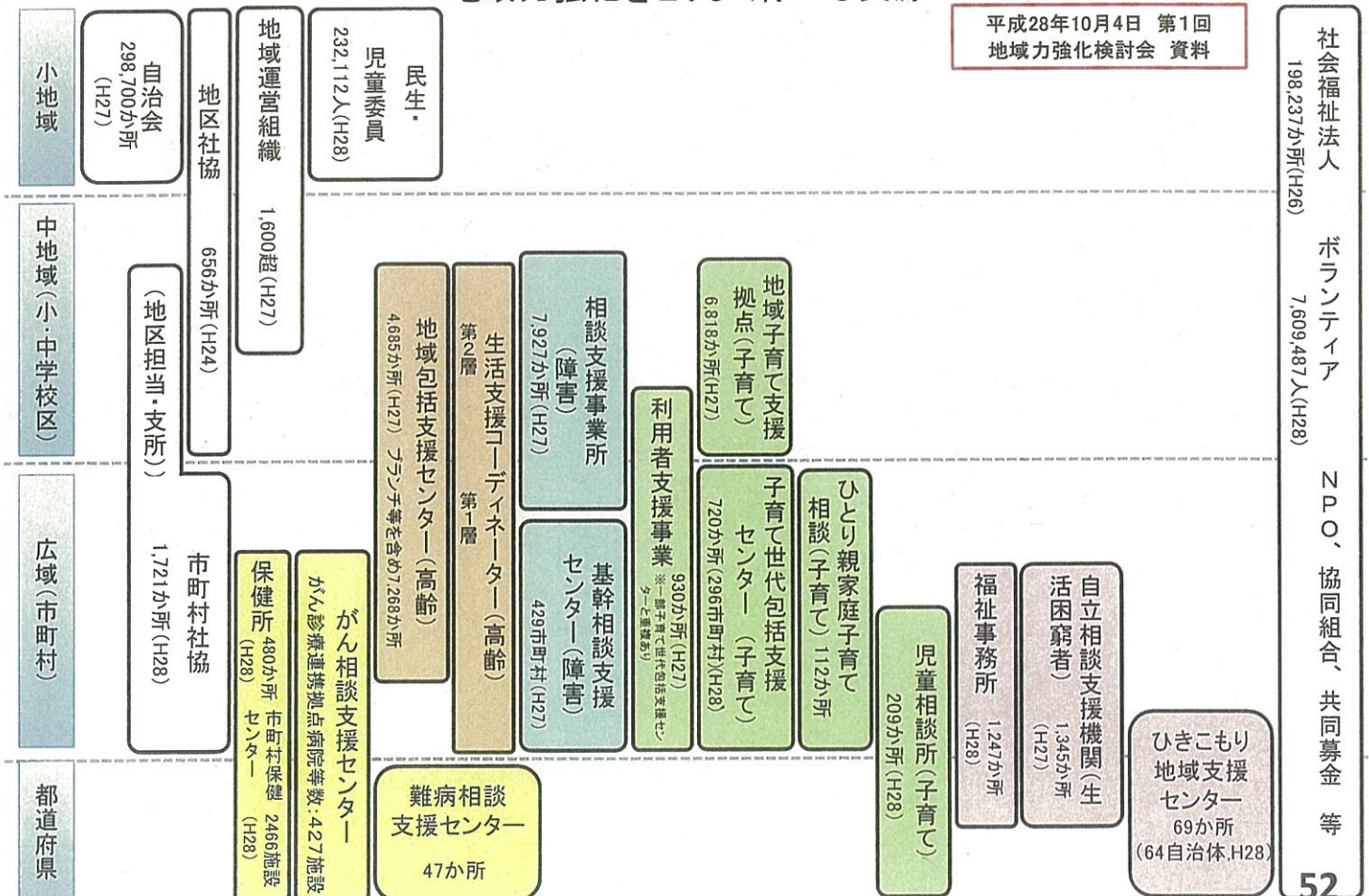
# 「地域づくり」の3つの方向性

- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

## ◆互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成

51

地域力強化をとりまく様々な資源



52



## 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

#### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

##### ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

##### ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

#### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

### II 介護保険制度の持続可能性の確保

#### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

#### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

53

## 改正社会福祉法（第4条） [平成30年4月施行]

### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

54



（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

55

（地域子育て支援拠点事業等を經營する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を經營する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを經營する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

56



（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

57

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画についても基本的に同様。

58



## 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

### 「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

#### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

### 改革の骨格

#### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

#### 地域丸ごとのつながりの強化

#### 専門人材の機能強化・最大活用

### 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：  
全面展開

#### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

59

## 「当面の改革工程」を踏まえた2本の通知

### ○社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について(課長通知)(抄)

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者也参画させる目的で行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、各事業に係る福祉サービスの提供業務の一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、各事業に係る福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参画させる目的ではない地域福祉活動については、各事業に係る福祉サービスの提供業務とは別に行われるものであり、この場合については、各事業に係る福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とが明確に区別されていれば、当該地域活動に従事することができます。

### ○地域づくりに資する事業の一体的な実施について(課長通知)(抄)

#### 1 地域づくりに資する事業の一体的な実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業(予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。)について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

#### 2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

60



## 地域づくりに資する事業の一体的な実施として考えられる例

- 平成29年3月31日付けで発出された通知(「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)では、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業(予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。)について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、市区町村は、複数の事業を連携して一体的に実施することが出来る旨を明確化している。なお、下記は考えられる一例を参考までに示したものであり、事業実施に当たっては、各市区町村の実情等に応じて適切に実施する必要があることに留意する必要がある。

### ◎地域の社会資源を開発する人の配置(コーディネーター)

- 介護保険の生活支援コーディネーターの活動範囲を高齢者だけでなく、全ての世代の人を対象に拡大
- (1) 想定される国庫補助等事業等
- ・ 地域支援事業(介護保険制度): 生活支援体制整備事業
  - ・ 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業: 地域力強化推進事業
  - ・ 市区町村単独事業(コミュニティソーシャルワーカーの配置等)
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 雇用契約等に規定されている勤務時間数等によって按分する。
  - ・ 就学前児童数(6歳未満)、6～65歳未満の障害児・者数、高齢者数のそれぞれの割合により、按分する(例: 就学前児童数および6～65歳未満の障害児・者数は市区町村単独事業、高齢者数は地域支援事業で対応)。

### ◎居住支援

- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑な入居ができるよう、住宅に関する情報提供、入居に関する相談支援、不動産関係団体等との連携による入居支援等の居住支援の取組を、対象者で区分せず一体的に実施
- (1) 想定される国庫補助等事業等
- ・ 地域支援事業(介護保険制度): 地域自立生活支援事業
  - ・ 地域生活支援事業(障害者総合支援制度): 住宅入居等支援事業
  - ・ 自立相談支援事業・居住支援事業(生活困窮者自立支援制度)
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 高齢者、障害者、生活困窮者(推定)数に応じて按分する。

### ◎権利擁護

- 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施について、高齢部門と障害部門を一本化して実施
- (1) 想定される国庫補助等事業等:
- ・ 地域生活支援事業等(障害者総合支援制度): 成年後見制度普及啓発事業
  - ・ 地域支援事業(介護保険制度): 成年後見制度利用支援事業
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分する。
- 市民後見人等の養成事業について、高齢部門と障害部門を一本化して実施
- (1) 想定される国庫補助等事業
- ・ 地域生活支援事業(障害者総合支援制度): 成年後見制度法人後見支援事業
  - ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分): 権利擁護人材育成事業
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分する。

### ◎子どもの学習支援

- 小中学生に対して放課後に行う学習支援事業について、対象者を保護者の収入等で限定せず、同一の場所・同一の時間に実施
- (1) 想定される国庫補助等事業等
- ・ 学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)
  - ・ 子どもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭支援)
  - ・ 地域学校協働活動推進事業(文部科学省)
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 就学援助率等を用いて按分する。



地域力強化検討会  
中間とりまとめ及び  
最終とりまとめについて



# 地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

## 【現状認識】

・少子高齢・人口減少  
→地域の存続の危機  
一人、モノ、お金、思いの循環が不可欠  
・課題の複合化・複雑化  
・社会的孤立・社会的排除  
・地域の福祉力の脆弱化

## 【進めている取組】

・地方創生・地域づくりの取組  
・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

## 【今後の方向性】

○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成  
①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり  
②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加  
③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり  
○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**「暮らしとしごとを丸ごと」支える**  
○**地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

### 1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌  
・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加  
・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民  
・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない  
・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

### 2. 市町村における包括的な相談支援体制

・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応  
・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要  
・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的な支援体制構築事業」(28年度5億円)  
※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

### 3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載  
・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき  
・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象  
・支え手側と受け手側に分けない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

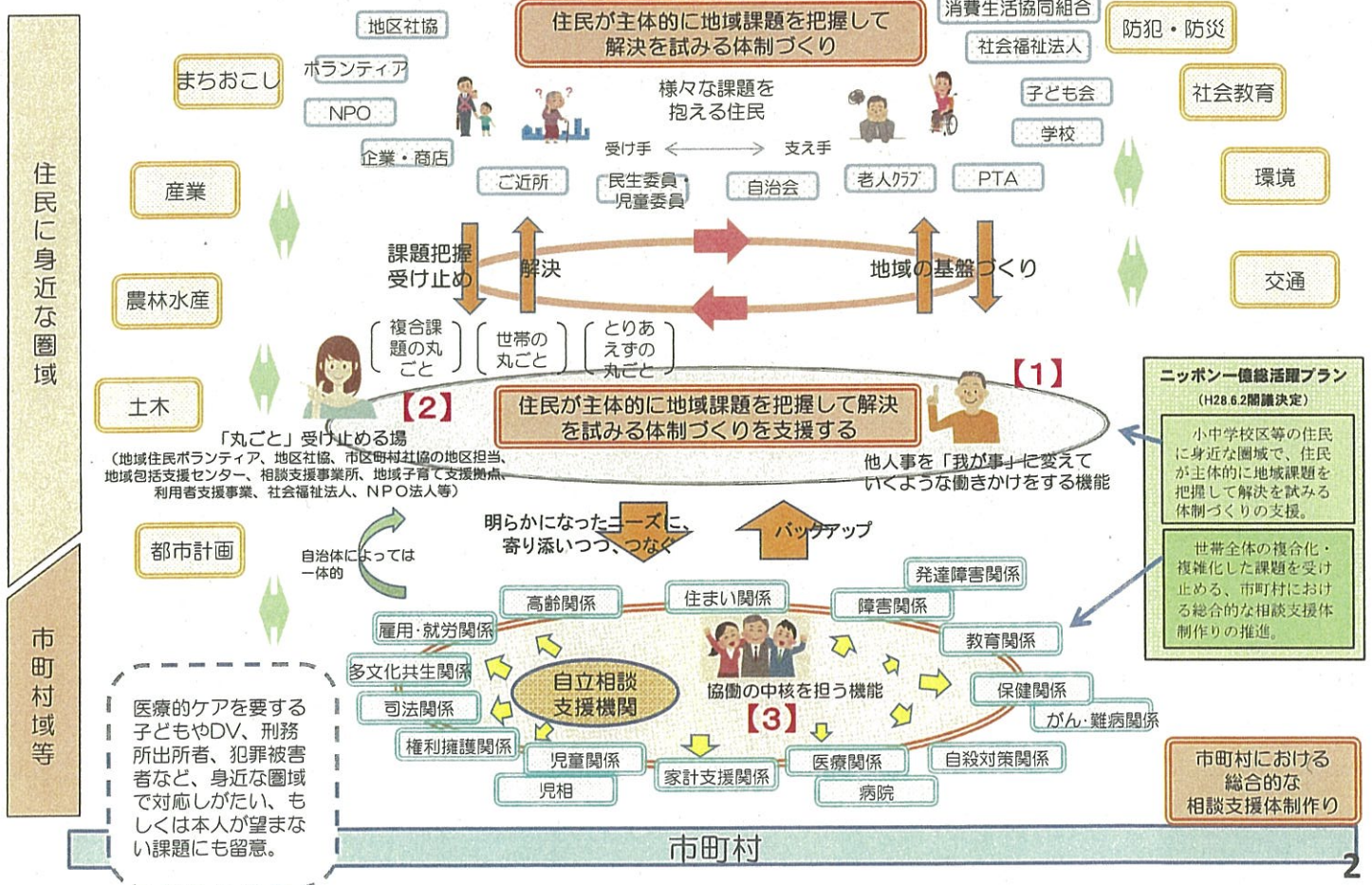
### 4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談支援体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

## 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ





地域力強化検討会中間とりまとめ  
～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

平成28年12月26日  
地域における住民主体の課題解決力強化・  
相談支援体制の在り方に関する検討会  
(地域力強化検討会)

1 総論

(1) 地域、福祉を巡る現状と課題、希望

- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結している。この危機を乗り越えるためには、我が国のひとつひとつの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要である。地域力強化を考えるにあたっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、私たちは改めて直視する必要がある。こうした考えのもと、政府では、まち・ひと・しごと創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）で述べられている通り、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる社会をつくることが喫緊の課題である。  
(参考1参照)

- 私たちのまわりの生活を見ると、深刻な「生活のしづらさ」が増しており、それは私たち自身にも起こっている、もしくは起こり得ることでもある。例えば、様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱えたり、ある地域の中で似たような問題が続発したりしている。かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯があることも事実



である。

- 高齢の親と働いていない独身の 50 代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」は、社会的孤立の一例とも言える。こうした世帯は、地域住民から見ると、「気づいていても何もできない」、ときには「排除」の対象にすらなる場合もある。
- 基盤となる地域社会そのものは、少子高齢・人口減少社会が進展するなかで、自治会・町内会の加入率は減少し続け、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつある。それに伴い、家庭の機能も変化しつつある。
- 一方、地方創生の取組の中で、地域には今まで存在しながら光が当たらなかった宝（「知恵」「人材」「資源」）があることに気づき、それを最大限引き出し、自分たちが住みたい地域を自分たちでつくる、地域でできることを探し、活かし、発展させていく地域づくりの取組が各地で進められている。そこには、地域の文化や環境、地域経済の持続可能性をどのように確保していくか、という危機感と同時に、将来への希望がある。
- 直面する複合的な生活課題に対しても、平成 27 年 4 月にスタートした生活困窮者自立支援制度は、個々の置かれている状況を明らかにし、就労準備や中間的就労支援、家計相談支援といったこれまで十分に福祉分野で行えていない支援を加え、地域で工夫しながら解決につなげていく仕組みであり、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組の先駆けとしての意味を持つ。



- 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地域創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、決して別々のものではない。生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であるし、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていく。

いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画なども含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である。

- 「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する」とされている。地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視していくことが必要である。地域の中で共生をしていくことの難しさを踏まえ、一方でそれに向けた努力をしていくことが、将来の地域社会、私たち一人ひとりにとって必要であるという高い理想を掲げたい。(参考2参照)

## (2) 3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成

### (「自分や家族が暮らしたい地域を考える」)

- (1)で記載したように、地域が持つ魅力を最大限引き出し、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという取組が、各地で進められている。その契機は、自分や家族が暮らすこの地域が将来どうなってしまうのかという気持ちであったり、あるいは自分や家族が経験した問題や課題をき



っかけに地域（我がまち）のことを考え始めたということであ  
ったりする。文字通りの「我が事」から始まり地域の未来を考  
える、とも言える。

- 高齢化の進む地域で行われている見守りを含めた高齢者自  
身が主体的に地域住民の困りごとを解決する取組、元気な高齢  
者の力を生かした事業の展開や、各地で広がっている「子ども  
食堂」もその一例ということが出来るかもしれない。
- こうした取組は、関わっている人や対象となる人が高齢者や  
子ども、障害のある人であったとしても、従来の福祉施策のみ  
から出てきているものではない。福祉や介護、子育てといった  
分野にとどまらず、産業、経済も含めた地域全体の中で、「こ  
のような地域にしたい、このような取組をしたい」という主体  
的、積極的な姿勢と、地域の課題（高齢化の進展、子どもの孤  
立等）とが結びつくことで進められている。それだけに、その  
ような取組が「楽しい」「やりがいがある」ことを共有しやす  
く、それまで関わってこなかった地域住民を「巻き込む」力も  
大きい。

（「地域で困っている課題を解決したい」）

- さらに、地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランテ  
ィアなど、「地域の困っている課題を解決したい」という気持  
ちから、地域福祉の推進に尽力してきた多くの人たちがいて、  
地域住民の困りごと、心配ごとに耳を傾け、福祉関係者や地域  
の様々な人たちとともにできる限り解決に結びつくような取  
組をしている。様々な交流や行事を開催することでつながりを  
支えたり、早期の発見、見守りや支え合いの活動、最近では事  
例検討を通して具体的な生活支援の一部を担ったり、地区単位  
で地域住民の地域福祉活動を計画化するといった取組をして  
いるところもある。



- 最近では若い人たちが、こうした社会課題に対して、積極的に社会起業家を目指したり、NPO法人が多様なアプローチをしたりしているが、同じような気持ちで取り組む住民が増えることで、共生の文化が広がっていく。

（「一人の課題から」）

- （１）で記載したように、地域には、助けを求めることもできず、周囲からも孤立している人や世帯があることも事実であり、地域の中だからこそ相談できないで埋もれてしまうこともある。

こうした課題は、必ずしも既存の「制度」の中で解決されるわけではない。いわゆる「ごみ屋敷」を例にすると、以前はごみの処理が問題になり、制度の中でどこが対応するかが問われた。しかしこうした課題を抱えた人が共通して社会的孤立の状況にあることが分かってきたことで、支援のあり方は変化している。例えば、相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片づけに参加することにより、ごみ屋敷の住人と住民との間に緩やかな関係ができることで、再度孤立に陥ることなく生活することが可能になる。さらにその人が「働ける」場所を地域の企業や商店街の中に見出すこともできる。そのことにより、本人も支える側にもなり、やがて地域の活性化に向けた担い手にもなる。また、企業や商店街も地域福祉の担い手となっている。

こうした取組は、「制度」の力ではなく、「人」の力である。

- ひとつひとつは「一人」の課題だが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民が「私たちがこんなことができるんだ」という気持ちに変わり、困難に直面している人がいても自分たちが「何かができるかもしれない」という意識が生じ得る。こうした小さな成功体験の積み重ねによる気づきと学びにより、一人の課題が地域づくりにつながっていく。



### (3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成)

- これら3つの地域づくりの取組の方向性、すなわち、
  - ・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
  - ・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
  - ・「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

という方向性は、互いに影響を及ぼしあうものということができる。「我が事」の意識は、その相乗効果で高まっていくとも考えられる。

- 例えば、主体的、積極的な姿勢で様々な取組を行っている地域では、一人ひとり福祉的な課題にそれほど強くコミットしていなくても、取組の中や築いた人間関係の中で、課題が生じることを未然に防いだり、一人の課題に早期に気づいたりできる可能性もある。

一方で、一人の課題の解決を図るために、様々な人と話をし、居場所をつくったり、働ける場を見つけたりする中で、それまで関心がなかった人や団体、企業に出会い、取組が広がっていく可能性がある。

### (専門機関、包括的な支援体制への連携)

- さらに、地域住民から見えてきた課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、身近な地域のなかで留まらず、広域の適切な機関につなげていく仕組が求められる。



- 行政や専門機関は、そうした地域住民と連携したり、必要な後方支援をしていくことで、包括的な支援体制をつくっていくことが必要である。

### (3)「くらし」と「しごと」を支える

- 私たちは、少子高齢化の進展、人口減少、一人暮らし世帯の増加、非正規雇用の増加、生涯未婚率の増加など、生活をめぐる環境が大きく変化する中で暮らしていかなければならない。

生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶ。

こうした本人や世帯の課題を「丸ごと」受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の視点から見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、強みや思いから必要な支援を考えていくことが必要である。

本人や世帯の「くらし」と「しごと」を「丸ごと」支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、今後の福祉施策の中で重要である。

- 介護、子育て、障害など、各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは当然であるとしても、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではない。

また、各分野の制度において福祉サービスを充実させることで、結果的には、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会であるとか、地域のつながりの中で困りごとを支えあう土壌であるとか、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという行政や福祉関係事業者の姿勢を、弱めてきたという側面があることも認識することが必要である。

重要なのは、「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間の問題をどのように解



決していくかである。どの分野の相談支援機関にいたとしても、生活課題の全体性、問題の総合性、多分野との連携、地域とのつながりといった視点は常に有していなければならない。

#### (4) 従来の福祉の地平を超えた次のステージへ

- (2) や (3) の取組は、従来の福祉の地平を超え、「次のステージに上がる」ことを意味する。

こうした取組を進めることで、全ての人たちが安心して暮らしつづけられる地域の持続可能性、かつ多様な人たちが存在する地域社会で相互に支え合うことが出来る共生文化の創出、そうしたことを可能にする地域包括支援体制の構築につながる。

#### (5) この中間とりまとめについて

- 当検討会では、本年10月4日の第1回以降計4回にわたり、ニッポン一億総活躍プランの「地域共生社会」の項目に掲げられている該当部分に沿い、検討を重ねてきた。

そして、「我が事・丸ごと」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトにしていくという考え方のもと、平成29年の介護保険制度の改正が行われるのに先立ち、中間的とりまとめを行うこととした。

## 2 各論

### (1) 住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」

#### (「我が事」の地域づくり)

- 目指すべき地域の在り方は、「どのようなところに住みたいか」「安心して住み続けるために、どんな課題を解消していきたいか」という視点から、住民自身が中心となって関係機関と



協働しながらつくりあげていくものである。そうしたことを、地域で話し合える土壌や関係性が重要であり、そうした協議の場の確保やプロセスが必要である。その際、福祉以外の分野とも連動していくことが重要である。

- 地域住民の立場や意識も様々である。何らかの働きかけをきっかけに、住民が地域における様々な取組に関わることで、「楽しい」「やりがいがある」と思えるような経験をしたり、当初疎外感を感じていた（アウェイ）地域が、やがて自分のまち（ホーム）に変わっていくといった経験を通じて、地域のことを「我が事」としてとらえる環境もできてくるのかもしれない。
- また、同じ地域に住む人どうしの中で「困っている人」「深刻な状況にある人」が把握された場合であっても、見て見ぬふりをしたり、誰かにまかせようと思うのではなく「自分たちでなにかできないか」と思える意識は、ソーシャルワークの機能を果たす者の働きかけにより、一つの課題に対して地域住民も一緒に解決していく過程を繰り返し、気づきと学びを促すことで、作り上げられるものである。
- その土台として、幼少期から地域福祉に関心を促し、地域活動への参加を通して人間形成を図っていく福祉教育が必要である。就学前から義務教育、高等教育といったそれぞれの段階で地域貢献学習（サービ斯拉ーニングやボランティア活動）などに積極的に取り組み、福祉意識の涵養と理解を深めていくことが大切である。またこうした地域福祉の学びは生涯学習の視点からでも取り組んでいかなければならない。  
また、時として、地域の人だからこそ、問題を隠しSOSを発することができないこともある。問題が深刻化して初めて表面化することもある。自分の困り事を地域に伝えたり、助けを求められるようになるための福祉教育も大切である。
- こうした他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを



する、いわば地域にとっての「触媒」としてのソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが必要である。その際、自治体が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、自治体は支援する立場に回りつつ、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかなどを協議して決めていく過程が重要である。

- 例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことも、方法の一つとして検討できる。
- また、受け手側が支え手側になる取組として、例えば高齢者が支え手として主体的に通いの場づくりや子どもの集まる場所づくり等を行う場合にも、市町村は、地域支援事業の「介護予防」の事業としてその活動を支援する等の取組を推進していくことが必要である。
- 地域住民が「我が事」と捉え、課題の早期発見につなげるためには、課題を抱えた人だけでなく、誰もがお茶を飲みながら世間話をしたり、気軽に立ち寄ることができる居場所や、住民や専門職が話し合ったり、それを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の活動拠点をつくることが重要である。  
そのような場づくりをどうサポートするかを、自治体として検討する必要がある。

#### （「丸ごと」の地域づくり）

- 表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員や自治会なども含めた地域住民であり、それは住民でなくてはできないことである。



そうした気付きを円滑に専門的な支援につなげられる体制がなければ、住民は、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないまま黙っているしかなくなってしまう。従って、「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要がある。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域になる。

- また、こうした仕組みがあることで、地域に根付き、住民のニーズを把握してつないでいくことを役割とする民生委員・児童委員の精神的な負担を和らげることにつながり、より積極的に活動することが可能となる。
- 「住民に身近な圏域」には、地域住民を主体とする地区社協があったり、市区町村社協の地区担当が配置されていたり、地域包括支援センターや障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所といった福祉各制度に基づく相談機関があったり、地域に根差した活動を行う社会福祉法人やNPO法人があったりする。こうした機関で、あるいは相互に連携しながら、それぞれの機関が直接担当している分野だけではなく、「丸ごと」の相談を受け止める場を「住民に身近な圏域」に設けていくべきである。
- その際に、おおむね中学校区単位で専門職が配置されている機関である地域包括支援センターを活用して、対象を高齢者に限定することなく、総合相談支援の窓口として展開している事例もあり、「丸ごと」受け止める場としての機能を果たしていくことも期待される。  
(参考3参照)
- この場合の「住民に身近な圏域」は、最大でも小学校区域で



ある、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位である、等、地域の実情に応じて異なるが、いずれにしても、「我が事・丸ごと」の体制を作る際の圏域の設定には、地域住民が決めていくプロセスがあることが必要である。

その際、介護保険事業計画の圏域や、障害福祉計画の圏域など既存の計画等における圏域設定との関係も、地域福祉計画の上で整理していくことが有効である。

## (2) 市町村における包括的な相談支援体制

- 「住民に身近な圏域」にある「丸ごと」の相談を受け止める場合は、自らあらゆる課題を解決する負担感を負うことなく、明らかになった課題に寄り添いながら、適切な機関につないでいくことが必要となる。特に、多様な、複合的な課題については、高齢、障害、子どもといった福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべきである。
- 「丸ごと」の課題に対応しようとするれば、制度の狭間の問題にぶつかることがあるが、その解決には、関係機関どうしが連携するだけではなく、(1)における体制と連携しながら、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要である。
- このため、基本的には市町村をベースとした（地域の実情に応じて、それより大きいことも、小さいこともありうる）、多機関の協働による包括的な相談支援体制が構築されるべきであり、こうした体制が構築されるためには、協働の中核の役割を担う機能が必要である。
- 生活困窮に関わる課題に関しては、生活困窮者自立支援制度



における自立相談支援機関の支援員が協働の中核の役割を担っている。

(\*) 自立相談支援機関に関しては、制度施行からまだ期間が経っていないこと、現時点では取り組み状況に地域差がみられること等から、さらなる取組の推進が図られるべきであり、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」(平成 28 年 10 月～。座長：宮本太郎中央大学教授)において、施行後 3 年後見直しについて検討が進められている。

○ さらに、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関が設置されていない自治体やそれ以外の課題に対しては、平成 28 年度から、厚生労働省において「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」が実施されており、現時点で全国 26 自治体において取組が行われている。この事業の進展を注視しつつ、こうした取組について、制度として確立していくことも含め、どのように全国展開していくべきか検討すべきである。

○ この事業では、協働の中核の役割を担う「相談支援包括化推進員」を、機関を定めずいずれかの機関に配置することを求めている。「相談支援包括化推進員」は、複合的な課題を受け止め、多機関協働の中でチームとして解決策を検討し、時には新たな社会資源の創出を行うものであり、ソーシャルワークとしての知識・経験をベースにした専門職であるとともに、多くの関係者から信頼されるに足る人材であることが必要である。「相談支援包括化推進員」を配置する機関も、丁寧なプロセスを経て、地域においてふさわしいと認められた機関であることが必要である。

26 自治体でも実際にそのような考え方のもとに配置されており、例えば、福祉関係の機関だけではなく、地域の実情に応じて病院のソーシャルワーカーも協働の中核を担う機能として考えることが可能である。

(\*) 26 自治体では、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援



機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

- なお、医療的ケアが必要な子どもなど高度な専門性が必要となる課題や、DV、刑務所からの出所者、犯罪被害者や戸籍に関わる課題など声を上げると地域では排除の対象になりかねない課題、身近な地域では特段の配慮が必要な課題などに対しては、しっかりと受け止められる仕組みを別途広域的に作っていくことが必要である。
- 現在ある様々な「協議の場」、「コーディネートの機能を担う人」について、一度整理を行い、それぞれがより効果的に役割を果たせるように、市町村が地域特性を踏まえて関係者との調整の上、再編成することも考えられるし、財源を柔軟に運用することも必要である。

### (3) 地域福祉計画等法令上の取扱いについて

#### (地域福祉計画)

- 現行の地域福祉計画は、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項が記載事項とされているが、当検討会で検討している「我が事・丸ごと」の体制整備についても記載事項として明確に位置付けるべきである。
- また、地域福祉計画は、社会福祉法では、策定は任意とされながらも、7割の自治体で策定が行われており、「我が事・丸ごと」の体制整備をすべての自治体で促進するためにも、任意から義務化するべきである。
- さらに、地域福祉計画の策定に関係者の意見が反映されるこ



とや、単に策定されるだけではなくP D C Aの手続きが適切に踏まれることが重要であり、こうしたことも明確に規定すべきである。

- 地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置づけるべきである。さらに、その内容が市町村の総合計画の中に盛り込まれていくことが必要である。
- なお、地区単位での住民の地域福祉活動を計画化したり、社会福祉法人等の民間組織・団体の地域福祉活動を計画化し、これらと地域福祉計画を連動させていくことも求められる。

#### (地域福祉の考え方)

- 地域福祉に関しては、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革における社会福祉法の改正で、地域福祉の推進の規定を設ける等の対応が行われているが、地域福祉の対象、考え方の広がりを反映できる内容にすべきである。
- 具体的には、社会福祉法第 4 条（地域福祉の推進）では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について、「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされている。しかしながら、
  - ・ 支援が必要な課題とは、「福祉サービスを必要とする」だけでは狭義であり、前述のとおり、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割の場の確保、家計、教育、そして孤立などにまで及ぶ。こうした、従来の福祉サービスの枠組みを超える支援が必要な人も含まれるべきである。
  - ・ また、それらの人たちは、あらゆる分野の活動に「参加す



る」だけでなく、「ニッポン一億総活躍プラン」にあるとおり、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」する主体であるべきである。

#### (守秘義務に伴う課題)

- 住民主体の課題把握や解決にあたり、例えば、地域住民から課題を聞きとった民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等の守秘義務を有する者が、専門機関等と話し合っ解決策を検討し、(守秘義務を有していない)住民の協力も得ながら取り組んでいこうという場面で、住民との間で個人情報共有することが難しいという課題が指摘されており、法制的な対応を含めて検討すべきである。

#### (4) 自治体、国等の役割について

##### (自治体の役割)

- 自治体は、(1)、(2)で示した体制をつくっていくことに、最終的な責任を持つとともに、地域の実情に応じた体制をつくるために関係者との間で必要な機能について共通認識を持てるような働きかけをすることが必要である。
- (1)、(2)で示した内容は、何らかの機関を設置するといった画一的なものではなく、地域、市町村において必要となる機能を示したものである。従って、それらを実際にどのような形でつくっていくかは、自治体によって様々な方法が考えられる。「他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能」、「「丸ごと」の相談を受け止める場」、「協働の中核を担う機能」を同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあり得る。



重要なのは、こうした機能が必要であることについて、地域の関係者が話し合う等のプロセスを通じて共通認識を持つことである。このために、地域福祉計画策定のプロセスを活用することも有効である。

- 自治体においては、身近な圏域どうしあるいはそれぞれの圏域内における住民どうしが地域の実情を共有し、相互の学び合いによる取組の進化を促進するため、きめの細かい圏域ごとの人口や生活の状況のわかりやすいデータ整備が求められる。
- また、関係機関において「丸ごと」の相談体制を目指していく中で、自治体の組織においても「丸ごと」に対応できる体制を作っていく必要がある。福祉分野における横断的な体制だけではなく、保健師が地区担当であった頃の利点を再評価しながら保健分野も含めて全庁的に、包括的な相談が実施可能となるような体制の構築に向け検討していくべきである。  
また、子どもを通じて様々な課題に直面している学校と連携することも重要である。  
その際、分野ごとの施策をライフステージに応じて切れ目なくつないでいくことが大切である。  
また、地域福祉として統合化して企画ができる機能が必要である。
- こうした市町村の取組を支援する観点からも、都道府県の役割は重要であり、都道府県地域福祉支援計画の策定を推進することが大切である。

#### (国の役割)

- 国においては、「我が事・丸ごと」を、平成 29 年の介護保険制度の改正以降の一連の福祉の制度改革を貫く基本コンセプトに位置づける、との考え方のもと、必要な措置を順次、早急に講じるべきである。



- また、国においては、(1)、(2)で示した内容について、「地域で自由に決める」ことを強調し、自治体に委ねてしまうのではなく、なぜそのような機能が必要なのか、各自治体で丁寧に話し合うような支援をしていくことが必要である。
- 国においては、自治体を超えて地域力強化に関連した成果や課題および解決手法の共有化を図るため、身近な圏域ごとの基礎的なデータや取組事例および成果等が幅広く共有される体制づくりに取り組むべきである。
- 「我が事・丸ごと」を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整、資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。  
また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。人材の確保や定着についても、必要な措置を講ずるべきである。
- 全国的に、(1)、(2)で示した体制をつくっていくに当たっては、分野ごとに財源が分かれていることを踏まえると、柔軟な財源の活用や、別途の財源についての議論が必要であり、国においては、財源のあり方についても、具体的に検討を進めるべきである。

#### (社会福祉法人等の役割)

- 社会福祉法人は、その専門性と地域における信頼感、存在感を生かし、高齢、障害、子どもといった対象を問わない相談を行うこと、住まい、就労等の面で既存の福祉サービスにはない取組を行うこと、地域における福祉課題への対応について勉強会を行うことなど、改正社会福祉法で位置付けられた地域にお



ける公益的な取組の枠組みも活用しながら、我が事・丸ごとの地域づくりに取り組むことを促進するべきである。

- 地域住民、福祉以外の分野に関わる団体や企業の幅広い活動につなげていくため、社会福祉協議会の役割は重要である。特に、ボランティアセンターは、ボランティアを通じたまちづくりのためのプラットフォームとなる「まちづくりボランティアセンター」（仮称）へと機能を拡充させて、関係機関と協働していくことについて、検討する必要がある。

#### (5) 寄附文化の醸成について

- 寄附文化の醸成にあたっては、共同募金（特定テーマ募金の推進）、安心生活創造事業で行われた自主財源確保のための取組、ソーシャル・インパクト・ボンド、社会福祉法人の地域公益的な取組などが期待される。これらの取組に加えて、クラウドファンディングや地域通貨なども含め、多様な寄附のあり方を検討していく必要がある。
- こうした地域福祉を推進する財源を考えるということは、資金確保というだけのことではなく、官民協働という過程を大切にすること、これまで地域福祉に関心が薄かった人たちにも関心を喚起すること、また事業評価、成果を「見える化」することで、より効果的な対策を考えていけることなどの利点が多い。今後の地域福祉の推進にあたって、積極的に導入を検討していく必要がある。このため、共同募金については、使い道や期待される成果を明確にして募集するテーマ型募金を広げるなど、寄附者により納得が得られる仕組みを普及させることが求められる。
- 考えられるさらに幅広い方法等については、今後具体的に検討することとしているが、以下の事項については共通認識があった。



- ・ 単に不足する資金を集めるだけでなく、地域で何が課題か話し合い、そのための資金を皆で出し合うことが、「我が事」のきっかけとなることを再認識することが必要。
- ・ 寄附という枠組だけでなく、金銭以外も含めた様々な資源を発見していく姿勢が求められる。

### 3 終わりに

- 「我が事」の地域づくりは、決して地域住民に解決のすべてを委ねることではない。例えば、表に出にくい大変な状態にある世帯に気づくこと、主体的、積極的な地域づくりの取組を行う中で課題が生じることを未然に防げる地域をつくること、必要とされる場（就労等の場）を見出したり、見守りや声かけも含めた孤立の解消を図ったりすることは、住民だからこそできる取組であり強みが活かされる取組である。また、「我が事」の地域づくりは、生活の張りを生んだり、住民に生きがいをもたらすなどの効果があり、結果として住民にとって欠かすことのできないものとなる。このようなひとつひとつの取組が、住民の生活を豊かにし、その集積が地域力を高めていく。こうした取組と、公的な支援体制が協働して初めて、安心して暮らすことができる地域になると考えられる。
- 本検討会では、この中間とりまとめを道標として、今後も、福祉の地平を超えた次のステージを実効あるものとするための検討を進めていく。



◆参考1：ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

（一億総活躍社会の意義）

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。

これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人々が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される（包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環）。

（地域共生社会の実現）

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

◆参考2：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）  
（「具体的な施策」部分（抄））

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行う NPO などが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020 年～2025 年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020 年～2025 年を目途に全国展開を図る。



◆参考3：「丸ごと」受け止める場の例

(例1) 豊中市

- ・市の地域福祉計画に基づき小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において「福祉なんでも相談窓口」(市委託事業)を設置し、ごみ屋敷など、把握した課題を地域住民とともに解決を図る。社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(市内7圏域に2名ずつ配置)が、ワンストップで専門的観点からサポート。公民協働で支え、さらに解決の仕組みづくりを行う。

(例2) 藤沢市

- ・市民センター・公民館を中心に13地区の特性を活かし、全世代・全対象型の「藤沢型地域包括ケア」を目指す。生活困窮者自立支援事業の直営による行政の地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」と、社会福祉協議会への委託による「バックアップふじさわ社協」の相談支援員及びCSWが連携し、複合的課題に対し、地域の中で関係機関等と総合的・包括的に対応できる体制を整備。平成28年度：CSWは3地区でモデル実施。

(例3) 名張市

- ・複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人の相談に、地域包括支援センターがワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。(ランチを拠点とした市内15か所の相談窓口)

直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク(エリアネットワーク)の強化を促進する。

※CSW：コミュニティ・ソーシャル・ワーカー



# 地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

## 総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づき、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

## 各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 第106条の3 第1項第1号

○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

【2】複合課題丸ごと「世帯丸ごと」とりあえず丸ごと受け止める場 第106条の3 第1項第2号

○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法  
例2: 地域包括支援センターのプランナーを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法  
例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法  
例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法
- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制 第106条の3 第1項第3号

○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

## 各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全庁的な体制整備

○計画策定に当たっての留意点

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定する方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

## 各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討



# 地域力強化検討会 最終とりまとめ ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～

平成29年9月12日

## 地域における住民主体の課題解決力強化・ 相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会)

### 目次

|                                                        |         |
|--------------------------------------------------------|---------|
| ○総論                                                    | ..... 2 |
| ○各論                                                    |         |
| 1. 市町村における包括的な支援体制の構築について<br>(改正社会福祉法第106条の3関係)        | .....10 |
| ・他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能<br>(第106条の3第1項第1号関係)      | .....11 |
| ・「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場<br>(第106条の3第1項第2号関係) | .....16 |
| ・市町村における包括的な相談支援体制<br>(第106条の3第1項第3号関係)                | .....18 |
| 2. 地域福祉(支援)計画について                                      | .....21 |
| 3. 自治体、国の役割                                            | .....24 |
| ○終わりに                                                  | .....28 |
| <参考1>改正社会福祉法(抜粋)                                       | .....31 |
| <参考2>構成員名簿                                             | .....35 |
| <参考3>地域力強化検討会 中間とりまとめ(平成28年12月26日)                     | .....36 |

中間とりまとめを基本に、その後の議論を踏まえて、改正社会福祉法第106条の3に基づく指針の策定、地域福祉計画の策定ガイドラインの改定、さらにはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりの展開に資するよう最終とりまとめを行う。



# 総論

2

## (1) 地域、福祉を巡る現状と課題、希望

- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結している。この危機を乗り越えるためには、我が国のひとつひとつの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要である。地域力強化を考えるにあたっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、私たちは改めて直視する必要がある。こうした考えのもと、政府では、まち・ひと・しごと創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)で述べられている通り、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる社会をつくるのが喫緊の課題である。
- 私たちのまわりの生活を見てみると、深刻な「生活のしづらさ」が増しており、それは私たち自身にも起こっている、もしくは起こり得ることでもある。例えば、様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱えたり、ある地域の中で似たような問題が続発したりしている。かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯があることも事実である。
- 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」は、社会的孤立の一例とも言える。こうした世帯は、地域住民から見ると、「気づいていても何もできない」、ときには「排除」の対象にすらなる場合もある。

- 基盤となる地域社会そのものは、少子高齢・人口減少社会が進展する中で、自治会・町内会の加入率は減少し続け、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつある。それに伴い、家庭の機能も変化しつつある。加えて、雇用など生活をめぐる環境も大きく変化してきている。また、単身世帯の増加により、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が求められている。
- 一方、地方創生の取組の中で、地域には今まで存在しながら光が当たらなかった宝(「知恵」「人材」「資源」)があることに気づき、それを最大限引き出し、自分たちが住みたい地域を自分たちでつくる、地域でできることを探し、活かし、発展させていく地域づくりの取組が各地で進められている。そこには、地域の文化や環境、地域経済の持続可能性をどのように確保していくか、という危機感と同時に、将来への希望がある。
- 直面する複合的な生活課題に対しても、平成27年4月にスタートした生活困窮者自立支援制度は、個々の置かれている状況を明らかにし、就労準備や中間的就労支援、家計相談支援といったこれまで十分に福祉分野で行えていない支援を加え、地域で工夫しながら解決につなげていく仕組みであり、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組の先駆けとしての意味を持つ。
- 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地域創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、決して別々のものではない。生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であるし、地域福祉によって

3



地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていく。

いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防災・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画なども含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である。

- 「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する」とされている。地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視していくことが必要である。地域の中で共生をしていくことの難しさを踏まえ、一方でそれに向けた努力をしていくことが、将来の地域社会、私たち一人ひとりにとって必要であるという高い理想を掲げたい。

## (2) 地域共生社会に向けて私たちは何をを目指すのか ○それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦<共生文化>

「我が事」の意識は、誰かに押し付けられるものではない。「共生」は「強制」されることで画一的になってしまう。従来の封建的な側面を残した地域に縛り付けるものでもない。個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくこと。それは住民主体による地域づくりを高めていくことである。

しかし、実際の地域の状況は複雑であり、お互いの価値や権利が衝突し、差別や排除が起こるのも地域である。例えば、保育所や障害福祉サービス事業所などの福祉施設の建設という出来事を、自らの生活に及ぼす影響と照らして考えたときには、「総論」としては賛成であるが、近所に福祉施設ができるという「各論」には反対ということもある。

「地域共生社会」という言葉について改めて考えてみると、例えば、障害者基本法では明文で「地域社会における共生」の理念が掲げられ、障害福祉施策を中心として、様々な施策が行われてきた。しかしながら、現場ではその実現の難しさに直面してきたことも事実である。

それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を創出することは、高い理想であり、思うように進まないこともあるかもしれないが、個の課題と向き合う中で他人事と思えない地域づくりに取り組むことなどを通じて、あきらめることなく、それが文化として定着するよう挑戦し続けていくことに価値があるのである。

## ○すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ<参加・協働>

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだ

4

けではなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められている。自立ができれば社会に参加するのではない。自立のあり方は多面的であるが、自立は個人で完結するものではなく、社会への参加を通して自立が促されることは共通している。他者とのつながりの中で自立していくためのつながりの再構築こそが求められている。

それぞれの地域で共生社会の実現に向けて、具体的に連携する「仕組み」と事例に基づく「対話・協議」をしていく過程が大事であり、そのような場をつくることが求められる。

そのために、行政の責務を明確にするとともに、関係者の合意形成が不可欠である。その過程を大切に、「計画化」していくことが重要である。

## ○重層的なセーフティネットの構築<予防的福祉の推進>

これからの社会福祉にとって重要な視点は「予防」である。

これまでの申請主義による「待ち」の姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切である。しかしながら、その時点では支援を拒否したり、本人や家族に困っている自覚がない場合もある。本人の意思や尊厳を尊重する視点を前提としながら、近隣や民生委員・児童委員などによる見守りや日常の地域活動、企業や商工関係者との連携などによる情報提供、ソーシャルワーカーなどの専門職によるアウトリーチなどにより、必要な時に必要な支援が届けられるような環境を整えることが重要である。

さらには、当事者に寄り添い、強みを引き出していく視点をもちながら、日常での活動を通じた関係づくりなど参加や協働の機会を増やしていく取組、自立生活が可能となるような取組や生活技術を身につけられるような取組など様々な取組を通じて、地域の中で重層的なセーフティネットを構築することにより、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に支援につながっている状況をつくることが可能となる。

このような取組は、結果として、早期の段階からの医療・保健との連携した支援や生活支援のネットワークの構築にもつながり、行政にとっても必要なものである。

## ○包括的な支援体制の整備<包括的支援体制>

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要がある。

すなわち、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題<sup>(※)</sup>を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくる。そのために専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要である。

※ 改正社会福祉法では、地域生活課題を「福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定している。

高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきたが、この「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも普遍化すること、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものである。

## ○福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造<多様な場の創造>

地域の各分野の課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案等をしていくことを通じ、これまで支援の「5



受け手」であった人が「支え手」に回るような、参加の場や就労の場を地域に見出していく。

また、必要に応じてサービス開発やそうした場を創り出していく社会資源開発が必要であり、さらにそうした場につなぐ、場の中で人と人をつなぐ、場と場をつなぐ、コーディネーションやファシリテーションの機能と人材が重視される。

域の様々な人たちとともにできる限り解決に結びつくような取組をしている。様々な交流や行事を開催することでつながりを支えたり、早期の発見、見守りや支え合いの活動、最近では事例検討を通して具体的な生活支援の一部を担ったり、地区単位で地域住民の地域福祉活動を計画化するという取組をしているところもある。

○ 最近では若い人たちが、こうした社会課題に対して、積極的に社会起業家を目指したり、NPO法人が多様なアプローチをしたりしているが、同じような気持ちで取り組む住民が増えることで、共生の文化が広がっていく。

（「一人の課題から」）

○（1）で記載したように、地域には、助けを求めることもできず、周囲からも孤立している人や世帯があることも事実であり、地域の中だからこそ相談できないで埋もれてしまうこともある。

こうした課題は、必ずしも既存の「制度」の中で解決されるわけではない。いわゆる「ごみ屋敷」を例にすると、以前はごみの処理が問題になり、制度の中でどこが対応するかが問われた。しかしこうした課題を抱えた人が共通して社会的孤立の状況にあることが分かってきたことで、支援のあり方は変化している。例えば、相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片づけに参加することにより、ごみ屋敷の住人と住民との間に緩やかな関係ができることで、再度孤立に陥ることなく生活することが可能になる。さらにその人の参加の場や役割を持てる場、「働ける」場所を地域の企業や商店街の中に見出すこともできる。そのことにより、本人も支える側にもなり、やがて地域の活性化に向けた担い手にもなる。また、企業や商店街も地域福祉の担い手となっている。

こうした取組は、「制度」の力ではなく、「人」の力である。

### （3）3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成

（「自分や家族が暮らしたい地域を考える」）

○（1）で記載したように、地域が持つ魅力を最大限引き出し、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという取組が、各地で進められている。その契機は、自分や家族が暮らすこの地域が将来どうなってしまうのかという気持ちであったり、あるいは自分や家族が経験した問題や課題をきっかけに地域（我がまち）のことを考え始めたということであったりする。文字通りの「我が事」から始まり地域の未来を考える、とも言える。

○ 高齢化の進む地域で行われている見守りを含めた高齢者自身が主体的に地域住民の困りごとを解決する取組、元気な高齢者の力を生かした事業の展開や、各地で広がっている「子ども食堂」もその一例といえることができるかもしれない。

○ こうした取組は、関わっている人や対象となる人が高齢者や子ども、障害のある人であったとしても、従来の福祉施策のみから出てきているものではない。福祉や介護、子育てといった分野にとどまらず、産業、経済も含めた地域全体の中で、「このような地域にしたい、このような取組をしたい」という主体的、積極的な姿勢と、地域の課題（高齢化の進展、子どもの孤立等）とが結びつくことで進められている。それだけに、そのような取組が「楽しい」「やりがいがある」ことを共有しやすく、それまで関わってこなかった地域住民を「巻き込む」力も大きい。

（「地域で困っている課題を解決したい」）

○ さらに、地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランティアなど、「地域の困っている課題を解決したい」という気持ちから、地域福祉の推進に尽力してきた多くの人たちがいて、地域住民の困りごと、心配ごとに耳を傾け、福祉関係者や地

6

○ ひとつひとつは「一人」の課題だが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民が「私たちがこんなことができるんだ」という気持ちに変わり、困難に直面している人がいても自分たちが「何かができるかもしれない」という意識が生じ得る。こうした小さな成功体験の積み重ねによる気づきと学びにより、一人の課題が地域づくりにつながっていく。

（3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成）

○ これら3つの地域づくりの取組の方向性、すなわち、

・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり

・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり

・「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

という方向性は、互いに影響を及ぼしあうものといえる。「我が事」の意識は、その相乗効果で高まっていくとも考えられる。

○ 例えば、主体的、積極的な姿勢で様々な取組を行っている地域では、一人ひとりは福祉的な課題にそれほど強くコミットしていなくても、取組の中や築いた人間関係の中で、課題が生じることを未然に防いだり、一人の課題に早期に気づいたりできる可能性もある。一方で、一人の課題の解決を図るために、様々な人と話し、居場所をつくったり、働ける場を見つけたりする中で、それまで関心がなかった人や団体、企業に出会い、取組が広がっていく可能性がある。

7



(専門機関、包括的な支援体制への連携)

- さらに、地域住民から見てきた課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、身近な地域の中で留まらず、広域の適切な機関につなげていく仕組みが求められる。
- 行政や専門機関は、そうした地域住民と連携したり、必要な後方支援をしていくことで、包括的な支援体制をつくっていくことが必要である。

#### (4)「くらし」と「しごと」を支える

- 私たちは、少子高齢化の進展、人口減少、一人暮らし世帯の増加、非正規雇用の増加、生涯未婚率の増加など、生活をめぐる環境が大きく変化する中で暮らしていかなければならない。生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶ。こうした本人や世帯の課題を「丸ごと」受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要である。本人や世帯の「くらし」と「しごと」を「丸ごと」支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、今後の福祉施策の中で重要である。
- 介護、子育て、障害など、各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは当然であるとしても、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではない。  
また、各分野の制度において福祉サービスを充実させることで、結果的には、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会であるとか、地域のつながりの中で困りごとを支えあう土壌であるとか、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという行政や福祉関係事業者の姿勢を、弱めてきたという側面があることも認識することが必要である。  
重要なのは、「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間の問題をどのように解決していくかである。どの分野の相談支援機関にいたとしても、生活課題の全体性、問題の総合性、多分野との連携、地域とのつながりといった視点は常に有していなければならない。

8

#### (5)点から面への取組

- こうした地域づくりを実現するためには、(i)他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行う機能、(ii)住民に身近な圏域で「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえずの丸ごと」受け止める場、(iii)市町村域や広域での包括的な相談支援体制が必要である。改正社会福祉法第4条第2項では、「地域住民等」を主語として「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が規定されており、その実行を担保するため、同法第6条第2項で国と地方公共団体は各般の措置を講ずるよう努めなければならないとする責務規定が置かれ、さらに同法第106条の3第1項では市町村の責務が具体化され、これらによって、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が規定されている。
- 既に地域の中では、様々な地域づくりに関する取組が実践されているが、これらの取組の多くは、「我が事・丸ごと」の地域づくりのための(i)～(iii)の取組が、いわば「点」としては実施されていたとらえることができる。今後は、それぞれの市町村において、これらの取組を有機的につなげ、または(i)～(iii)の機能がない場合には新しく作り出すことによって、互いに連携・協働し、「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制が構築されるものと考えている。
- 市町村においては、改正社会福祉法第6条第2項及び第106条の3の規定について、(i)～(iii)を担うべき主体とともに考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開されることを期待するものである。

9



# 各論

## 1. 市町村における包括的な支援体制の構築について (改正社会福祉法第106条の3関係)

10

### 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

(第106条の3第1項第1号関係)

#### 中間とりまとめの要点

○地域づくりの3つの方向性

⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成

①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり

②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり

③「一人の課題から」、地域住民と関係機関(専門職)が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気付きと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要

・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌

・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加

・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

中間とりまとめ 2(1)住民で身近な圏域での「我が事・丸ごと」  
(「我が事」の地域づくり) (P.8)関係

市町村が包括的な支援体制を整備するに当たり、改正社会福祉法第106条の3第1項第1号では、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援や地域住民等が相互に交流を図る事ができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施などの事業に取り組むこととされているが、それらの事業については、以下のような考え方のもとで行われるものであることに十分留意する必要がある。

<①の促進に向けて>

○ ①を促進するためには、まず地域における福祉や医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における、会議や集いの場、サロン等をより多く見つけて、つながっていくことが重要である。これは、地域の宝探しとも言える営みであり、地方創生とも連携しながらまちづくりにつながる取組である。

○ このような会議や集い、サロン等は、公民館や団地の集会所、地域運営組織(小さな拠点)などで行われており、分野を問わず多様な地域の課題が寄せられている。

○ 仮に既存の場がなかったり、機能していない時には、機能を強化したり、新たに作ることも有効な手段である。

○ こうした場への参加を通じて、「このようなまちをつくりたい」といった参加者の夢や願いを知ったり、地域生活課題に新たに気付くとともに、それらに対して「自分ならばこのようなことができる」といった発想を持って、実際に、それが実行されていくことで、成功体験が積み重ねられていく。

○ こうした様々な場をつなぎ、分野を超えた協働を進めたり、そうした分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけて、つながっていくことも大切である。

○ このような取組の中で、これまであまり関係してこなかった他分野や福祉分野との間に、新たな取組やつながりが生まれることが期待される。さらには、ともに地域をつくる存在として協働していくことも可能となる。

11



- 他分野とつながる時には、自分達が主導しようとするのではなく、連携先にも独自の文化や考え方があることに配慮し、「相手の土俵」の中で関係性を深めることが大切となる。
- また、場の運営においては、参加者のモチベーションにつながるような「楽しい」「やりがいがある」ことを共有できるような配慮が求められる。
- 誰もがいつでも、気軽に立ち寄れる活動の拠点となる場をつくることも大切であり、敷居を下げるよう配慮する。
- 中間とりまとめでも述べたとおり、こうした他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする、いわば地域にとっての「触媒」としてのソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが必要である。その際、市町村が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、市町村は支援する立場に回りつつ、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかなどを協議して決めていく過程が重要である。例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことも、方法の一つとして検討できる。

#### <②の促進に向けて>

- ②の促進においては、①、③を活発化し地域に関心を持つ人を増やしていくことが重要である。そのためには、地域包括支援センターや保健センターなども含めた市町村、社会福祉協議会等が、地域の状況や活動等について把握している情報を数値化・可視化し、提供することで、「我が事」の認識が深まっていったり、地域生活課題の解決につながるボランティア活動等を具体的に示すことで、実際の活動に取り組みやすくなる。
- また、教育委員会や社会教育委員等と連携して、社会教育や学校教育の中で、福祉教育の機会を提案し、障害や認知症、社会的孤立の理解等に関して学ぶことを通じて、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供することも重要である。
- その際、単に知識を学ぶだけでなく、その人を多面的に理解し、お互いの人間関係をつくるようなプログラムや、地域生活課題を共有し解決していけるような学習が必要であり、学習者の状況に応じて、段階的に取組を進めていくことも大切である。

12

- 地域生活課題の学習や研修機会の提供に当たって、社会福祉事業を実践している社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO法人などが積極的にその役割を担うことが期待される。
- また、専門職同士で相互の理解が進まず、連携が図れないこともある。日ごろからコミュニケーションをとる機会を意図的に設け、自分たちの活動内容や、活動に向けた思いを互いに理解しあっていく営みが求められる。その上で、事例から離れずに連携の実践を積み重ね、体感していく取組が重要である。
- 多職種連携に当たっては、保健・医療・福祉に限らず、雇用・就労、住まい、司法、教育、産業などの分野にも広がりが見られていることに留意する必要がある。
- ボランティアや地域活動に参加したいと考えている人は多いが、実際に活動している人は一部である。知人が誘う等、気軽に活動に参加できるきっかけや、地域の住民や団体、企業等が実際に地域で活動できるための中間支援機能の整備、公民館や社会教育における学習活動との連携、活動拠点の整備などを通じて、仕掛け・仕組みを多様につくるとともに、メディア等を通じた広報・周知活動も行うことが大切である。
- また、ボランティアを新たに始めることだけが地域活動ではない。例えば、「隣家の電気がついている、いない」を見守るなど、地域住民が日常的に行っている取組も大事な地域活動であると意味付けをしていくような視点も重要である。
- 企業も地域社会の一員という観点から、企業が地域づくりに参加するための積極的な働きかけも重要である。

#### <③の促進に向けて>

- ③のような取組は、地域住民が、何らかの課題を抱える人を目の当たりにして、手を差し伸べたいという思いが喚起されたり、さらに同じような思いを抱える地域住民と一緒にその人を支援することなどがきっかけになる。
- 例えば、近隣に住むひとり親家庭の親が子育てや仕事で疲れている様子であることや、子どもが連日コンビニなどで食事を購入して一人で食事をしていることに気付き、地域住民がお総菜を届けたり、子どもの宿題を見たりといった関わりが生まれていく。地域住民は、このような関わりの中で、ひとり親家庭で頼れる人がいない親子が地域に複数いることを知り、そのような親子を支えていくように変化する。このように、一人の課題を「我が事」として考えるようになり、ひいては地域の課題としてとらえ、地域づくりへと広がる取組もある。

13



- 一方、地域から排除されたり、一部の人から強く拒否されている人への支援については、ソーシャルワーカーが専門的な対応をしていく中で、徐々に地域住民と協働していく場合もある。
- ソーシャルワーカーが、当事者の思いや現状をアセスメントし、当事者本人を排除している地域住民に対し、その排除せざるを得ない住民側の気持ちを受け止めつつも、当事者本人の思いや状況を代弁し伝えたり、当事者と地域住民が交流する場を、適切なタイミングで設定する等の働きかけが有効である。すなわち、専門職は、これまで「困った人」として位置づけられていた当事者を、不安や悩みを抱え「困っている人」として理解できるように支援する視点も求められる。当事者を排除したり拒否していた地域住民が、やがて当事者を支えたり見守る役割を担う「支え手」へと変化していく。
- また、保育所などの福祉施設が近所にできるといった、「一つの出来事」が地域での話し合いのきっかけとなることもある。
- このような個別事例の積み重ねを繰り返すことで、地域住民の意識が変化していく。さらに、そうした取組について、当事者のプライバシー等にも配慮した上で広く知ってもらうことで、同じような取組をしている、もしくは、しようとしている住民も喚起されるなどして、地域全体の解決力が底上げされていく。
- その際に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などの内容を踏まえて、ソーシャルワーカーは地域住民等への理解を促し、地域へ働きかけていく必要がある。
- 地域においては、「支える側」の人が「支えられる側」であることもある。例えば、地域の相談役となっている人が、自分の孫がひきこもりで支援を受ける家族となったり、ソーシャルワーカーが、ダブルケアのために相談支援を受ける立場になることもある。また、支援を通してそれまで「支えられる側」であった人が「支える側」になることもある。地域住民の役割は固定されるものではなく、両方の側面を持って生活を営んでおり、状況や時間の経過とともに役割は入れ替わったり、循環したりする。
- ③は、地域や社会の中で、緩やかなつながりを持ちながら「お互い様」という関係性をつくり、お互いの存在を認め合いながら各々が役割を果たす地域へと成長する可能性をもつ視点である。
- なお、こうした取組によって、社会にある差別や偏見を取り除いたり、低減につながる活動を日ごろから行っていくことの必要性が変わるものではない。

14

#### <①、②、③の関係性>

- ①、②、③は、それぞれ独立したものではなく、相互に影響を及ぼしあったり、循環するものである。
- 例えば、自治会の会合で、近隣のごみ屋敷の悪臭や衛生上の問題が指摘され、その住人（以下、「本人」という。）は問題行動をとる困った人として批判された(①)。自治会長は、民生委員・児童委員に相談し、社会福祉協議会に連絡し、社会福祉協議会のソーシャルワーカーが関わるようになり、本人には家族や知人がおらず、孤立した状態であり、認知機能も低下していることが分かった。そこで、自治会と共催で、ゴミ屋敷に至る背景や要因について、講師を招いて学習会をした結果、住民の中に理解者が増えていった(②)。ソーシャルワーカーの働きかけにより、住民が共に清掃を行うことで、本人と地域住民の間につながりが生まれ、緩やかな見守りの機能が形成される(③)。また、ソーシャルワーカーは、ボランティア団体にも働きかけ、本人の話し相手としてボランティアが訪問するようになる。徐々に本人の生活が落ち着き、地域のイベントにスタッフとして参加するなど、支え手としても活動を始める(②)。このような経過を経て、自治会の会合において、ゴミ屋敷の課題は、「地域における社会的孤立の課題」として位置付けられるようになり、自治会としてどのように支援をしていくかについて関心が持たれるようになる(①)。
- このように、①～③は、単独で完結することなく、それぞれが影響し合い、その経験が積み重なることで相乗効果が生まれ、さらに強く地域づくりを進める原動力となる。
- 「我が事」として認識した地域の課題を地域で解決していく際には、そのための財源についても考える必要がある。
- 寄附によって財源を集めるためには、使途を明確化し、寄附をする側の共感を得ていく必要がある。加えて、金銭だけでなく、ヒト、モノ、ノウハウの提供を受けることも有効である。
- こうした地域づくりを推進するための財源については、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことに加え、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会を活用・推進したり、クラウドファンディングやSIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組等を取り入れていくことも有効である。企業の社会貢献活動等と協働していく観点も必要であり、財源等を必要としている主体と資源を保有する企業等とのマッチングが必要である。

15



# 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

(第106条の3第1項第2号関係)

## 中間とりまとめの要点

- 「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要がある。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域を目指す。
- ソーシャルワークの5つの機能
  - ・制度横断的な知識
  - ・アセスメント力
  - ・支援計画の策定・評価
  - ・関係者の連携・調整
  - ・資源開発

## 中間とりまとめ

2(1)住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」(「丸ごと」の地域づくり)(P.10) 関係

### <担う主体>

- 「丸ごと」受け止める場は、地域住民や地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等が考えられるが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置する。
- 市町村は、住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場をどこが担うのか、どこにあるのか、果たす役割が何かを明確に定め、分かりやすい名称を付けるなどして地域住民等に広く明確に周知する。
- 「丸ごと」受け止める場の運営に当たっては、以下のことに留意する必要がある。
  - ・誰もが気軽に相談に来られるよう敷居を低くする。
  - ・地域住民や地域との関係機関と連携・協働していく姿勢が必要である。
  - ・身近な地域であるからこそ相談できない人や排除されている人がいることにも配慮する。
- 地域住民等の専門機関でない主体が担う場合には、ソーシャルワーカーによるサポートが受けられる体制を構築する必要がある。
- 地域包括支援センターなどの専門機関が対象者を限定せず、「丸ごと」受け止める場を担う場合には、以下のことに留意する必要がある。
  - ・相談の受け止めは、自らの専門領域に偏ることなく、分野横断的に行う。
  - ・相談者だけでなく、その属する世帯全体の抱える課題をとらえるとともに、近隣住民などとの関係や暮らしている地域の状況など、相談者とその世帯を取り巻く環境も含めてとらえる。
  - ・住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場には、ソーシャルワークの機能が発揮できる体制を整備する。
  - ・相談者等の状況をアセスメントし、可能な範囲で必要な情報の提供及び助言を行う。なお、本人の状態像に応じて、適切に市町村圏域の専門機関等につなぐ。

16

### <展開のパターン例>

- 地域住民が中心となって担う場合の例としては、小学校区ごとに地域住民による「なんでも相談窓口」を設置するとともに、社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が専門的観点からサポートする方法
- 地域包括支援センター等が担う場合の例としては、住民のより身近な圏域に地域包括支援センターのプラントを拠点とした相談窓口を設置するとともに、地域の各地区を担当する民生委員・児童委員や地域活動の担い手などと協働していく方法
- 自治体等において、各種の相談窓口を一つに集約した上で、各専門職がそれぞれ地域担当として、チームで活動していくという方法
- 在宅医療を行っている診療所や地域医療を担っている病院に配置されているソーシャルワーカーなどが、患者の療養中の悩み事の相談支援や退院調整のみならず、地域の様々な相談を受け止めていくという方法

など

### <連携>

- 民生委員・児童委員、保護司などの地域との関係者、関係機関等と連携し、相談に来れない人やSOSを発することができない人の情報が入る体制を構築する。
- 市町村における体制整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の財源を柔軟に活用していく必要がある。その際、厚生労働省通知(平成29年3月31日付け厚生労働省関係5課長通知「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)を活用していくべきである。

### <バックアップ>

- 安心して相談が受け止められるように、市町村は住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場を支えるためのバックアップ体制(改正社会福祉法第106条の3第1項第3号)をつくる。その際、夜間や休日のバックアップ体制についても配慮することが必要である。また、高度な専門性が必要となる課題等については、都道府県や市町村が連携した広域的な対応の仕組みを構築する必要がある。

17



中間とりまとめの要点

- 多様な、複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべき。
- 制度の狭間の問題の解決には、関係機関同士が連携するだけでなく、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要。
- 協働の中核を担う機能が必要。
- 高度な専門性が必要となる課題や、声を上げると地域では排除の対象になりかねない課題、身近な地域では特段の配慮が必要な課題などに対しては、しっかりと受け止められる仕組みを別途広域的につくっていくことが必要。
- 協議の場やコーディネート機能を担う人は、市町村で調整。

中間とりまとめ

2(2)市町村における包括的な相談支援体制（P.12）関係

＜求められる役割・機能＞

- 地域包括支援センター等の「住民に身近な圏域」にある相談機関では対応しがたい複雑・複合的な課題、制度の狭間にある課題等に、オーダーメイド型で対応していく。

＜多機関協働による支援＞

- 個別の課題解決のために、各種専門機関等により、支援チームで対応する。その際、既知の関係者のみならず、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込むことが必要である。
- こうした支援の実践を通じて、分野横断的な関係者の「顔の見える」関係（ネットワーク）を広げていく。
- ネットワークの形成や支援チームの編成に当たって、その中核的な役割を果たす機能が必要である。例えば、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、行政など様々な機関が担うことがあり得るが、地域に応じて、地域で協議し、ふさわしい機関が担っていくことが求められる。
- 支援チームによる個別の事案の検討の場については、地域ケア会議などの既存の場の機能の拡充や既存の場に協働の中核を担う機関の職員が出向いて参加する方法もあるし、新たな場を設ける方法も考えられる。
- 個別支援から派生する新たな資源やシステムづくりのための検討の場については、地域ケア会議や障害分野の協議会等の既存の場の機能の拡充や、既存の場に協働の中核を担う機関の職員が出向いて参加する方法、さらには新たな場を設けることも考えられる。
- このように、既存の「協議する場」、「コーディネーター」などが複数存在しているが、市町村ごとに必要性や役割機能を整理して、システムとして再構築する必要がある。

18

＜協働による支援の地域づくり・出口づくり＞

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりとは、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像に関わらず、その人らしく生活できる地域をつくっていくことを目指すものである。そのためには、働く場や参加する場といった出口づくりを充実させるとともに、福祉の領域を超えた地域づくりを推進していくことが求められる。
- 生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を理念の一つとして掲げ、平成27年度から約3年間にわたり支援を積み重ねてきた。この間、地域において生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、包括的な支援の輪を地域の中に拡充してきた。例えば、地域の行事や商店街、企業等を開拓し、住まいや暮らしを互助で支える取組を進めたり、農林水産業、観光業、商工業、地場産業等とつながりながら就労の場を見付けるなど、出口づくりの充実に尽力してきた。このような営みを通じて、地域で孤立せず、つながりが実感できる地域づくりを精力的に進めてきた。
- この3年間の地域づくり・出口づくりを通じて、森林等の環境保全や地域産業の維持・振興に貢献した事例、農業の担い手不足の解消に貢献した事例など、「支えられる側」であった人が、地域や人を「支える側」として重要な役割を果たす事例が数多く見られるようになった。生活困窮者支援において、この観点は、欠くことのできないものとして位置づけられ、確実に広く浸透してきている。
- 生活困窮者支援の実績を通じて見えてきた、様々な分野での地域づくりの取組が、人や資源とのつながりを育み、社会的孤立を予防したり、社会資源の循環を生み出してきた。このようなマインドは、包括的な相談支援体制にも貫かれるべき姿勢である。
- 包括的な相談支援体制においては、専門職による丁寧な相談支援を大切にするとともに、地域においてその人らしく生活できるように「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援も重要である。
- 「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援とは、地域の支えや他人からの助けを借りずに、本人が一人で生活できるようになることを目指すものではない。地域とのつながりやインフォーマルな支援の中で、本人が地域の中で役割や居場所を見付けたり、必要な時には本人に対して適切に支援が提供できる体制整備をも含めた概念である。

19



- 地域社会の一員として積極的な役割を果たせるように、福祉以外の分野とつながり、地域経済の活性化も含めた、多様な場や居場所づくりを充実させていくことが重要である。
- また、地域の中で、その人が受け入れられるよう、タイミングを見計らって地域住民や関係機関との質の高い出会いを演出することも大切である。その際には、本人の状態に応じて、必要な情報のみを限定的に伝えたり、情報を伝える人を特定することもある。
- 市町村における体制整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の財源を柔軟に活用していく必要がある。その際、厚生労働省通知(平成29年3月31日付け厚生労働省関係5課長通知「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)を活用していくことが重要である。

#### <展開のパターン例>

- 地域づくり・出口づくりを意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。
- 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。
- 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手している。

#### <身近な地域での対応が難しい課題への対応>

- 地域の中で自分自身の課題を知られたくない、関わってほしくないと考えている人が少なくないことも十分理解しておかなければならない。
- 当事者や当事者性の強い人でなければ理解しがたい課題があることを認識する必要がある。

## 2. 地域福祉(支援)計画について



## 地域福祉(支援)計画について

### 中間とりまとめの要点

- 地域福祉計画の充実
  - ・「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
  - ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
  - ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ
- 地区単位での住民の地域福祉活動の計画、民間組織・団体の地域福祉活動の計画の策定や、それらと地域福祉計画との連動。

### 中間とりまとめ

#### 2(3)地域福祉計画等法令上の取扱いについて (P.14) 関係

##### <地域福祉(支援)計画において、各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例>

- 地域福祉(支援)計画は、多分野の福祉計画の上位計画として整合を図り、総合的に推進していく必要がある。
- 各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例として、以下が考えられる。
  - ・ 様々な課題を抱える方々の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
  - ・ 高齢、障害、子どもなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
  - ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
  - ・ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
  - ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
  - ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
  - ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
  - ・ 高齢者や障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
  - ・ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
  - ・ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
  - ・ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
  - ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
  - ・ 役所内の全庁的な体制整備
- 地域福祉(支援)計画の策定ガイドラインの改定に当たっては、上記事項の内容について、具体的に例示していくことが求められる。

22

## 地域福祉(支援)計画について

##### <地域福祉(支援)計画策定のプロセス等>

- 市町村においては、狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、協働の仕組みをつくっていくことが重要である。都道府県においても、地域福祉支援計画策定を通じて、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとることが重要である。
- 地域福祉(支援)計画と他の福祉に関する計画との調和を図る方法としては、地域福祉(支援)計画の計画期間を他の福祉に関する計画の計画期間とそろえることや、地域福祉(支援)計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉(支援)計画の策定委員にすることなども考えられる。  
(※)計画の期間については、例えば、地域福祉計画は概ね5年とされている一方、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画は3年となっている。
- 関係する他の計画(例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、地域自殺対策計画、地方再犯防止推進計画等)の策定においては、地域福祉(支援)計画を積極的に活用していくことも考えられる。また、自治体の他の計画の中に地域福祉計画に相当する内容を記載している場合には、地域福祉計画を策定しているとする取扱いとすることも考えられる。
- 策定に当たって、地域住民、専門職、関係する団体等と丁寧な議論を重ねていくことが必要であり、その際、地区の現状についてのデータを示していくことが必要である。
- 策定に当たっては、社会福祉協議会が中心となって策定する地域福祉活動計画との調和を図ることが必要である。
- 計画策定の委員会については、策定のみならず、定期的に進行管理をする機能も含めていくことが重要である。
- 評価の際には、これまでの取組の中でうまく進んでいないことばかりに着目するのではなく、成果として得られてきたものにも着目し、そこを伸ばしていくという視点も欠かせない。

23



### 3. 自治体、国の役割

24

#### 自治体、国の役割

##### 中間とりまとめの要点

##### (自治体の役割)

- 体制をつくっていくことに、最終的な責任を持つとともに、関係者との間で共通認識を持てるような働きかけをすることが必要。
- 実際にどのような形で体制をつくっていくかは、自治体によって様々な方法が考えられる。
- きめの細かい圏域ごとの人口や生活の状況のわかりやすいデータ整備が求められる。
- 自治体の組織においても「丸ごと」に対応できる体制をつくっていく必要。
- 市町村の取組を支援する観点からも、都道府県の役割は重要。

##### (国の役割)

- 地域力強化に関連した成果や課題および解決手法の共有化を図るため、身近な圏域ごとの基礎的なデータや取組事例および成果等が幅広く共有される体制づくりに取り組むべき。
- 包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべき。

##### 中間とりまとめ 2(4)自治体、国等の役割について (P.16) 関係

##### <市町村の役割>

- 地域住民、福祉関係者、行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域生活課題を把握・解決していく、問題が深刻化する前の早期対応を可能とする包括的な支援体制の整備を市町村の責任のもとに進めていくことが必要である。(再掲) こうした体制整備については、関係者と協議の上、地域福祉計画として合意し、計画的に推進していくことが有効である。
- 包括的な支援体制の整備に係る事業を委託により実施する場合であっても、市町村は、委託先の相談機関等と一緒に地域生活課題や地域の実情を把握していく姿勢が求められる。
- 地域住民や関係機関、市町村がお互いに自らの役割を理解できるように、「目指すべきまちの姿」について明らかにすることが必要である。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する圏域について、高齢者や障害者、子ども等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域を意識した上で設定する必要がある。(再掲)  
中間とりまとめでも述べたとおり、「住民に身近な圏域」は、小学校区域である、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位である等、地域の実情に応じて異なるが、いずれにしても、地域で協議し、決めていくプロセスが必要である。
- 市町村が把握している情報を活用し、地域の状況や活動等について数値化・可視化し、住民の気づきを促すことが必要である。(再掲)  
例えば、住民に身近な圏域ごとの介護・医療データの開示・比較を通じて、地域でお互いに学び合う土壌をつくっていく取組も有効である。

地域の状況を数値化・可視化する際には、分野ごとの「単独決算」ではなく、地域全体の「連結決算」として見ていく視点も有用である。例えば、高齢者が野菜を育て、産直市に野菜を出荷することを考えた場合、産直市に行くためには交通費がかかるとしても、産直市による売上げに加え、野菜を栽培し、販売することによる生活の張り・生きがいづくりを通じて健康が維持され、介護費用等が低減する効果も期待でき、交通部門だけの「単独決算」では赤字であるが、介護費用等も含めた「連結決算」でみると黒字となることもあり得る。

25



## 自治体、国の役割

- 住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場を地域住民に対し周知する。(再掲)
- 評価については、短期間での成果が得にくい場合もあるため、定量的な評価のほかに、国が検討する評価指標も参考に「住民の変化」などのプロセスに注目していくことも重要である。
- 農業と福祉、産業と福祉など、関係分野の橋渡しを積極的に担うことが必要である。
- 市町村における体制整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の財源を柔軟に活用していく必要がある。その際、厚生労働省通知(平成29年3月31日付け厚生労働省関係5課長通知「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)を活用していくべきである。(再掲)
- 市町村での関係部局の連携を推進していく上では、組織・機構そのものを見直すことも一つの方法として考えられる。

### <都道府県の役割>

- 単独の市町村では解決が難しい専門的な支援を必要とする医療的ケア児、難病・がん患者や、声を上げると地域では排除の対象になったり、身近な地域では特段の配慮が必要となるDV、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが必要である。
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- 市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

### <国の役割>

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組の評価指標や効果測定について検討が必要である。また、その結果等に基づいて、都道府県や市町村が地域づくりを推進できるような情報提供や研修機会の提供についても検討していく必要がある。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する人材を育成するために、ソーシャルワーカーをはじめとする介護・福祉職の養成カリキュラムの見直しや、職能団体等による資格取得後の現任研修の再構築が必要である。

26

## 自治体、国の役割

- 各相談支援機関、福祉事業所に従事する者、福祉に関わる者が、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止めることができるよう、それらの資質向上に努める。
- また、モデル事業実施自治体及び自治体が事業を委託している場合の受託事業者に対する研修を通じて、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する人材の育成に取り組む。
- 身近な地域での個人情報の取扱いについては、守秘義務との兼ね合いも含めて今後も検討が必要である。モデル事業の実施を通じて市町村における包括的な支援体制を整備していく上で生じる個人情報の取扱いに関する課題を整理するとともに、現状で可能な対応を整理していくことが必要である。
- 「働き方改革」などの取組が進められることは、地域活動などに参加しやすい環境を整備していくという観点からも期待されるものである。
- 地域共生社会の実現に向けては、保健福祉等の諸施策を総合的に推進していく必要があるが、その際には、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」にしていく視点、地域を基盤として、住民、保健福祉の関係者、行政などが一体となって施策を展開していく視点を重視しながら、厚生労働省内外の関係者が連携して取り組んでいくことが必要である。

27



# 終わりに

28

- 本検討会は、このとりまとめをもってその使命を終えることとなる。

昨年(平成28年)10月から始まった今回の一連の検討を、本検討会では、「従来の福祉の地平を超える新しいステージ」へ向かうものにとらえてきた。

戦後築きあげられてきた、生活保護制度や各分野ごとの福祉制度、国民皆保険・皆年金の社会保険制度、措置ではなく契約に基づく介護保険制度とそれに連なる障害者総合支援制度、子ども・子育て支援新制度といった各分野でのきめ細かな支援体系を前提とした社会保障制度が成熟する一方で、私たちは、そうした制度では必ずしも十分に対応することが難しい課題(世帯の中での課題の複合、制度の狭間の問題、社会的孤立や排除への対応、経済的な意味にとどまらない生活困窮の課題、自ら支援を求めることができない人や世帯への対応など)に直面している。

- 今回の「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組は、「縦割り」を超えた相談支援体制、「支え手」と「受け手」が固定しない社会や制度づくり、「他人事」であった様々な課題を「我が事」としてとらえることができる地域づくりを、地域住民の力と、高齢、障害、子育て、地域福祉といった社会福祉の様々な担い手・専門職の取組、保健・医療・教育などの分野も含めた多職種連携、さらには地域の商業・サービス業、工業、観光、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画といった地域の様々な担い手との間の関係、そして行政も含めた公的な支援体制の力があいまって実現することを目指すものである。
- 少子高齢化・人口減少が進み、一人ひとりの持つ課題がさらに複雑になっていく社会を見据えたとき、この動きは、国民皆保険制度を前提とした社会保険制度、措置から契約への介護保険制度の創設に次ぐ、戦後の第三の節目だととらえてもよいのではないだろうか。

- 一方で、この取組は、制度をつくり、運営していくことだけで実現するものではない。今回のとりまとめは、改正社会福祉法第106条の3第2項に基づく指針や、地域福祉(支援)計画のガイドラインの改定につながるものとしてまとめているが、最も大切なことは、「指針やガイドラインを示したの後は自治体で」というスタンスではなく、厚生労働省自身が、これまで以上に熱をもって、本気で取り組んでいくことである。そして、その際三つの視点を重視すべきである。

- 第一に「人材」である。単にモデル事業を実施するというだけではなく、「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりに本気で取り組んでいる人材を見つけ、育て、横につなげ、各自治体で始まっている動きを大きなうねりとしていくことが必要である。
- 第二に自治体における取組の「評価」である。相談件数などの定量的評価にとどまらず、地域や社会にどれほどの変化を与えたのか、動いていなかった地域や連携がどれほどまでに動くようになったのか等について、そのプロセスも共有しながら展開することは、単に優良事例を紹介し横展開することよりも大きな意義がある。こうした評価の場を、イベントとしてブレイアアップすることも考えてもらいたい。
- 第三に「財源」である。改正社会福祉法の附則に基づき必要な財源の確保策を検討することに加え、地域づくりを推進するための様々な財源のあり方については、この検討会では、時間の制約もあり、十分に掘り下げることができなかった。寄附や資金の使途を明確にすること、それを集めていく過程自体に地域づくりとしての意義があることを認識し、そうした様々な取組が展開される環境づくりについて、継続して検討を進めてほしい。

29



- 「従来の福祉を超える新しいステージ」として目指してきたものとは、様々な地域生活課題の発見や解決について、福祉の中だけで完結するのではなく、地域の幅広い分野・関係者との協働を進めていく、むしろ福祉で地域づくりをしていくといえる試みである。この取組は非常にクリエイティブなものであり、福祉ないしソーシャルワークが魅力的なものになる可能性を持っている。2025年、さらには2040年を見据え、少子高齢・人口減少社会、一人ひとりの持つ地域生活課題がより複雑になる時代を生きる若者たちが、福祉やソーシャルワーク、地域づくりに関する仕事を「やってみたい」と思えるようなものにしていかなければならないという思いを共有し、この検討会を閉じることとしたい。







## 評価指標について

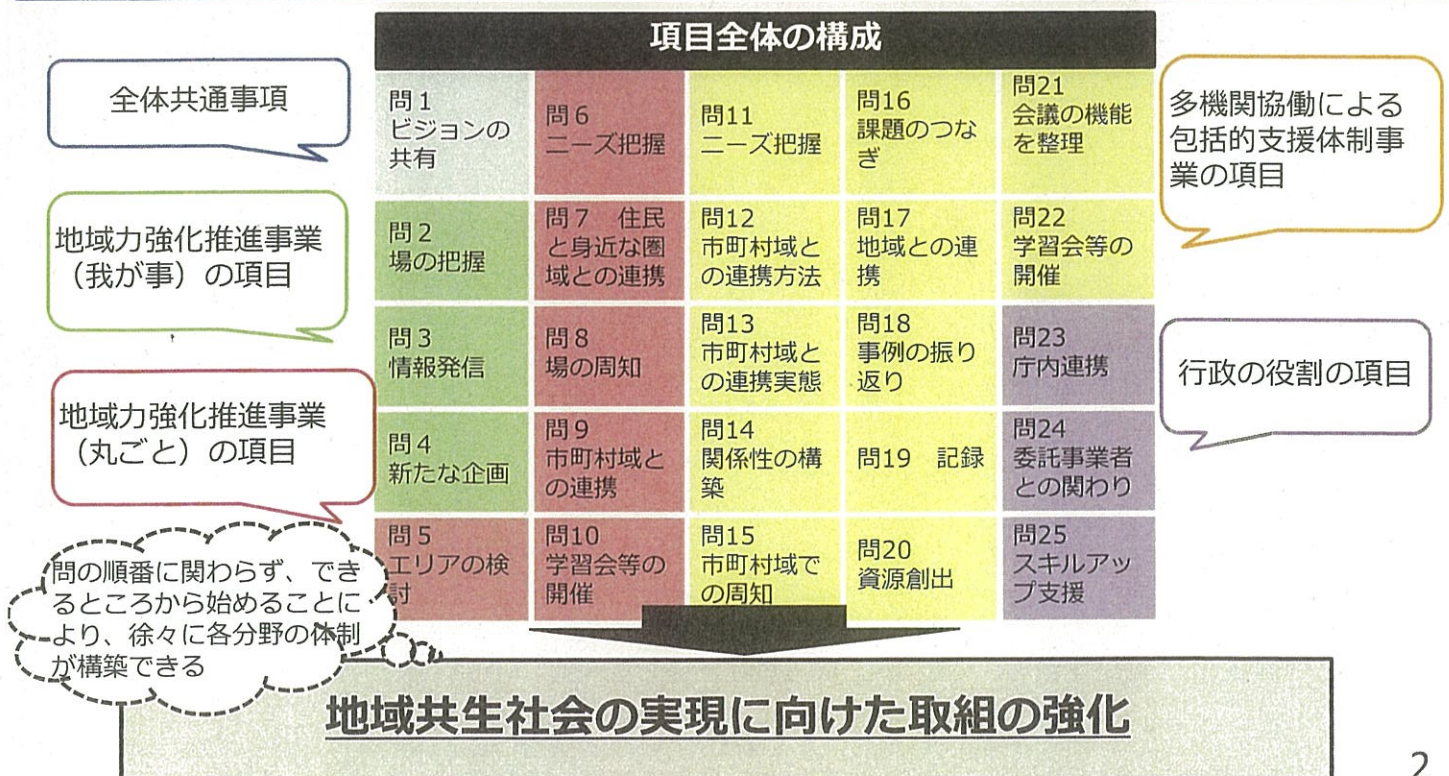


- この評価指標は、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業(国庫補助によるモデル事業)の実施に当たり作成したものです。モデル事業実施自治体に限らず、改正社会福祉法第106条の3に基づき市町村における包括的な支援体制の整備を進める際に活用いただくことができるものと考えています。
- なお、当該指標は市町村における包括的な支援体制を構築する上で、必要と考えられる取組の内容を4段階で示しており、「行動指標」に近いものとなっています。
- この指標が、皆さん自らの取組の現状を客観的に把握する際の目安となり、また、実際の事業展開を検討する上でのヒントとなれば幸いです。

1

## 取組のポイント（全体像）

- 評価指標は、「全体共通」「我が事の地域づくり」「丸ごとの地域づくり」「行政の役割」の5分野からなる計25問である。
- 問の順番に関わらず、各問が相互に影響を及ぼし合うものであることから、できるところから取組を開始することが重要である。



2



# 取組のポイント（分野別）

## 検討課題1

### 地域の姿、ビジョンの検討

- 地域共生社会の実現に向けて、「どのような地域をつくりたいか、何をを目指すのか、どのような数値目標を設定するのか等、取組を推進する上でのビジョンとなるものを関係者間で協議する。（問1）

| 項目全体の構成       |                |                 |                   |                   |
|---------------|----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 問1<br>ビジョンの共有 | 問6<br>ニーズ把握    | 問11<br>ニーズ把握    | 問16<br>課題のつなぎ     | 問21<br>会議の機能を整理   |
| 問2<br>場の把握    | 全体共通事項         |                 | 問12<br>市町村域との連携方法 | 問17<br>地域との連携     |
| 問3<br>情報発信    |                |                 | 問13<br>市町村域との連携実態 | 問18<br>事例の振り返り    |
| 問4<br>新たな企画   | 問9<br>市町村域との連携 | 問14<br>関係性の構築   | 問19<br>記録         | 問24<br>委託事業者との関わり |
| 問5<br>エリアの検討  | 問10<br>学習会等の開催 | 問15<br>市町村域での周知 | 問20<br>資源創出       | 問25<br>スキルアップ支援   |

- ステップ1** 主管課だけで協議
- ステップ2** 庁内の高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係部局や医療、教育、住まい等の部局と協議
- ステップ3** 2に加えて、庁外の関係者と協議
- ステップ4** 協議されたビジョンが明文化され形となり、3の内容がメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している

3

## 検討課題2

### 地域力強化推進事業（我が事）

| 項目全体の構成       |                |                   |               |                   |
|---------------|----------------|-------------------|---------------|-------------------|
| 問1<br>ビジョンの共有 | 問6<br>ニーズ把握    | 問11<br>ニーズ把握      | 問16<br>課題のつなぎ | 問21<br>会議の機能を整理   |
| 問2<br>場の把握    | 問7<br>近な場      | 地域力強化推進事業（我が事）の項目 |               | 問17<br>地域との連携     |
| 問3<br>情報発信    | 問8<br>場の周知     |                   |               | 問18<br>事例の振り返り    |
| 問4<br>新たな企画   | 問9<br>市町村域との連携 | 問14<br>関係性の構築     | 問19<br>記録     | 問24<br>委託事業者との関わり |
| 問5<br>エリアの検討  | 問10<br>学習会等の開催 | 問15<br>市町村域での周知   | 問20<br>資源創出   | 問25<br>スキルアップ支援   |

- 住民を中心とした話し合いの場や集いの場の把握を行う。（問2）

- ステップ1** 地域に点在する場の一部は把握できているが、網羅的には把握できていない
- ステップ2** 網羅的に把握ができている
- ステップ3** 2に加えて、場を通して、地域課題が把握できる仕組みが機能している
- ステップ4** 3に加えて、これまで気付いていない地域課題に気付くために、新しい情報を提供する機能も発揮できている

- 支援の担い手となる人に向けて、情報発信や学習会の開催を行う。（問3）

- ステップ1** ほとんどできていない
- ステップ2** 住民もしくは高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育の関係者に実施している
- ステップ3** 住民と高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育の関係者に実施している
- ステップ4** 3に加えて、農林水産や商工労働、観光、環境等の福祉以外の関係者にも実施している

- 新たな活動や催し物を企画・実施する。（問4）

- ステップ1** ほとんど実施できていない
- ステップ2** 実施できていないが、準備に着手している
- ステップ3** 学習会等に参加しているメンバーと共に新しい活動を実施している
- ステップ4** 3に加えて、学習会等に参加していない住民や関係者と協働して新しい活動を実施している

4



## 検討課題3

# 地域力強化推進事業 (丸ごと)

| 項目全体の構成    |                 |              |                   |                |
|------------|-----------------|--------------|-------------------|----------------|
| 問1 ビジョンの共有 | 問6 ニーズ把握        | 問11 ニーズ把握    | 問16 課題のつなぎ        | 問21 会議の機能を整理   |
| 問2 場の把握    | 問7 住民と身近な圏域との連携 | 問12 市町村域との連携 | 地域力強化推進事業「丸ごと」の項目 |                |
| 問3 情報発信    | 問8 場の周知         | 問13 事例の振り返り  |                   |                |
| 問4 新たな企画   | 問9 市町村域との連携     | 問14 関係性の構築   | 問19 記録            | 問22 学習会等の開催    |
| 問5 エリアの検討  | 問10 学習会等の開催     | 問15 市町村域での周知 | 問20 資源創出          | 問23 庁内連携       |
|            |                 |              |                   | 問24 委託事業者との関わり |
|            |                 |              |                   | 問25 スキルアップ支援   |

○ エリアの検討を行う  
(問5)

**ステップ1** ほとんど検討していないもしくは、モデル事業の担当部局のみで検討を行った  
**ステップ2** 担当部局に加えて、高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係部局と検討を行った  
**ステップ3** 2に加えて、医療、教育、住まいの関係部局と検討を行った  
**ステップ4** 3に加えて、住民と一緒に検討を行った

○ 住民に身近な圏域におけるニーズ把握を行う  
(問6)

**ステップ1** ほとんど把握できていない  
**ステップ2** 日常的な業務や他機関と連携する中で入ってくる情報や、分野別計画やその他の事業で実施したアンケート調査の結果を利用して把握している  
**ステップ3** 関係者等が集う会議や交流会を活用して、聴き取りを行っている  
**ステップ4** 3に加えて、相談に来られない(来ない)人のうち、課題を抱えている人やニーズや課題を有している人がどこにどのくらいいるか調査している

○ 住民に身近な圏域の関係機関と情報共有・連携を図る  
(問7)

**ステップ1** ほとんどできていない  
**ステップ2** 住民と連携を図っている  
**ステップ3** 2に加えて、福祉関係者機関と連携を図っている  
**ステップ4** 3に加えて、農林水産や商工労働、観光、環境等の福祉以外の関係者にも実施している

5

○ 「丸ごと」を受け止める場を周知する(問8)

**ステップ1** ほとんど実施できていない  
**ステップ2** 「リーフレットやチラシを掲示・配付」や、「自治体の広報誌への掲載」、「住民が集う場での説明会や意見交換会の開催」のうち、1つを実施している  
**ステップ3** 「リーフレットやチラシを掲示・配付」や、「自治体の広報誌への掲載」、「住民が集う場での説明会や意見交換会の開催」のうち、2つを実施している  
**ステップ4** 「リーフレットやチラシを掲示・配付」や、「自治体の広報誌への掲載」、「住民が集う場での説明会や意見交換会の開催」のうち、3つ全てを実施している

○ 市町村域との各種相談機関と連携する(問9)

**ステップ1** ほとんどできていない  
**ステップ2** 高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のうち、特定の福祉分野の関係者と協議し、つなぎ方や紹介の方法を検討した。もしくは、個別事案の支援を通じて、当該分野とのつなぎ方や紹介の方法が定められている  
**ステップ3** 高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のあらゆる福祉分野の関係者と協議し、つなぎ方や紹介の方法を検討した。もしくは、個別事案の支援を通じて、当該分野とのつなぎ方や紹介の方法が定められている  
**ステップ4** 3で検討した内容が適切に機能しており、市町村域と双方向的な関係が構築できている。もしくは、個別事案の支援を通じてそのような関係性が構築できている

○ 学習会や事例検討会を実施する(問10)

**ステップ1** 設けていない  
**ステップ2** 事業所の内部で実施している  
**ステップ3** 2に加えて、高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のうち、特定の分野の関係者と実施している  
**ステップ4** 3に加えて、高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のあらゆる分野の関係者と実施している

6



## 検討課題 4

# 多機関協働による 包括的支援体制事業

### 項目全体の構成

|            |             |              |             |              |
|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 問1 ビジョンの共有 | 問6 ニーズ把握    | 問11 ニーズ把握    | 問16 課題のつなぎ  | 問21 会議       |
| 問2 把握      | 問7 把握       | 問12 市町村域との連携 | 問17 地域との連携  | 問22 学習会等の開催  |
| 問3 把握      | 問8 把握       | 問13 市町村域の機関  | 問18 事例の振り返り | 問23 庁内連携     |
| 問4 新たな企画   | 問9 市町村域との連携 | 問14 関係性の構築   | 問19 記録      | 問24 自治体との関わり |
| 問5 エリアの検討  | 問10 学習会等の開催 | 問15 周知       | 問20 資源創出    | 問25 スキルアップ支援 |

多機関協働による包括的支援体制事業の項目

- 市町村域の地域ニーズや課題を把握する (問11)

**ステップ1** ほとんど把握できていない  
**ステップ2** 日常的な業務や他機関と連携する中で入ってくる情報や、日常的な業務分野別計画やその他の事業で実施したアンケート調査の結果を利用して把握している  
**ステップ3** 関係機関等が集う会議や交流会の中で、聴き取り調査を行い把握している  
**ステップ4** アンケート調査や悉皆調査を実施して把握している

- 市町村域の関係機関との連携方法を定める (問12)

**ステップ1** ほとんど定めていない  
**ステップ2** 連携するメンバーを定め、名簿を作成している  
**ステップ3** 2のメンバーと、相談者をつなぐ一定のルール（どのような人をつなぐかという対象者像やつながり方法、連絡方法など）をみんなで話し合っている  
**ステップ4** 3に加えて、支援事例が蓄積されていく中で、見直したり振り返る機会を設けている

- 市町村域内における関係機関の連携 (問13)

**ステップ1** ほとんどできていない  
**ステップ2** 高齢や障害、児童、困窮等の福祉分野と連携を図っている  
**ステップ3** 2に加えて、医療や教育、住まい、就労、雇用といった分野と連携を図っている  
**ステップ4** 3に加えて、産業や観光、教育、法律などの福祉・医療以外の関係者と連携を図っている

- 連携先との関係性 (問14)

**ステップ1** 担当者の名前は把握できており、メールや電話でやり取りしたことはある（直接会ったことはない）  
**ステップ2** 担当者や直接会い、顔は取りあえず分かる状況  
**ステップ3** 担当者の考え方や仕事のやり方、性格が分かる状況  
**ステップ4** 信頼感を持って、事案について議論をしたり一緒に仕事ができるような状況

- 市町村域の関係機関への周知 (問15)

**ステップ1** ほとんどしていない  
**ステップ2** 高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等の福祉医療分野のうち、特定の分野に周知を行っている  
**ステップ3** 高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等の福祉医療分野全般の関係機関に周知を行っている  
**ステップ4** 3に加えて、雇用や就労、農業、教育、法律などの福祉医療以外の関係者にも周知を行っている

- 身近な圏域で見つかった課題のつなぎ (問16)

**ステップ1** ほとんどできていない  
**ステップ2** 身近な圏域で活動する者と関わる機会はあるものの、どのような対象者が相談に来たらつなぐか、誰が主たる対応者になるか、情報共有の方法等の一定のルールについて話し合っていない  
**ステップ3** どのような対象者が相談に来たらつなぐか、誰が主たる対応者になるか、情報共有の方法等一定のルールを明文化し、関係者間で共有している  
**ステップ4** ルールが関係者間で機能しており、適切な連携体制が構築できている

- 地域との連携 (問17)

**ステップ1** ほとんど連携は図れていない  
**ステップ2** 支援が終わった時に、紹介元である身近な圏域に対して支援経過のみを報告をしている（支援実施中の関わりは希薄である）  
**ステップ3** 支援実施中に進捗状況を適宜共有し、相互に意見交換をしている  
**ステップ4** 3に加えて、支援が終了した後に、地域の人と協働して支援できたかについて反省や総括を行う機会を設けている

- 支援が困難だった事案の振り返り (問18)

**ステップ1** ほとんど設けていない  
**ステップ2** 所属する機関内で共有する機会を設けている  
**ステップ3** 2に加え、市町村域の関係者と振り返る機会を設けている  
**ステップ4** 3に加えて、住民に身近な圏域の関係者と振り返る機会を設けている



○ 記録の作成

(問 19)

- ステップ1** 作成していない  
**ステップ2** 作成しているが、定期的に記録を残していない  
**ステップ3** 作成しており、定期的に記録を残している  
**ステップ4** 3に加え、個人情報の取り扱いに配慮した上で、関係機関とも共有できるものを作成し用いている

○ 不足する資源の把握や創出

(問 20)

- ステップ1** ほとんどできていない  
**ステップ2** 地域に存在する社会資源を整理し把握した  
**ステップ3** 2を踏まえて、不足する資源について検討をした  
**ステップ4** 3を踏まえて、新たに資源を見付けたり不足する場合には創出に向けて動き出した

○ 相談支援包括化推進会議の機能の整理

(問 21)

- ステップ1** 0 (1つも果たしていない)  
**ステップ2** 1～2の機能を果たしている  
**ステップ3** 3～4の機能を果たしている  
**ステップ4** 5の全ての機能を果たしている

- 各相談支援機関の業務内容の理解
- 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法
- 地域住民が抱える福祉ニーズの把握
- 地域に不足する社会資源創出の手法
- 本事業による支援実績の検証

○ 資質向上に向けた学習会や事例検討の実施

(問 22)

- ステップ1** 設けていない  
**ステップ2** 事業所の内部で実施している  
**ステップ3** 2に加えて、高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のうち、特定の福祉分野の関係者と実施している  
**ステップ4** 3に加えて、高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のあらゆる福祉分野の関係者と実施している

9

検討課題5

行政の役割

項目全体の構成

|            |               |               |             |              |
|------------|---------------|---------------|-------------|--------------|
| 問1 ビジョンの共有 | 問6 ニーズ把握      | 問11 ニーズ把握     | 問16 課題のつながり | 問21 会議       |
| 問2 場の把握    | 問7 身近な地域と情報共有 | 問12 地域と関係者の連携 | 問17 関係者の連携  | 問22 学習会等の開催  |
| 問3 情報発信    | 問8 周知         | 問13 関係者の連携    | 問18 関係者の連携  | 問23 庁内連携     |
| 問4 新たな企画   | 問9 市町村域との連携   | 問14 関係者の連携    | 問19 記録      | 問24 自治体との関わり |
| 問5 エリアの検討  | 問10 学習会等の開催   | 問15 周知        | 問20 資源創出    | 問25 スキルアップ支援 |

行政の役割

○ 連携に向けた庁内への働きかけ

(問 23)

- ステップ1** 働きかけはほとんどできていない  
**ステップ2** 事業のパンフレットやリーフレットを、庁内の福祉関係部局に配付した  
**ステップ3** 事業の趣旨や役割を、庁内の福祉関係部局に加えて都市整備や水道、住宅等にも直接説明に回った  
**ステップ4** 3に加えて、福祉関係部局や他部局と定期的に勉強会や会議等の機会を設けている

○ 委託事業者に対する自治体の関わり

(問 24)

- ステップ1** ほとんど協力していない  
**ステップ2** 定期的に書面等で支援実績を報告してもらっている  
**ステップ3** 定期的に直接顔を合わせ、情報共有や意見交換を行っている  
**ステップ4** 3やその他の場面で明らかになった課題について、行政が主体的に協力したり、関係機関に働きかけを行うなど積極的に関わっている

○ 委託事業者に向けたスキルアップのための支援

(問 25)

- ステップ1** ほとんどできていない  
**ステップ2** 情報共有を目的とした会議を実施している  
**ステップ3** 委託事業者向けに研修会や勉強会を実施している  
**ステップ4** 委託事業者だけでなく他の自治体の関係機関と一緒に研修会や勉強会を開催している

10



## 評価指標

|             |  |              |  |
|-------------|--|--------------|--|
| 事業実施<br>団体名 |  | 所属機関<br>及び氏名 |  |
|-------------|--|--------------|--|

- ・以下の 1. ～25. の問いについて、それぞれ（ア）～（エ）のうちあてはまるもの一つにチェックを入れて下さい。
- ・追加記入項目がある場合、記入欄に回答を記入して下さい。

### 1 全体共通項目

1. 地域共生社会の実現に向けて、「どのような地域をつくりたいか」、「何をを目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」など、事業を実施する上でのビジョンとなるものを関係者間で協議したか。

なお、協議すべき内容は、住民に身近な圏域と市町村圏域の両方である。

- ☐（ア） 主管課だけで協議をした
- ☐（イ） 庁内の高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係部局や医療、教育、住まい等の部局と協議した
- ☐（ウ） （イ）に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議した
- ☐（エ） 協議されたビジョンが明文化され形となり、（ウ）の内容がメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している

——（ア）～（エ）のいずれかにチェックした場合、以下も記入——

→ 協議し決定した内容を記入してください。



## 2 地域力強化推進事業

### (1) 「我が事」の地域づくり

2. 住民に身近な圏域において、住民を中心とした話し合いの場や、集いの場について把握できているか。

- ☐ (ア) 地域に点在する場の一部は把握できているが、網羅的には把握できていない  
☐ (イ) 網羅的に把握ができている  
☐ (ウ) (イ)に加えて、場を通して、地域課題が把握できる仕組みが機能している  
☐ (エ) (ウ)に加えて、これまで気付いていない地域課題に気付くために、新しい情報を提供する機能も発揮できている

3. 我が事・丸ごとの支援の担い手となる人を増やしていくために、支援の担い手となりうる人に向けて、地域についての情報発信や学習会(※)の開催をしているか。

※ 学習会は、参加型のグループワークやワークショップ、事例検討などを指す。

- ☐ (ア) ほとんどできていない  
☐ (イ) 住民もしくは高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育の関係者に実施している  
☐ (ウ) 住民と高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育の関係者に実施している  
☐ (エ) (ウ)に加えて、農林水産や商工労働、観光、環境等の福祉以外の関係者にも実施している

—— (イ) (ウ) (エ) のいずれかにチェックした場合、以下も記入——

(イ) ~ (エ) に該当する場合は、学習会の開催形式や開催頻度、内容について記入して下さい。  
なお、開催形式とは、座学や事例検討、ワークショップ等のこと。

〈開催形式〉

〈開催頻度〉

〈開催内容〉



4. 住民との話し合いや学習会（以下、学習会等）で出たアイデアや提案を踏まえて、新たな活動や催し物を企画・実施できているか。

- ☐ (ア) ほとんど実施できていない
- ☐ (イ) 実施できていないが、準備に着手している
- ☐ (ウ) 学習会等に参加しているメンバーと共に新しい活動を実施している
- ☐ (エ) (ウ)に加えて、学習会等に参加していない住民や関係者と協働して新しい活動を実施している

---- (イ) にチェックした場合、以下も記入 ----

→ (イ) の場合、構想している内容を記入してください。

---- (ウ) (エ) のいずれかにチェックした場合、以下も記入 ----

→ (ウ) (エ) の場合は、新しい活動や催し物の内容について記入してください。



(2) 「丸ごと」の地域づくり

5. 市内全域(※)において「住民に身近な圏域」というエリアをどのように設定するかについて検討をしたか。

※ なお、エリアの検討をしたうえで、今年度のモデル事業を市内全域ではなく市内の一部の区域で実施することは構わない。

- ☐ (ア) ほとんど検討していないもしくは、モデル事業の担当部局のみで検討を行った
- ☐ (イ) 担当部局に加えて、高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係部局と検討を行った
- ☐ (ウ) (イ)に加えて、医療、教育、住まいの関係部局と検討を行った
- ☐ (エ) (ウ)に加えて、住民と一緒に検討を行った

☐

——ほとんど検討していない場合を除き、以下も記入——

どのようなエリアの設定にしたか、何故そのエリアを設定したのか記入して下さい。

6. 丸ごとを受け止める場において、住民に身近な圏域におけるニーズや課題を把握しているか。

- ☐ (ア) ほとんど把握できていない
- ☐ (イ) 日常的な業務や他機関と連携する中で入ってくる情報や、分野別計画やその他の事業で実施したアンケート調査の結果を利用して把握している
- ☐ (ウ) 関係者等が集う会議や交流会を活用して、聴き取りを行っている
- ☐ (エ) (ウ)に加えて、相談に来られない(来ない)人のうち、課題を抱えている人やニーズや課題を有している人がどこにどのくらいいるか調査している

——(イ)(ウ)(エ)のいずれかにチェックした場合、以下も記入——

どのようなニーズがあったか、どのような課題を把握したかについて記入して下さい。

7. 丸ごとを受け止める場において、住民に身近な圏域の関係機関と情報共有・連携が図れ

ているか。

- ☐ (ア) ほとんどできていない
- ☐ (イ) 住民と連携を図っている
- ☐ (ウ) (イ)に加えて、福祉関係者機関と連携を図っている
- ☐ (エ) (ウ)に加えて、農林水産や商工労働、観光、環境等の福祉以外の関係者にも実施している

8. 住民に身近な圏域で、「丸ごと」を受け止める場の周知ができているか。

- ☐ (ア) ほとんど実施できていない
- ☐ (イ) 「リーフレットやチラシを掲示・配付」や、「自治体の広報誌への掲載」、「住民が集う場での説明会や意見交換会の開催」のうち、1つを実施している
- ☐ (ウ) 「リーフレットやチラシを掲示・配付」や、「自治体の広報誌への掲載」、「住民が集う場での説明会や意見交換会の開催」のうち、2つを実施している
- ☐ (エ) 「リーフレットやチラシを掲示・配付」や、「自治体の広報誌への掲載」、「住民が集う場での説明会や意見交換会の開催」のうち、3つ全てを実施している

9. 住民に身近な圏域で受け止めた課題の中で、専門的支援が必要な場合には、市町村域の各種相談機関と連携できているか。

- ☐ (ア) ほとんどできていない
- ☐ (イ) 高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のうち、特定の福祉分野の関係者と協議し、つなぎ方や紹介の方法を検討した。もしくは、個別事案の支援を通じて、当該分野とのつなぎ方や紹介の方法が定められている
- ☐ (ウ) 高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のあらゆる福祉分野の関係者と協議し、つなぎ方や紹介の方法を検討した。もしくは、個別事案の支援を通じて、当該分野とのつなぎ方や紹介の方法が定められている
- ☐ (エ) (ウ)で検討した内容が適切に機能しており、市町村域と双方向的な関係が構築できている。もしくは、個別事案の支援を通じてそのような関係性が構築できている



10. 職員の資質向上のための学習会や事例検討会の機会を設けているか。

☐ (ア) 設けていない

☐ (イ) 事業所の内部で実施している

☐ (ウ) (イ)に加えて、高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のうち、特定の分野の関係者と実施している

☐ (エ) (ウ)に加えて、高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のあらゆる分野の関係者と実施している

---- (イ) (ウ) (エ) のいずれかにチェックした場合、以下も記入----

学習会の開催形式（講義形式、グループワーク形式、ワークショップ形式等）や内容を記入して下さい。また、勉強会や事例検討の開催頻度を記入して下さい。

〈開催形式〉

〈実施内容〉

〈開催頻度〉

### 3 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 に関する問い

#### (1) 市町村域内の取組について

11. 市町村域の地域ニーズや課題を把握しているか。

- ☐ (ア) ほとんど把握できていない
- ☐ (イ) 日常的な業務や他機関と連携する中で入ってくる情報や、日常的な業務分野別計画やその他の事業で実施したアンケート調査の結果を利用して把握している
- ☐ (ウ) 関係機関等が集う会議や交流会の中で、聴き取り調査を行い把握している
- ☐ (エ) アンケート調査や悉皆調査を実施して把握している

—— (イ) (ウ) (エ) のいずれかにチェックした場合、以下も記入——

どのようなニーズがあったか、どのような課題を把握したかについて記入して下さい。

12. 市町村域の関係機関との連携方法 (※) を定めているか。

※ どのような人が相談に訪れたら関係機関に連絡をするか、連絡シートの利用といったつながぎの方法等。

- ☐ (ア) ほとんど定めていない
- ☐ (イ) 連携するメンバーを定め、名簿を作成している
- ☐ (ウ) (イ) のメンバーと、相談者をつなぐ一定のルール (どのような人をつなぐかという対象者像やつなぐ方法、連絡方法など) をみんなで話し合っている
- ☐ (エ) (ウ) に加えて、支援事例が蓄積されていく中で、見直したり振り返る機会を設けている

13. 市町村域における多様な領域の関係機関と連携できているか。

- ☐ (ア) ほとんどできていない
- ☐ (イ) 高齢や障害、児童、困窮等の福祉分野と連携を図っている
- ☐ (ウ) (イ) に加えて、医療や教育、住まい、就労、雇用といった分野と連携を図っている
- ☐ (エ) (ウ) に加えて、産業や観光、教育、法律などの福祉・医療以外の関係者と連携を図っている



14. 問 13. で連携を図っていると回答した分野の担当者と、次のうちどのような関係性を構築しているか。

|     |                                                   |
|-----|---------------------------------------------------|
| (ア) | 担当者の名前は把握できており、メールや電話でやり取りしたことはある<br>(直接会ったことはない) |
| (イ) | 担当者と直接会い、顔は取りあえず分かる状況                             |
| (ウ) | 担当者の考え方や仕事のやり方、性格が分かる状況                           |
| (エ) | 信頼感を持って、事案について議論をしたり一緒に仕事ができるような状況                |

---問 14. で (ア) にチェックした場合、本項目は回答不要。項目 16. にお進みください---

---問 14. で (イ) にチェックした場合、以下の①の関係性について回答して下さい---

|                                     | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| ① 高齢や障害、児童、困窮等の福祉分野<br>の連携先担当者との関係性 |     |     |     |     |

---問 14. で (ウ) にチェックした場合、以下の①、②の関係性について回答して下さい---

|                                       | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| ① 高齢や障害、児童、困窮等の福祉分野<br>の連携先担当者との関係性   |     |     |     |     |
| ② 医療や教育、住まい、就労、雇用等の分野<br>の連携先担当者との関係性 |     |     |     |     |

---問 14. で (エ) にチェックした場合、以下の①、②、③の関係性について回答して下さい---

|                                            | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) |
|--------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| ① 高齢や障害、児童、困窮等の福祉分野<br>の連携先担当者との関係性        |     |     |     |     |
| ② 医療や教育、住まい、就労、雇用等の分野<br>の連携先担当者との関係性      |     |     |     |     |
| ③ 産業や観光、教育、法律などの福祉・医療<br>以外の分野の連携先担当者との関係性 |     |     |     |     |

15. 市町村域の関係機関に周知をしているか。

- ☐ (ア) ほとんどしていない
- ☐ (イ) 高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等の福祉医療分野のうち、特定の分野に周知を行っている
- ☐ (ウ) 高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等の福祉医療分野全般の関係機関に周知を行っている
- ☐ (エ) (ウ)に加えて、雇用や就労、農業、教育、法律などの福祉医療以外の関係者にも周知を行っている

(2) 市町村域と身近な圏域との連携について

16. 身近な圏域で見つかった課題を市町村域の包括的支援体制につなげるための取組ができているか。

- ☐ (ア) ほとんどできていない
- ☐ (イ) 身近な圏域で活動する者と関わる機会はあるものの、どのような対象者が相談に来たらつながるか、誰が主たる対応者になるか、情報共有の方法等の一定のルールについて話し合っていない
- ☐ (ウ) どのような対象者が相談に来たらつながるか、誰が主たる対応者になるか、情報共有の方法等一定のルールを明文化し、関係者間で共有している
- ☐ (エ) ルールが関係者間で機能しており、適切な連携体制が構築できている

17. 身近な圏域からつながった事案について、地域と協働しながら解決を進めていくためにどのような連携を図っているか。

- ☐ (ア) ほとんど連携は図れていない
- ☐ (イ) 支援が終わった時に、紹介元である身近な圏域に対して支援経過のみを報告をしている(支援実施中の関わりは希薄である)
- ☐ (ウ) 支援実施中に進捗状況を適宜共有し、相互に意見交換をしている
- ☐ (エ) (ウ)に加えて、支援が終結した後に、地域の人と協働して支援できたかについて反省や総括を行う機会を設けている

18. 支援が困難だった事案の振り返りをしたり、勉強する機会を設けているか。

- ☐ (ア) ほとんど設けていない
- ☐ (イ) 所属する機関内で共有する機会を設けている
- ☐ (ウ) (イ)に加え、市町村域の関係者と振り返る機会を設けている
- ☐ (エ) (ウ)に加えて、住民に身近な圏域の関係者と振り返る機会を設けている



19. 支援内容の相談表や記録用紙などの様式を作っているか。

- ☐ (ア) 作成していない
- ☐ (イ) 作成しているが、定期的に記録を残していない
- ☐ (ウ) 作成しており、定期的に記録を残している
- ☐ (エ) (ウ)に加え、個人情報の取り扱いに配慮した上で、関係機関とも共有できるものを作成し用いている

(3) その他

20. 地域の社会資源について整理や把握をしたり、不足している場合には創出する取組をしているか。

- ☐ (ア) ほとんどできていない
- ☐ (イ) 地域に存在する社会資源を整理し把握した
- ☐ (ウ) (イ)を踏まえて、不足する資源について検討をした
- ☐ (エ) (ウ)を踏まえて、新たに資源を見付けたり不足する場合には創出に向けて動き出した

21. 相談支援包括化推進会議の機能が整理できているか。

以下の5つのうち、相談支援包括化推進会議の果たしている機能として当てはまるものの数を選択すること。

- ☐ 各相談支援機関の業務内容の理解
- ☐ 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法
- ☐ 地域住民が抱える福祉ニーズの把握
- ☐ 地域に不足する社会資源創出の手法
- ☐ 本事業による支援実績の検証

- ☐ (ア) 0 (1つも果たしていない)
- ☐ (イ) 1～2の機能を果たしている
- ☐ (ウ) 3～4の機能を果たしている
- ☐ (エ) 5の全ての機能を果たしている

22. 包括化推進員の資質向上のための学習会や事例検討会の機会を設けているか。

☐ (ア) 設けていない

☐ (イ) 事業所の内部で実施している

☐ (ウ) (イ)に加えて、高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のうち、特定の福祉分野の関係者と実施している

☐ (エ) (ウ)に加えて、高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のあらゆる福祉分野の関係者と実施している

—— (イ) (ウ) (エ) のいずれかにチェックした場合、以下も記入 ——

→ (イ) ~ (エ) に該当する場合は、学習会の開催形式や開催頻度、内容について記入して下さい。  
なお、開催形式とは、座学や事例検討、ワークショップ等のこと。

〈開催形式〉

〈開催頻度〉

〈開催内容〉



#### 4 行政の役割

23. 連携に向けて庁内への働きかけは行っているか。

- ☐ (ア) 働きかけはほとんどできていない
- ☐ (イ) 事業のパンフレットやリーフレットを、庁内の福祉関係部局に配付した
- ☐ (ウ) 事業の趣旨や役割を、庁内の福祉関係部局に加えて都市整備や水道、住宅等にも直接説明に回った
- ☐ (エ) (ウ)に加えて、福祉関係部局や他部局と定期的に勉強会や会議等の機会を設けている

(委託自治体を対象にした項目)

——問 25.、26. は自治体と委託事業者の関係に関する設問。直営の場合、回答不要——

24. 委託事業者に対する自治体の関わりはどのようなものか。

- ☐ (ア) ほとんど協力していない
- ☐ (イ) 定期的に書面等で支援実績を報告してもらっている
- ☐ (ウ) 定期的に直接顔を合わせ、情報共有や意見交換を行っている
- ☐ (エ) (ウ) やその他の場面で明らかになった課題について、行政が主体的に協力したり、関係機関に働きかけを行うなど積極的に関わっている

25. 委託事業者に向けてスキルアップのための支援を行っているか。

- ☐ (ア) ほとんどできていない
- ☐ (イ) 情報共有を目的とした会議を実施している
- ☐ (ウ) 委託事業者向けに研修会や勉強会を実施している
- ☐ (エ) 委託事業者だけでなく他の自治体の関係機関と一緒に研修会や勉強会を開催している

## 参考資料



# 地域福祉計画策定状況について

1

## 地域福祉計画策定状況等について

### I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

#### 【調査の概要】

- 調査対象: 1741市町村
- 回答数: 1741市町村(回収率100%)
- 調査時点: 平成29年4月1日現在

### II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

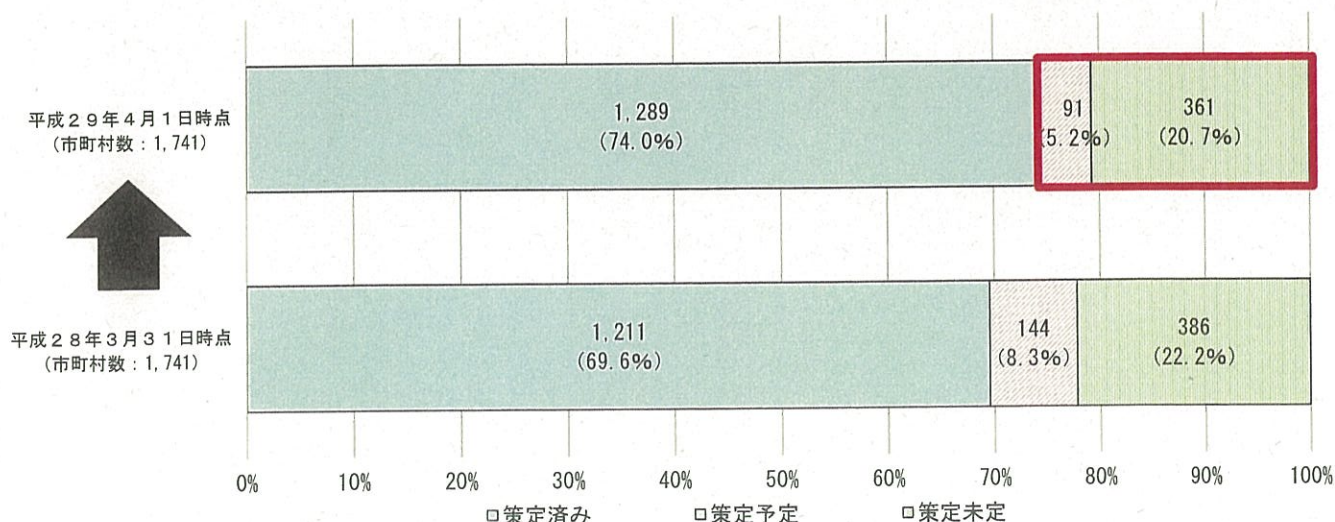
#### 【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成29年4月1日現在

## <市町村地域福祉計画の策定状況>

○「策定済み」市町村は、平成28年3月31日時点調査と比較して78市町村(4.4ポイント)増加して74.0%となった。

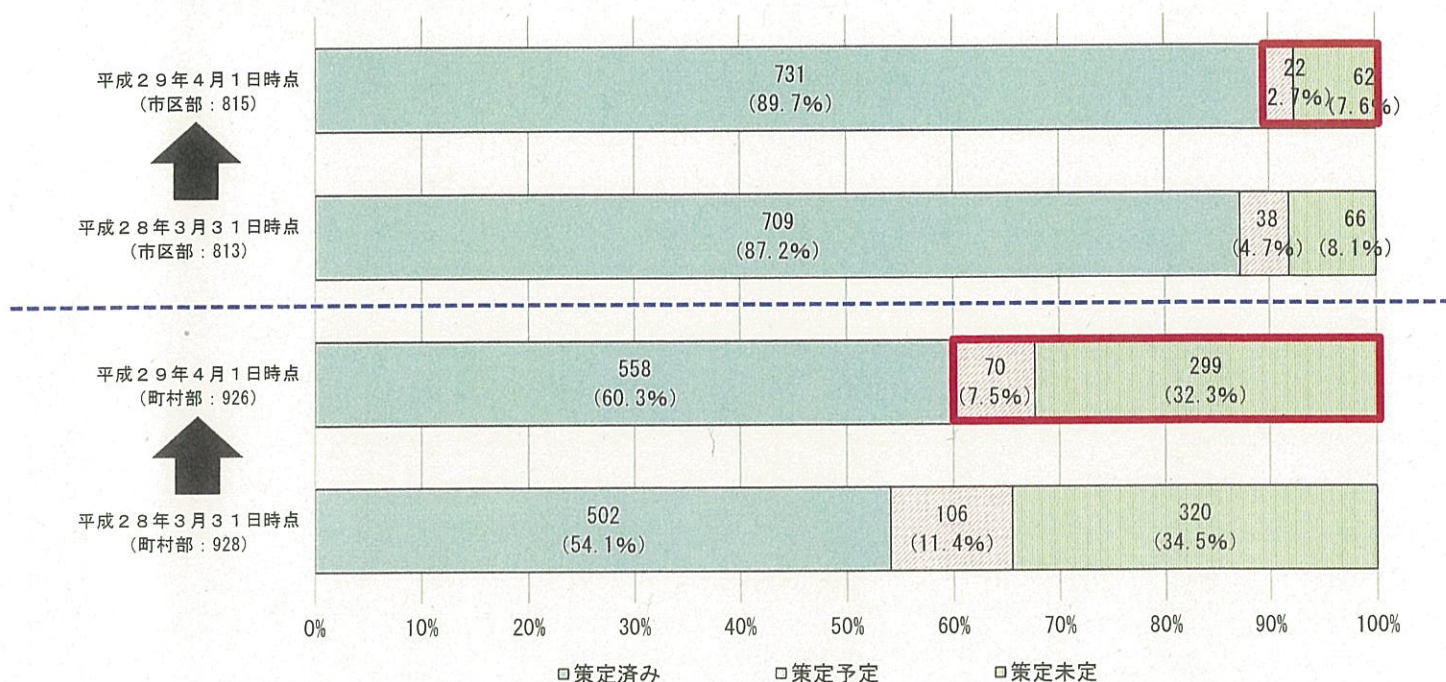
市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況





## ＜市区別・町村部別の策定状況＞

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は2.5ポイント、町村部は6.2ポイント増加した。
- 一方、策定率を比較すると、市区部(89.7%)と町村部(60.3%)の間には依然として約1.5倍の差が生じている。



## ＜市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況＞

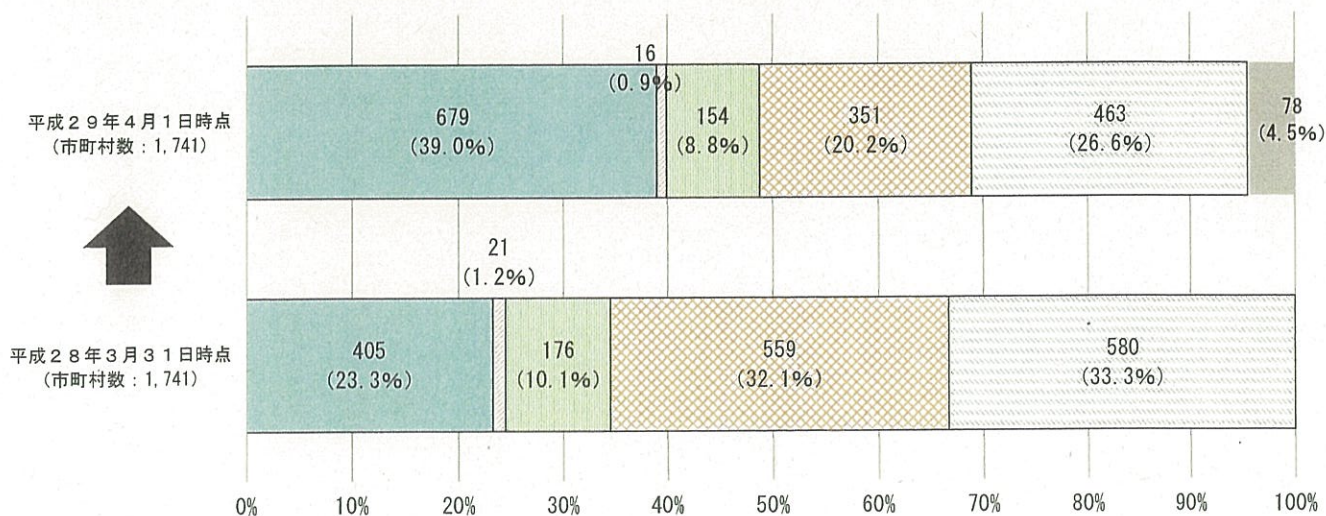
### 【盛り込み状況】

- 全1,741市町村のうち、679市町村(39.0%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、「別の単独計画として策定した」「策定中である」を合わせると約5割となる。
- 「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した市町村の合計も約5割となっている。

全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答

- 地域福祉計画へ盛り込んだ
- 作業中である
- 予定はない(未定)あるいは地域福祉計画を策定していない

- 地域福祉計画とは別の単独計画として策定した
- 予定はあるが、作業を開始していない
- 無回答



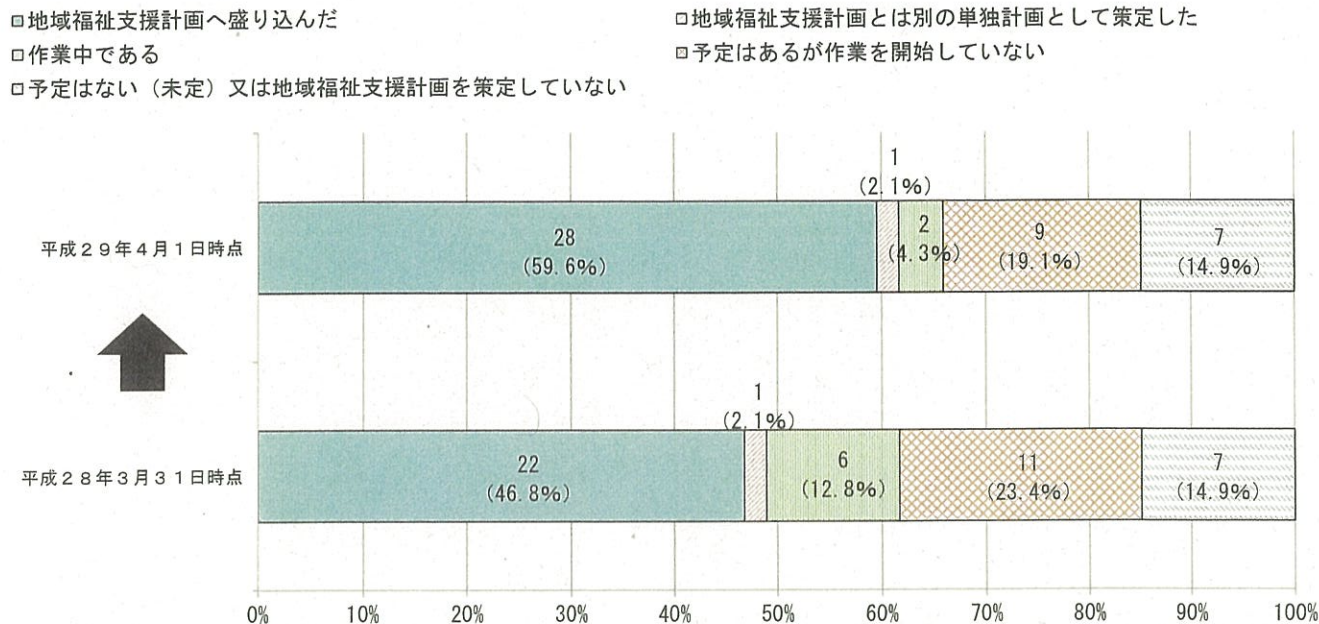


## ＜都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況＞

### 【盛り込み状況】

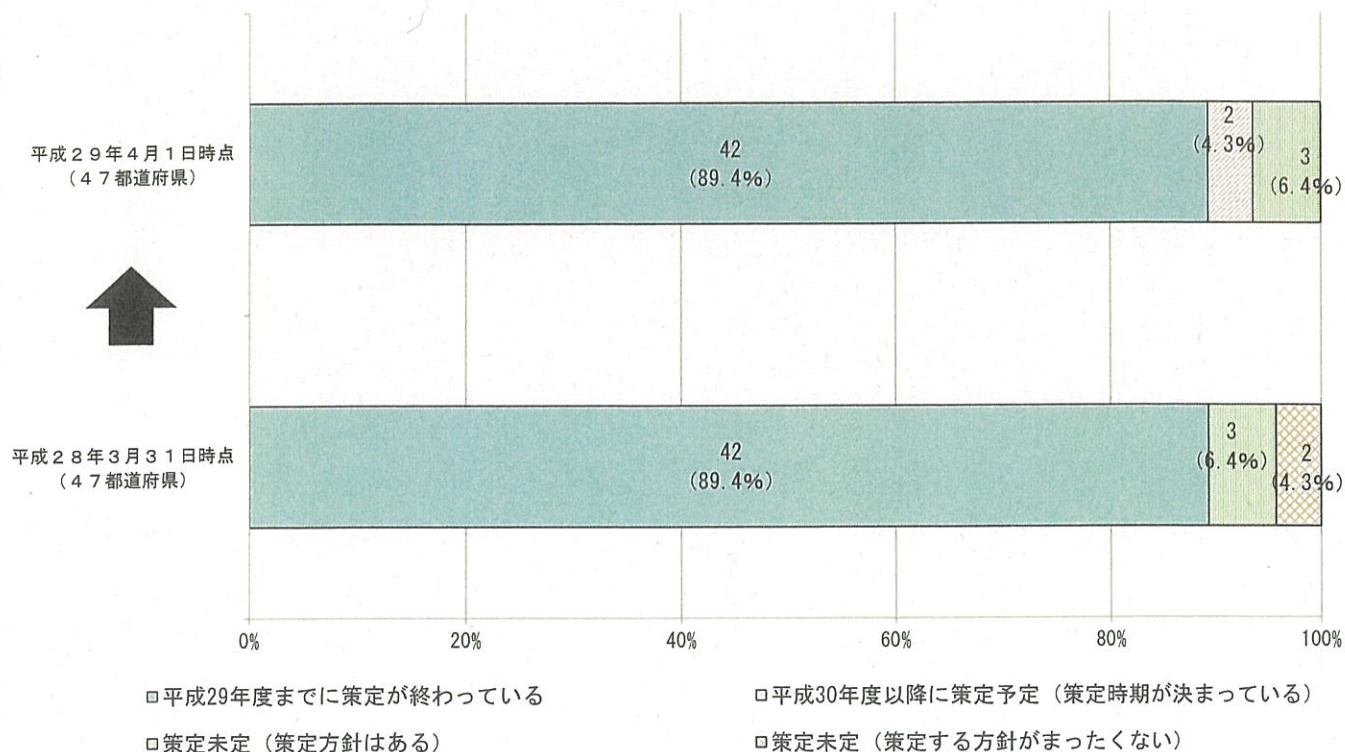
- 全47都道府県の約6割が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。
- 一方で、「予定はあるが、作業を開始していない」、「予定はない(未定)」と回答した都道府県は4割弱となっている。

全47都道府県の回答



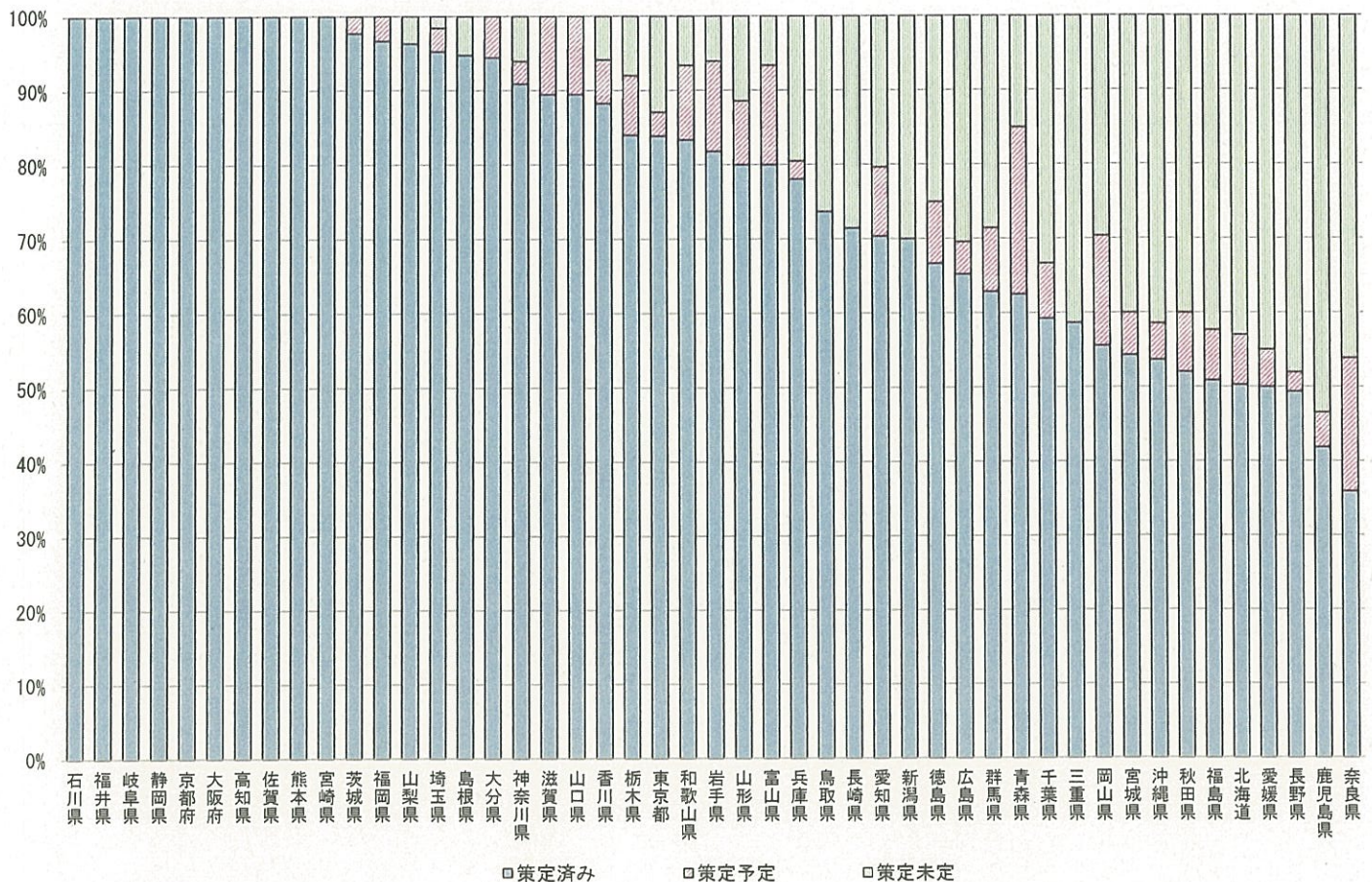
## ＜都道府県地域福祉支援計画の策定状況＞

- 「策定済み」は42都道府県(89.4%)で、前回調査と変わっていない。
- 「策定予定」が増え、「策定未定(策定する方針がまったくない)」がなくなっている。





### ＜都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況＞



(参考)地域福祉計画について

## 概要

- 平成12年6月の社会福祉法の制定時に、地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定について新たに規定される。
- 「市町村地域福祉計画」(第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(第108条)からなり、いずれも行政計画で策定は任意(※1)である。  
計画期間は、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当であるとしている(※2)。  
※1平成30年4月からは努力義務  
※2「市町村の地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年1月28日)

## 計画に盛り込むべき事項

※下線部分は平成30年4月から追加

【市町村地域福祉計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項

【都道府県地域支援計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村が実施する包括的な支援体制の整備に係る事業の支援に関する事項



# 地域力強化をとりまく様々な資源

9

## 地区・校区社会福祉協議会等について

### 【組織】

市町村社協よりも区域が狭く、より地域住民に近い組織として、地区社協、校区社協、校区福祉委員会、住民福祉協議会等の名称を用いて、自治会・町内会等に担当者や福祉委員を配置したり、福祉課題を取り組む組織を置くといった地域の実情に応じて任意につくられる。

### 【機能(例)】

#### ①福祉に関する協議

座談会等住民間の協議の場、自治会・町内会との調整、地域活動の計画づくり

#### ②福祉に関する広報、啓発

#### ③福祉活動の実施、支援、連絡調整

※福祉に限らず、まちづくりの活動まで広げて実施している場合もある。

### 【構成員(例)】

民生委員・児童委員、町内会長、老人クラブ会長、PTA代表 等

### 【運営財源(例)】

住民による会費、市社協からの助成金、共同募金、企業寄付、福祉バザーによる収益 等

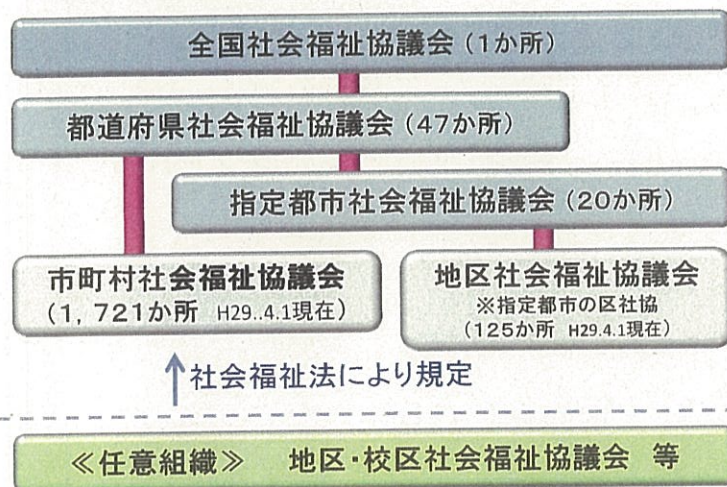
10



# 社会福祉協議会の概要

## 【社会福祉協議会(社協)とは】

- 住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設など福祉・保健・医療・教育等の関係機関の参加と協力により「福祉のまちづくり」を目指して活動を行っている民間団体。
- 社会福祉法を根拠法として、全国の市町村、都道府県・指定都市、中央の各段階に組織される。
- 2000(平成12)年の社会福祉法改正で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法律上規定し、市町村社協を住民に身近な地域福祉推進の担い手として位置づけた。
- 市町村社協には、区域内の社会福祉を目的とする事業を営業者(社会福祉法人等)、社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加している。



## 【社協の活動内容】



### 主な活動

- ア ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
- イ ふれあいサロンやいきいきサロン等、住民のつながりの場の提供
- ウ 近隣住民の訪問活動などによる小地域での見守り活動ネットワーク
- エ 民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
- オ ホームヘルプサービスやデイサービスの運営等、介護保険サービスによる生活の支援※
- カ 食事サービスや入浴サービスの実施等、高齢者への生活支援サービス
- キ ホームヘルプ等、障害者への生活支援サービス
- ク 母子家庭組織への支援、子供会・クラブの組織化等、児童への生活支援サービス
- ケ 生活困窮者への自立支援
- コ 生活福祉資金の貸付や各種相談活動の実施

11

# 地域運営組織の実態

※暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(H27.3総務省)より

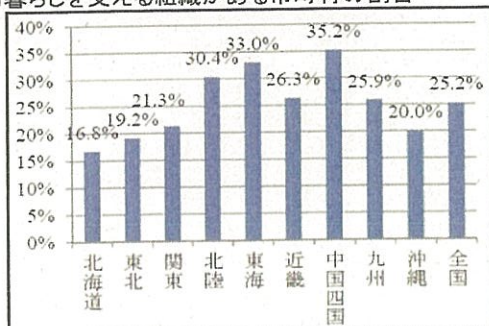
## 地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

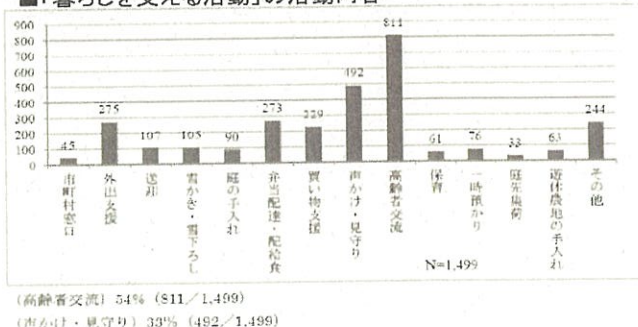
## 活動実態

- 活動範囲は「小学校区」(概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア)
- 全国の1/4の市町村に1,600を超える組織があり、さらに8割を超える市町村が必要性を認識
- 約7割が法人格を持たない任意団体で、残り約3割の大半がNPO法人
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買い物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱
- 地域の有志や組織、団体が構成される地域に根ざした組織であり、人材不足が課題

■暮らしを支える組織がある市町村の割合



■「暮らしを支える活動」の活動内容



12



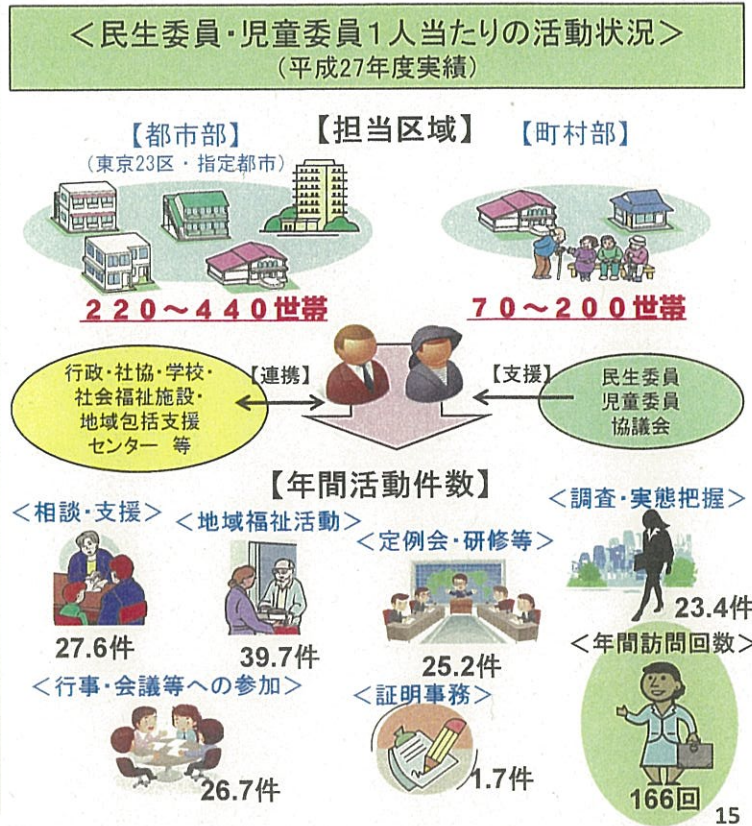
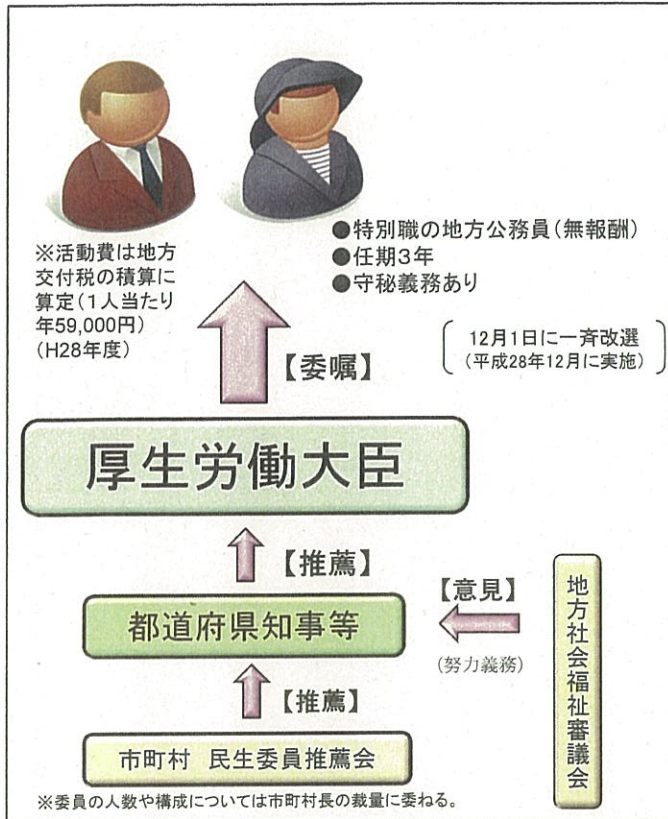




# 民生委員・児童委員の活動状況

(平成27年度福祉行政報告例または全国民生委員児童委員連合会調べ)

総活動件数：年3, 353万件



## 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA~Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

| (A) 資源開発                                                                                                                        | (B) ネットワーク構築                                                                                   | (C) ニーズと取組のマッチング                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に不足するサービスの創出</li> <li>○ サービスの担い手の養成</li> <li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間の情報共有</li> <li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など</li> </ul> |

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。



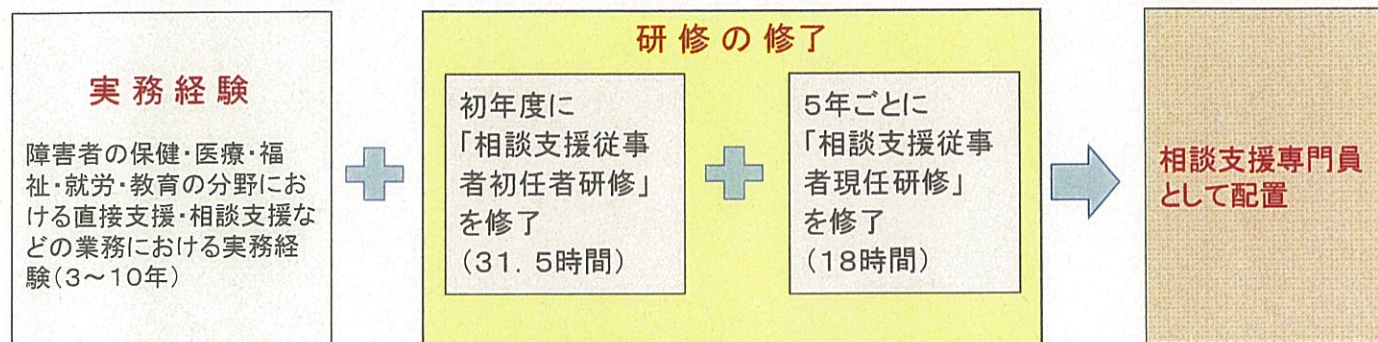
# 指定相談支援事業所と相談支援専門員

- 指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。
- 指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、
  - ・ 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
  - ・ 地域移行・地域定着に向けた支援
  - ・ 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 8, 684箇所（平成28年4月1日現在）

※ 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 17, 579人（平成28年4月1日現在）

## 【相談支援専門員の要件】



17

## 児童相談所の概要

### 1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

### 2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市）
- 全国210か所（平成29年4月1日現在）

### 3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
- \* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

### 4 業務

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等） 等

### 5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
- 全国の職員数：11, 488人（平成29年4月1日現在）
 

|                      |         |                |      |
|----------------------|---------|----------------|------|
| （内訳）・児童福祉司（任用予定者含む。） | 3, 253人 | ・児童福祉司スーパーバイザー | 618人 |
| ・児童心理司               | 1, 379人 | ・医師            | 630人 |
|                      |         | ・保健師           | 138人 |
|                      |         | 等              |      |

### 6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

18



# 福祉事務所の概要

## 福祉事務所とは

- 福祉六法(生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関であり、都道府県及び市(町村は任意)に設置されている。
- 平成2年の福祉八法の一部改正により老人及び身体障害者福祉分野で、平成12年の知的障害者福祉法の一部改正により知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲されたことから、都道府県の福祉事務所においては、従来の福祉六法から福祉三法(生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法)を所管することとされた。

(参考)福祉事務所の設置状況

(平成29年4月1日現在)

| 設置主体 | 都道府県 | 市(特別区含む) | 町村 | 計     |
|------|------|----------|----|-------|
| 箇所数  | 207  | 997      | 43 | 1,247 |

## 主な配置職員

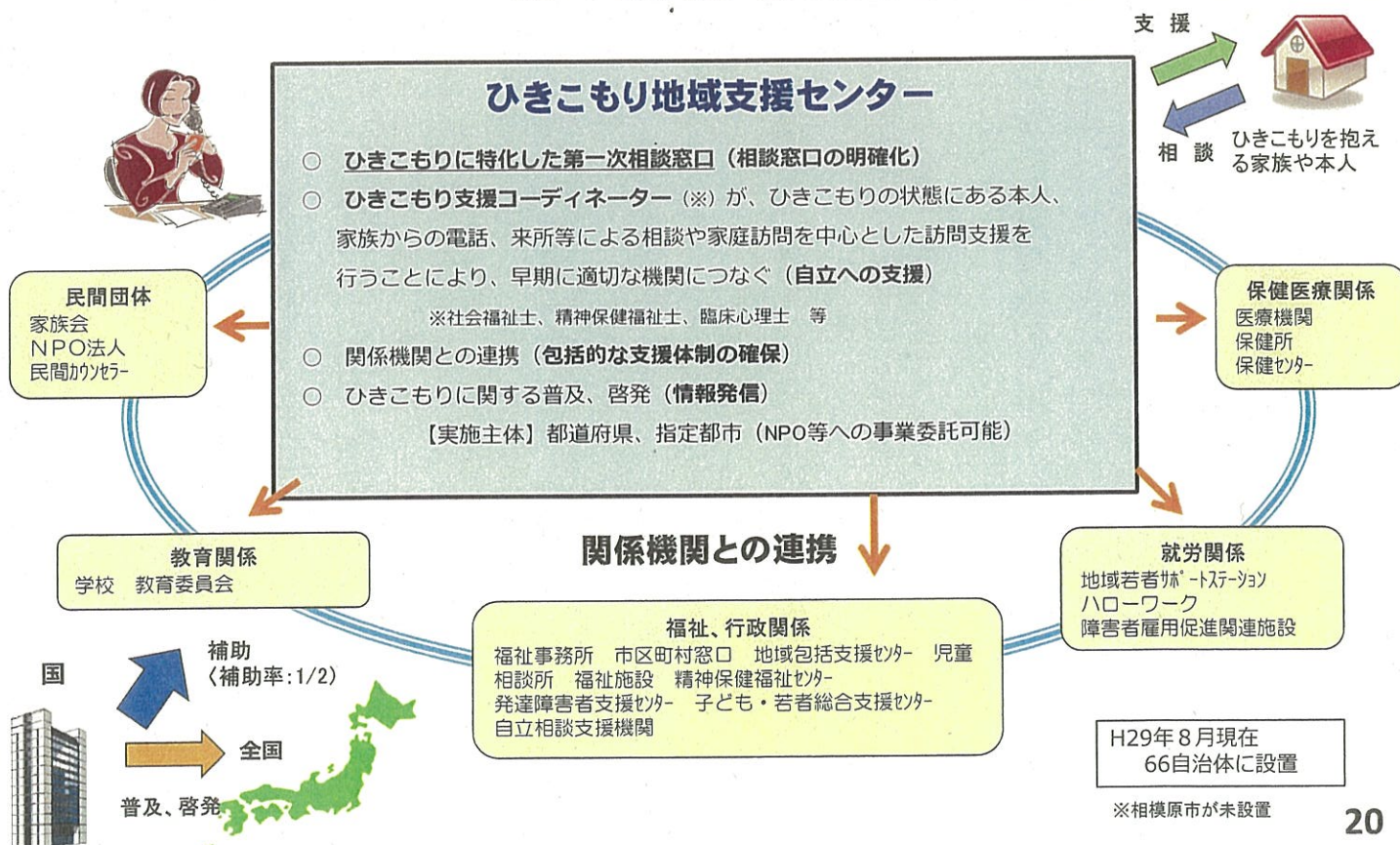
| 所員等                 | 職務                                                                                                                     |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 所の長               | 都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)の指揮監督を受けて、所務を掌理する。                                                                             |
| 2 指導監督を行う所員(社会福祉主事) | 所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を司る。                                                                                             |
| 3 現業を行う所員(社会福祉主事)   | 所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要性の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を司る。 |
| 4 事務を行う所員           | 所の長の指揮監督を受けて、所の庶務を司る。                                                                                                  |

※ 福祉事務所の所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各福祉事務所につき、被保護世帯数に応じた標準数(市部80対1、郡部65対1)を参考として定めるものとしている。

(注) 現業を行う所員については、従来は法律で配置すべき最低数が定められていたが、地方分権一括法による改正で、平成12年度以降、標準配置数として定められており、各自治体では、地域の実情に応じて人員配置を行うことが可能になっている。

## ひきこもり地域支援センター設置運営事業 (平成21年度～)

平成29年度予算額：生活困窮者自立支援制度に係る補助金183億円の内数





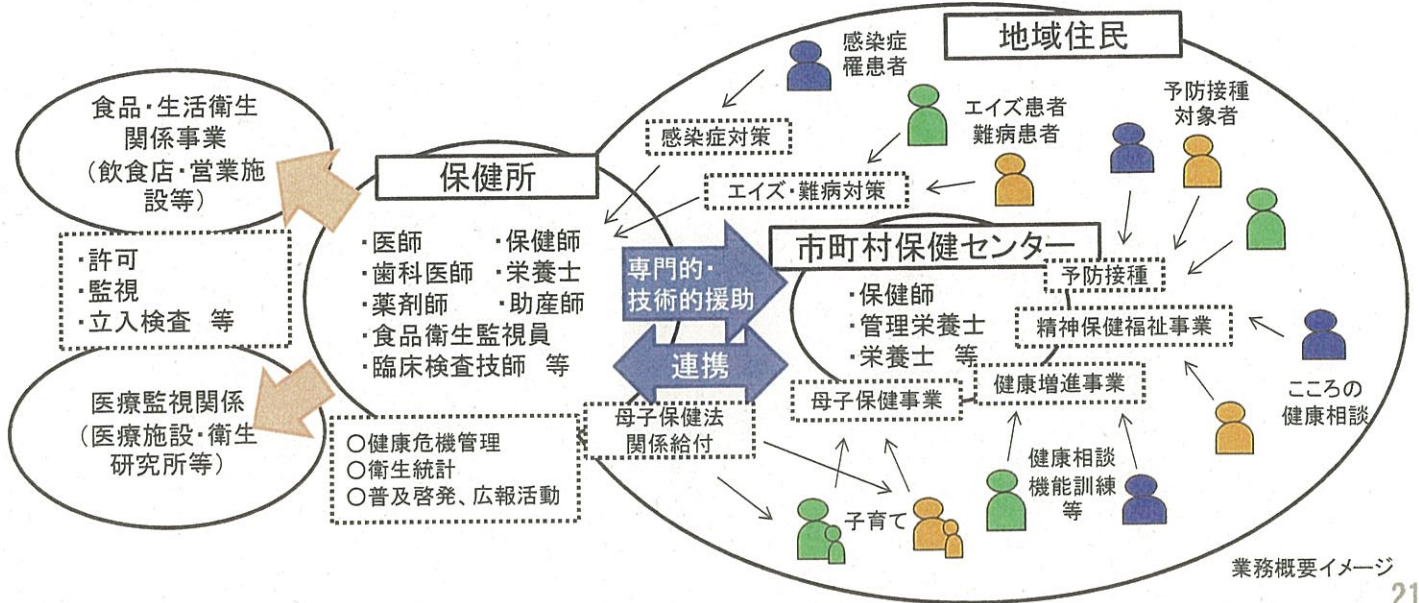
# 保健所・市町村保健センター

## <保健所>

対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関。(H29.4.1: 481カ所)

## <市町村保健センター>

市町村は母子保健事業、健康増進事業、予防接種等の地域住民に密着した総合的な対人保健サービスを実施することとされている。身近で利用頻度の高い保健サービスを一元的に提供するため、市町村における保健活動の拠点として市町村保健センターが整備されている。(H29.4.1: 2456施設)



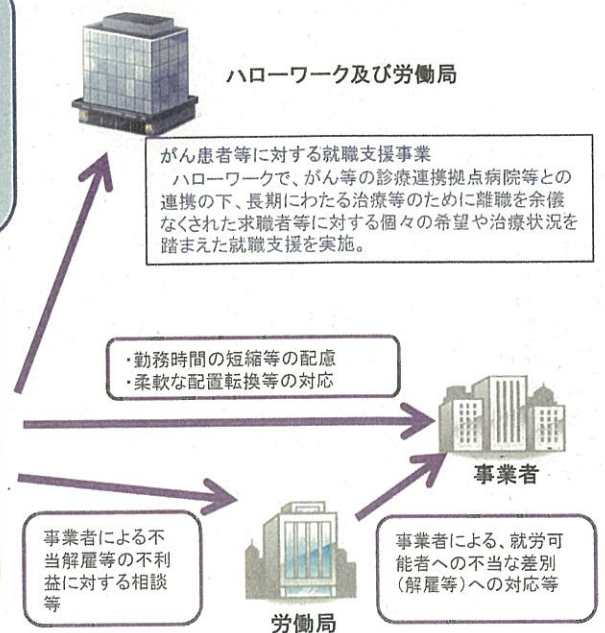
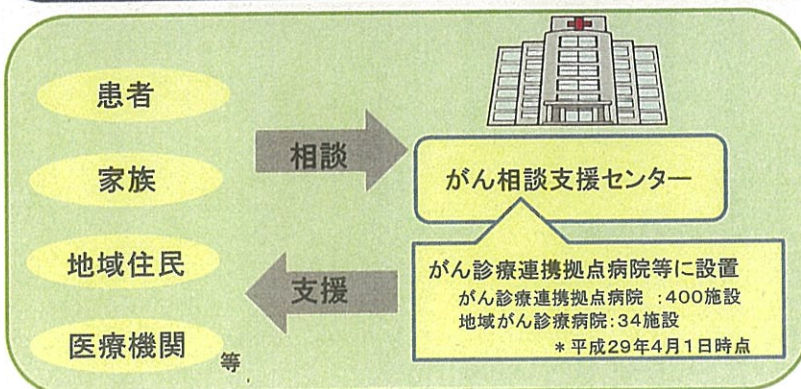
21

# がん相談支援センター

- 全国のがん診療連携拠点病院等に設置されているがんの相談窓口。
- 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者や家族、地域の住民及び医療機関等からの相談に対応する。国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置している。

## <がん相談支援センターの主な業務>

- がんの病態、標準的治療法等の一般的な情報の提供
- 地域の医療機関、診療従事者に関する情報収集、情報提供
- セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
- がん患者の療養上の相談
- 就労に関する相談
- 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援



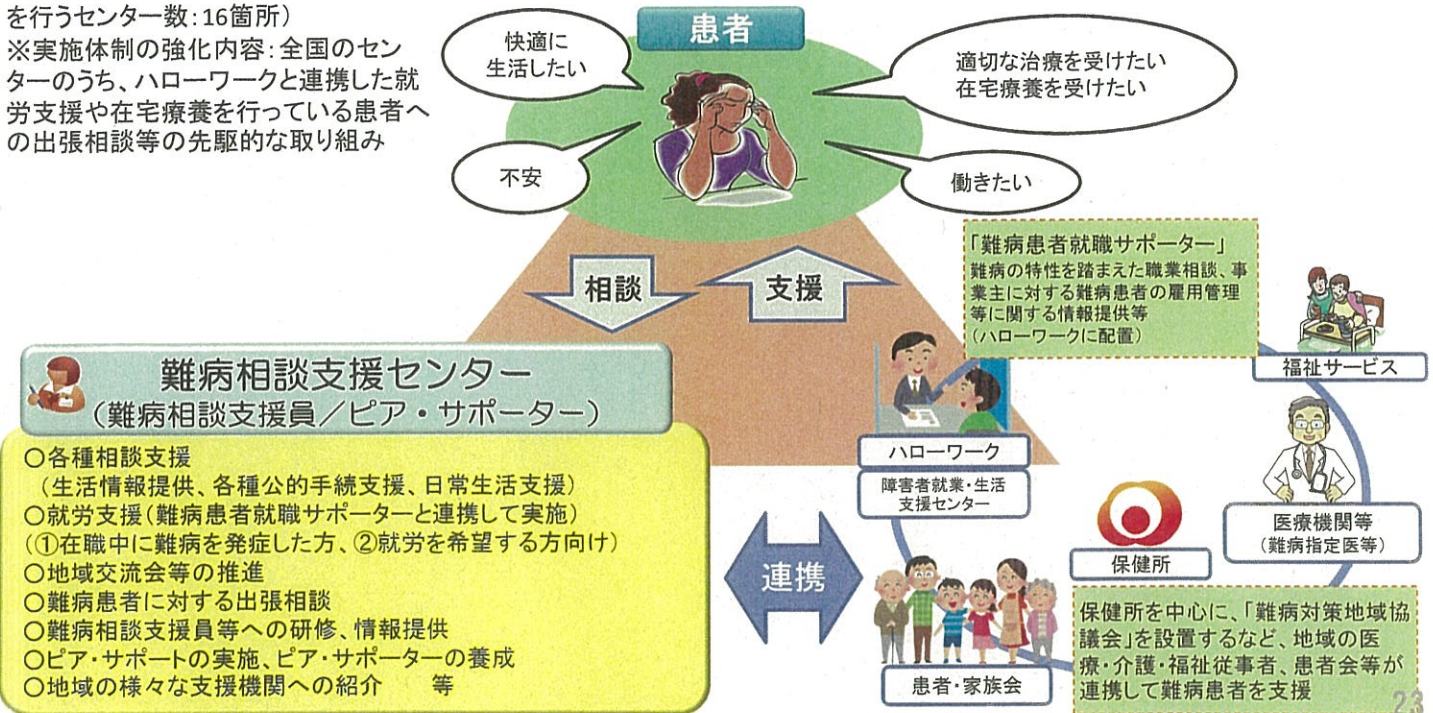


# 難病相談支援センター

難病相談支援センター（以下、「センター」）は、難病の患者に対する医療等に関する法律第29条に基づき都道府県に設置できることとされており、難病の患者の療養や日常生活上の様々な問題につき、患者・家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設である。難病の患者等の様々なニーズに対応するため、地域の様々な支援機関と連携して支援を行う。

○箇所数：47箇所（うち実施体制の強化を行うセンター数：16箇所）

※実施体制の強化内容：全国のセンターのうち、ハローワークと連携した就労支援や在宅療養を行っている患者への出張相談等の先駆的な取り組み



## 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

### 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

### 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

### 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

### 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

### 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

【施行期日】平成29年4月1日（2と3の一部、4,5の一部は平成28年4月1日）



## ボランティアの活動状況

わが国において、ボランティアの定義は明確にされていないが、「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指して「ボランティア活動」と称することが一般的である。また、ボランティア活動を行う者を「ボランティア」といい、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等の特徴が挙げられる。

ボランティア数 (平成25年4月現在)

団体数

210,936 団体

人数

7,609,487 人  
団体に所属(86.0%)  
個人で活動(14.0%)

※全社協ボランティアセン  
ターで把握している者



全国社会福祉協議会  
全国ボランティア・市民活動振興センター

- 情報提供、調査研究
- ボランティアフェスティバル、セミナー等
- ボランティア活動振興、連絡協議会
- ボランティア活動保険の団体契約



都道府県・指定都市社会福祉協議会  
ボランティアセンター

- 市区町村担当職員連絡会等
- 活動に関する相談対応、情報提供
- 福祉教育、学習支援
- 災害ボランティアセンター運営事業
- 団体・企業・NPO等活動支援



市区町村社会福祉協議会 ボランティアセンター

- 活動に関する相談対応
- ボランティア学習支援、人材養成等
- 活動先の調整(マッチング)
- ボランティア活動保険の受付
- 団体・企業・NPO等活動支援



ボランティア(担い手)と活動内容

「全国ボランティア活動実態調査報告書」(平成22年7月:全社協)

【性別構成】

男性 … 31.0%  
女性 … 68.8%

【世代構成】

30歳代以下 … 8.6%  
40歳代 … 8.0%  
50歳代 … 17.7%  
60歳代 … 40.9%  
70歳代以上 … 24.8%

主な活動分野(上位5項目)

1. 高齢者の福祉活動
2. 障害者の福祉活動
3. 自治会・町内会  
・民生委員・児童委員・地区社協等の活動
4. 地球の美化・環境保全に関する活動
5. まちづくりなどに関する活動



有償ボランティア

住民参加型在宅福祉サービス



【住民参加型在宅福祉サービスとは】

地域住民の参加を基本として、  
①営利を目的とせず、②住民相互の対等な関係と助け合いを基調として、③有償・有料制、あるいは「時間貯蓄制度」「点数預託制度」によって行う「家事援助、介護サービス」等を中心とした在宅福祉サービスの総称

【団体数(平成22年度)】 2,073団体  
(全社協調べ)

会員登録とサービス提供の流れ



サービス内容・実施率(%)

1. 家事援助 (83.2)
2. 外出援助 (73.4)
3. 話し相手 (68.7)
4. 介護 (56.6)
5. 相談・助言 (42.6)
6. 食事(配食) (40.0)

## 共同募金の概要

目的

- 共同募金とは、**都道府県の区域を単位**として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間に行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において**社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者**に配分することを目的とする事業である。(社会福祉法第112条)

※ 平成28年度募金実績 181億円

募集期間

- 厚生労働大臣告示により、**10月1日から翌年3月31日までの期間**とされている。  
なお、共同募金運動は昭和22年から行われている。

組織

中央共同募金会

- ・募金運動の全国的企画
- ・都道府県共募との連絡調整、援助、指導
- ・資料の収集、調査研究、啓発宣伝

都道府県共同募金会  
(47都道府県)

- ・募金運動の計画
- ・募金目標額の決定、募金活動、配分
- ・募金実績及び配分結果の公表

共同募金委員会

- ・募金活動
- ・広報活動
- ・ボランティア組織の編成

共同募金の配分

- 共同募金運動で集められた寄附金は、都道府県内の民間社会福祉施設や福祉団体等に配分される。なお、社会福祉法第117条に次のルールが規定されている。

- ① 社会福祉を目的とする事業を営業者以外の者に配分してはならない。
- ② 配分を行うにあたっては、配分委員会の承認を得なければならない。
- ③ 募金の期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、配分しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。



見直し内容

5月26日成立、6月2日公布

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

（注）具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行

サービスを提供する場合、  
それぞれ指定基準を満たす必要がある

障害児者

高齢者

障害福祉サービス事業所等

介護保険事業所

【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

改正後

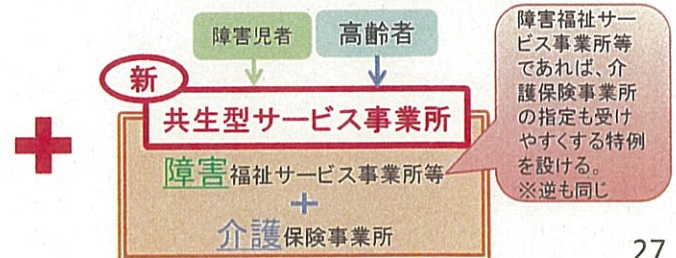
障害児者

高齢者

障害福祉サービス事業所等

介護保険事業所

新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

27

## 共生型サービスに係る報酬・基準について 《論点等》



## 共生型サービス

### 現状・課題

#### 1. これまでの取組及び議論

- (同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取組)
- 介護保険と障害福祉のサービスについて見ると、各制度に固有のサービスもあるが、デイサービスなど相互に相当するサービスもあり、例えば、「富山型デイサービス」のように、高齢者、障害児者などの多様な利用者に対して、同一の事業所で一体的にサービスを提供する取組は、地域の実情に応じて、従来から進められている。【参考資料P1】
  - このようなケースでは、障害福祉事業所としての指定を受けていない事業所のサービスであっても、介護保険事業所としての指定を受けていれば、市町村の判断により、障害福祉サービスとして給付を行うことができる、障害福祉制度における「基準該当サービス」という仕組みを活用してサービス提供している。【参考資料P2～7、P41、42】※単一の報酬であり、基本的に加算の仕組みはない。
  - 一方で、現行の介護保険制度上は、障害福祉サービス事業所としての指定を受けているというだけでは、介護保険サービスを提供できる仕組みとはなっていない。【参考資料P8～10】  
※介護保険にも「基準該当サービス」はあるが、障害福祉事業所としての指定を受けているというだけでは介護保険の給付対象とすることができず、障害福祉の「基準該当サービス」とは異なる。
  - 両制度の「基準該当サービス」は、市町村の判断に委ねられているため、地域によってその取扱いに差があるとの指摘がある。
  - また、平成24年に療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の指定基準の取扱いを明確化し、障害児者の通所サービスとしての利用も可能となっている。【参考資料P11】
  - この他、相互に共通するサービス以外のサービスの組み合わせも含めて、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供している多様な例がある（ガイドラインを作成し、平成28年3月に全国に通知）。【参考資料P12、P43～47】

29

## 共生型サービス

### 現状・課題

#### (これまでの議論)

- 介護保険優先原則の下では、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあり、平成27年12月に社会保障審議会障害者部会から見直すべきとの意見が出されていた。【参考資料P13、14】  
※障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにあれば、介護保険サービスの利用が優先される（介護保険優先原則）。  
※65歳以上の高齢者については、原則として介護保険の被保険者となるが、障害者支援施設等（介護保険適用除外施設）に入所している者は介護保険の被保険者としないうこととされている。
- また、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）において、
  - ・「人口減少など地域の実情に応じて、制度の『縦割り』を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、事業・報酬の体系を見直す」
  - ・「本年の介護保険制度の見直しにおいて、介護保険に「共生型サービス」を創設する。障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みについても、報酬において障害支援区分を勘案していない等の課題に対応するため、障害福祉制度に「共生型サービス」を創設する。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直しを行う。また、平成30年の介護・障害報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う基準・報酬についての必要な対応を行う」とされている。【参考資料P15、16】

30

# 共生型サービス

## 現状・課題

### 2. 共生型サービスの創設の趣旨等

- 1. で示したことを踏まえ、「地域包括ケア強化法」では、
  - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、
  - ② 福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点
 から、社会保障審議会介護保険部会等において議論を行い、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を創設することを盛り込み、平成29年5月26日に成立したところである。【参考資料P13、17】
- 具体的には、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなる。【参考資料P17】
- また、参議院厚生労働委員会における「地域包括ケア強化法案」に対する附帯決議において、「共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けていたサービスの量・質の確保に留意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定すること。」とされている。【参考資料P18】

31

# 共生型サービス

## 現状・課題

### 3. 介護保険と障害福祉相互に相当するサービスの基準の違い

- 共生型サービスの対象となる、介護保険優先原則が適用される相互に相当するサービス（※）について、介護保険と障害福祉両方の制度を比較すると、例えば、デイサービスでは、類似する基準がある一方で、
  - ・ 人員配置について、介護保険サービスでは介護職員が5：1である一方、障害福祉サービスでは利用者の平均障害支援区分5以上の場合は3：1となっている。
  - ・ 機能訓練室の面積について、介護保険サービスでは利用者1人当たり3㎡の面積が必要である一方、障害福祉サービスでは支障が無い広さで足りることとなっている。
  - ・ 食堂について、障害福祉サービスでは設備要件に入っていない。
 等の違いがある。【参考資料P19～25】
- ※①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等
- このため、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における基準を満たしているとは限らない（基準該当も同様）。

| 生活介護(障害福祉)                  |               |
|-----------------------------|---------------|
| 管理者                         | 専従(非常勤でも可)    |
| 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 | 平均障害支援区分      |
|                             | 4未満 → 6:1     |
|                             | 4以上5未満 → 5:1  |
|                             | 5以上 → 3:1     |
|                             | ※生活支援員 常勤1人以上 |
| 訓練・作業室                      | 支障がない広さ       |

基準が異なり、  
もう一方の事業  
所になれない



| 通所介護(介護保険) |                          |
|------------|--------------------------|
| 管理者        | 常勤専従                     |
| 介護職員       | 5:1<br>(利用者15人までは1人以上で可) |
|            | ※常勤1人以上                  |
| 食堂及び機能訓練室  | 3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積     |

32



# 共生型サービス

## 現状・課題

### 4. 検討すべき共生型サービスの基準・報酬について

○ 本検討チームでは、介護保険事業所が障害福祉事業所としての指定を受ける場合の基準と、この事業所を障害児者が利用した場合の障害報酬を検討する。

※ 逆の場合の、障害福祉事業所が介護保険事業所としての指定を受ける場合の基準と、この事業所を高齢者が利用した場合の介護報酬は、社会保障審議会介護給付費分科会で検討する。

| 【現行制度】  | 障害福祉事業所     | 介護保険事業所     | 課題                                                                                                                                                            |
|---------|-------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害児者が利用 | ○           | △<br>(例外扱い) | ・障害福祉の給付の対象とするか否かは、市町村長が個別に判断<br>・障害支援区分に関わらない同一の報酬設定となっているため、重度者の報酬額が低い。加算もつかない。                                                                             |
| 高齢者が利用  | △<br>(例外扱い) | ○           | ・介護保険の給付の対象とするか否かは、市町村長が個別に判断。また、介護保険の「基準該当」は、障害福祉事業所としての指定を受けているというだけでは給付対象とすることができず、障害福祉の「基準該当」とは異なる。<br>・障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉事業所を利用できなくなる。 |

### 新たに共生型サービスを位置付け

| 【見直しの方向性】 | 障害福祉事業所         | 介護保険事業所         | 改善事項                                                          |
|-----------|-----------------|-----------------|---------------------------------------------------------------|
| 障害児者が利用   | ○               | ◎<br>(本来的な給付対象) | ・事業所が指定を受ければ、障害福祉の本来の給付対象<br>・報酬額の見直し(給付の改善(障害支援区分に応じた報酬設定等)) |
| 高齢者が利用    | ◎<br>(本来的な給付対象) | ○               | ・事業所が指定を受ければ、介護保険の本来の給付対象                                     |

33

# 共生型サービス

## 現状・課題

### 5. 共生型サービスの対象サービス

○ 下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

|                                         | 介護保険サービス                 | 障害福祉サービス等                                                                                                 |
|-----------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ホームヘルプサービス                              | 訪問介護                     | ⇔ 居宅介護<br>重度訪問介護                                                                                          |
| デイサービス                                  | 通所介護<br>(地域密着型を含む)       | ⇔ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)<br>自立訓練 (機能訓練・生活訓練)<br>児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)<br>放課後等デイサービス (同上) |
|                                         | 療養通所介護                   | ⇔ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る)<br>児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る)<br>放課後等デイサービス (同上)                     |
| ショートステイ                                 | 短期入所生活介護<br>(予防を含む)      | ⇔ 短期入所                                                                                                    |
| 「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※ | (看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む) | 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)<br>自立訓練 (機能訓練・生活訓練)<br>児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)<br>放課後等デイサービス (同上)   |
|                                         | ・通い                      | → (通い)                                                                                                    |
|                                         | ・泊まり                     | → 短期入所 (泊まり)                                                                                              |
|                                         | ・訪問                      | → 居宅介護<br>重度訪問介護 (訪問)                                                                                     |

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

34



## 現状・課題

### 6. 相談支援専門員とケアマネジャーの連携

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会）において、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援専門員とケアマネジャーが、支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携を進めていくことが適当であり、具体的な居宅介護支援事業所の運営基準の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。」とされている。【参考資料P48、49】

35

## 関係団体ヒアリングにおける主な意見

| No | 意見等の内容                                                                                                                                                  | 団体名                                        |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1  | ○共生型サービスの創設に際しては、現在サービスを利用している利用者のサービスの質・量及び公的サービスが低下しないような制度設計と報酬上の評価が必要である。                                                                           | 日本知的障害者福祉協会 他<br>(同旨：きょうされん、全国手をつなぐ育成会連合会) |
| 2  | ○共生型サービスの本来果たすべき役割を明確化するため、サービス提供責任者等に対する研修制度を新設し、研修受講した場合の加算を新設することを求める。                                                                               | 全国地域生活支援ネットワーク                             |
| 3  | ○平成30年度から予定されている共生型サービス事業所構想について、介護保険事業所が障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくする特例が設けられる予定であるが、精神障害やその支援の独自性が介護保険事業所に理解されるよう、事業所やヘルパーに対して精神障害に関する研修を義務付けるなどの仕組みが必要と思われる。 | 全国精神保健福祉会連合会                               |
| 4  | ○障害児者・高齢者の特徴を踏まえ、人員・設備・運営基準等を柔軟なものとし、看護小規模多機能型居宅介護事業所の障害福祉サービスへの参入を促進する。                                                                                | 日本看護協会                                     |
| 5  | ○施設やサービスを新設するのではなく、看護小規模多機能型居宅介護事業所・療養通所介護事業所等の既存の看護師配置のある事業所を自宅近くの泊まり・通いの場として気軽に活用できるようにする。                                                            |                                            |

36



# 共生型サービス

## 論点

(共生型サービス)

- 介護保険・障害福祉の相互に共通するサービスを行う場合には、
  - I 指定障害福祉事業所が、介護保険サービスの基準を満たす場合  
※現在も事実上の共生型サービスとして運営可能
  - II 指定障害福祉事業所が、介護保険サービスの基準を満たせない場合がある。
- IIについて、
  - ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で受けてきたサービスを継続して受けやすくする、
  - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材をうまく活用する、という共生型サービスの創設の趣旨や、
  - ③ 介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をして検討する必要があるのではないか。
- 以上を踏まえ、具体的には、次頁のような対応をすることにしてはどうか。

37

## 共生型サービス【イメージ】

介護保険事業所を障害児者が利用

| ※Ⅰ～Ⅲは相互に共通するサービスを対象                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I                                                                                                                                                            | II                                                                                                                                                                                       | III                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける</li> <li>・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)</li> <li>・介護保険と障害福祉の両方の制度の基準を満たす</li> </ul> <p>※報酬額は通常</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉(共生型)の指定を受ける</li> <li>・一体的運用</li> <li>・<u>介護保険の制度の基準を満たすが、サービスの質や専門性に配慮しプラスα(サービス管理責任者、保育士・児童指導員の資格職の配置)</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉(共生型)の指定を受ける</li> <li>・一体的運用</li> <li>・<u>介護保険の制度の基準を満たすのみ(現行の障害の基準該当サービスと同じ)</u></li> </ul> <p>※報酬額は低い</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ</li> <li>・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける</li> <li>・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)</li> </ul> <p>※報酬額は通常</p> |
| ※加算は、どのパターンでも、それぞれの制度の算定要件を満たせば取得可                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                     |

\* 障害福祉事業所を高齢者が利用する場合については、社会保障審議会 介護給付費分科会で検討。

38

## 共生型サービス

### 論点

(共生型サービス)

【指定基準関係】

- Ⅲについては、現行の障害の基準該当サービスは約1,200事業所存在することを踏まえ【参考資料P41、42】、共生型サービスにするが、新たな規制は求めないことにしてはどうか。
- Ⅱについては、その上で、サービスの質の確保【参考資料P18】のため、設備・運営の基準ではなく、人員の基準として、サービスの質や専門性に配慮しプラスαで資格職の配置を求める類型も創設することにしてはどうか。（障害者が利用者の場合、サービス管理責任者、障害児が利用者の場合、保育士等。）

39

## 共生型サービス

### 論点

(共生型サービス)

【報酬関係】

- 給付は、これまで通り、それぞれの制度からなされるため、  
介護保険事業所を障害児者が利用する場合は、障害給付で、障害者総合支援法又は児童福祉法で支給で、障害の法体系に基づく単価設定となる。
  - 報酬単位の設定については、
    - ・ Ⅲに関しては、現行制度の障害の基準該当サービスの単位を基本として検討することとし、加算を算定できるようにしてはどうか。
    - ・ Ⅱに関しては、サービスの質や専門性を評価することとしてⅢよりも報酬単位を引き上げることにしてはどうか。
- 【その他】
- 「相互に共通するサービス」（Ⅱ・Ⅲ）だけではなく、様々な組み合わせ（Ⅰ及び点線枠等）によるものも、共生型の看板を掛けることができるようにするようにはどうか。（通知の発出）【参考資料P11、P43～47】

40



## 共生型サービス

### 論点

(相談支援専門員とケアマネジャーの連携)

- 相談支援専門員とケアマネジャーの連携に向けた取組についてどう考えるか。

41

42

# 各分野の計画について

43

## 各分野の計画に関する法律上の規定（例）①

○老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

第二十条の八（市町村老人福祉計画） 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第百十七条（市町村介護保険事業計画） 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

44



## 各分野の計画に関する法律上の規定（例）②

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）

第五条（市町村計画） 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該市町村の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成することができる。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

第八十八条（市町村障害福祉計画） 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第六十一条（市町村子ども・子育て支援事業計画） 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

45

## 老人福祉計画について

### 国の参酌標準等（27.3.18老健局長通知）

- 老人福祉法第20条の8第4項に基づき、国は、市町村が老人福祉事業の量の目標を定めるに当たり参酌すべき標準を定める。

### 参酌標準等の見直し

- 平成27年4月からの第6期介護保険事業計画のスタートに併せ、平成26年度に見直し

### 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- 老人福祉事業の量の目標 ※老人福祉事業：老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業  
市町村介護保険事業計画で定める、日常生活圏域ごとの各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを勘案しなければならない。
- 市町村介護保険事業計画と一体のものとして策定。

### 都道府県老人福祉計画（老人福祉法第20条の9）

- 老人福祉圏域ごとに各年度の養護老人ホーム、特別養護老人ホームについての必要入所定員総数その他老人福祉事業の量を定める。
- 都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして策定。

### 計画に沿った基盤整備

- 都道府県知事は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにつき、圏域ごとの必要入所定員総数を超える場合に、認可をしないことができる

※ 老人福祉計画の期間は、3年間を一期とする。



# 介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

## 国の基本指針(法第116条、平成27年厚生労働省告示第70号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める  
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

## 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

## 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

## 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

## 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

## 第7期介護保険事業(支援)計画に関する基本指針の策定について

### 基本指針とは

- 介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされている。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

### 第7期基本指針のポイント

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備



# 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第3条に基づき、平成26年9月12日、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を策定。

平成28年12月26日、平成30年度からの医療計画と介護保険事業（支援）計画の同時開始を見据え、一部改正を行った。

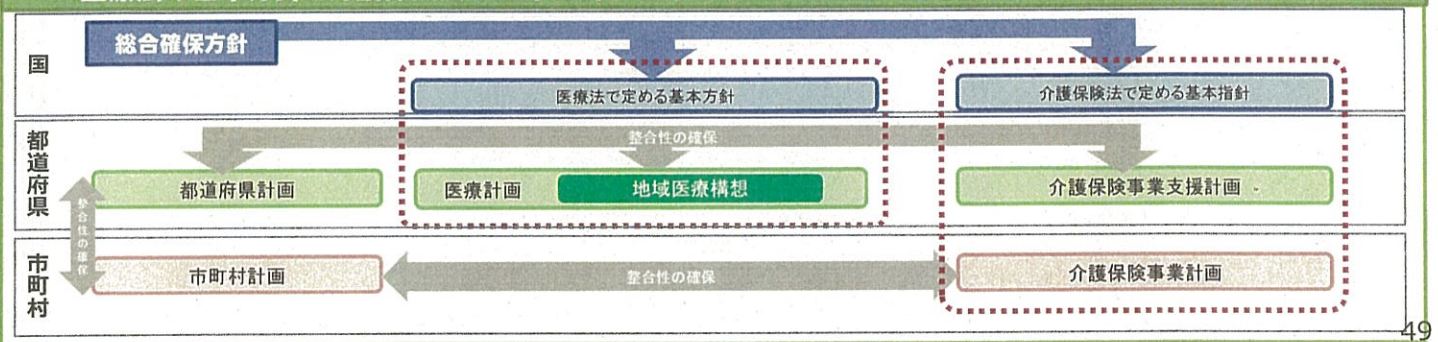
## 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義・基本的方向

- 意義：「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向け、利用者の視点に立つて切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築自立と尊厳を支えるケアを実現
- 基本的方向：
  - ①効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築
  - ②地域の創意工夫を生かせる仕組み
  - ③質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進
  - ④限りある資源の効率的かつ効果的な活用
  - ⑤情報通信技術（ICT）の活用

## 一部改正（H28.12.26）の主なポイント

- 医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性
  - ・ 計画の作成体制について、関係者の協議の場を設けることを明記
  - ・ 病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量について、両計画の整合性を確保し、医療・介護の提供体制を整備することを明記
- 都道府県の市町村支援
  - ・ 市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業のうち、単独では実施困難な取組への広域的な支援の確保を明記
- 上記のほか、
  - ・ 医療・介護の両分野に精通した人材の確保
  - ・ 住宅政策との連携
 等を明記

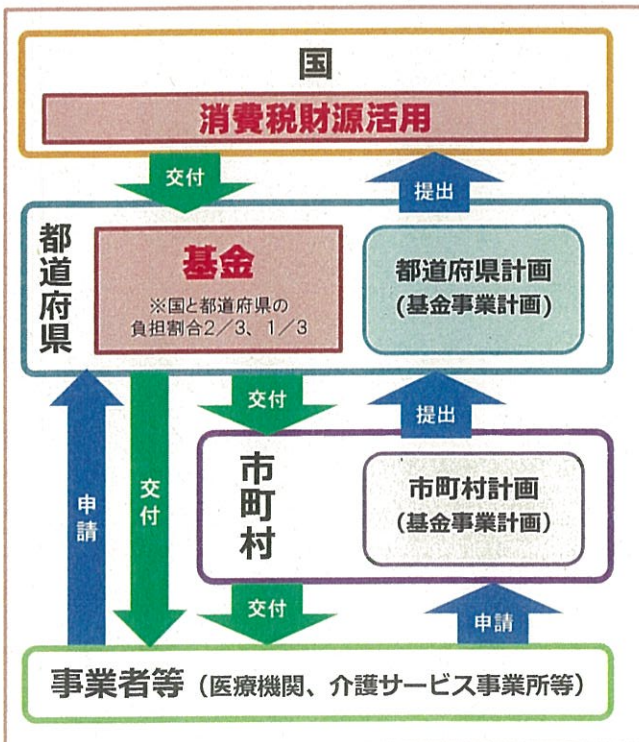
## 医療法の基本方針と介護保険法の基本指針の基本事項 / 医療と介護に関する各計画の整合性の確保



## 地域医療介護総合確保基金

平成29年度予算：公費で1,628億円  
(医療分(医政局) 904億円、介護分(老健局等) 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
  - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・ 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・ 診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業



# 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者支援の一層の充実

## 3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築[項目の見直し]

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に  
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%  
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等[新たな項目]

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

## 4. その他の見直し

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 難病患者への一層の周知
- 障害者の芸術文化活動支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

〇市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

### 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ  
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

### 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

## 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

### 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
※ 私立保育所については、委託費を支弁

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり事業  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児保育事業

放課後  
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの



## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

### ○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

#### <量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

#### <確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

### ○区域設定

#### ○幼児期の学校教育・保育

##### <量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

##### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

#### ○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、  
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

### ○区域設定

#### ○幼児期の学校教育・保育

##### -区域①-

##### <量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

##### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備  
(○年度に○人分)

##### -区域②-

##### <量の見込み>

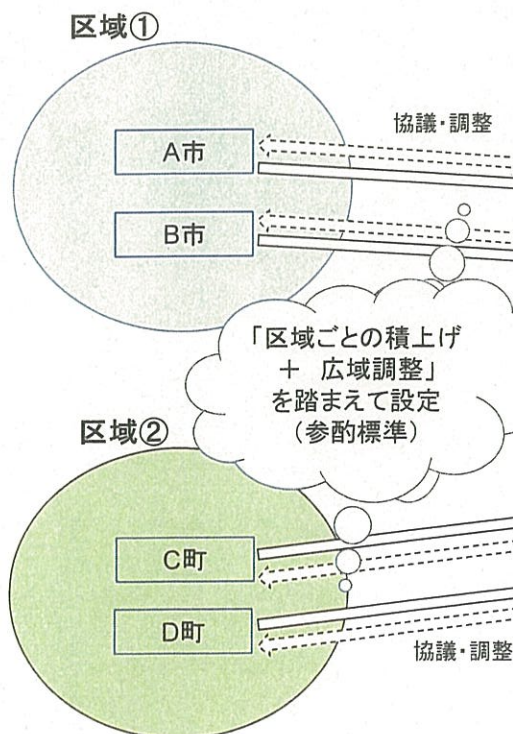
- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

##### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備  
(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
- 専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携
- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



(※) 都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整)を、都道府県計画に基づいて判断。



## 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
  - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
  - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
  - ・利用促進(マッチング)機能
  - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
  - ・不正防止効果

### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- (預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

## 成年後見制度利用促進基本計画の概要

### 基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
  - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
  - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

### 基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
    - ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
    - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
    - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
  - (2) 今後の施策の目標
    - ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
    - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
    - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
    - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
  - (3) 施策の進捗状況の把握・評価等
- 基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。



## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

|                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1)<br/>利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善<br/>— 制度開始時・開始後における身上保護の充実 —<br/>＜別紙2参照＞</p> | <p>○高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。<br/>○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。<br/>○本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。<br/>○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(2)<br/>権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり<br/>＜別紙3参照＞</p>                                | <p>○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。<br/>・権利擁護支援の必要な人の発見・支援<br/>・早期の段階からの相談・対応体制の整備<br/>・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築<br/>○地域連携ネットワークの基本的仕組み<br/>・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)<br/>・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)<br/>⇒<u>地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。</u><br/>◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等<br/>・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)<br/>・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)<br/>・利用促進(マッチング)機能<br/>・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)<br/>・不正防止効果<br/>◎中核機関の設置・運営形態<br/>・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)<br/>・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)<br/>・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)<br/>※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力</p> |

2

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

|                                                                     |                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3)<br/>不正防止の徹底と利用しやすさとの調和<br/>— 安心して利用できる環境整備 —<br/>＜別紙4参照＞</p> | <p>○現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。<br/>○今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。<br/>○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、<u>実務的な対応を検討する。</u></p> |
| <p>(4)<br/>制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>                              | <p>○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。<br/>○成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)<br/>○市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。</p>                |
| <p>(5)<br/>国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>                                    | <p>○市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等<br/>○都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等<br/>○国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など<br/>※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要</p>                         |
| <p>(6)<br/>成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>                   | <p>○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、<u>成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。</u></p>                                                   |
| <p>(7)<br/>成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>                                | <p>○成年後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。</p>                                                                                                                   |
| <p>(8)<br/>死後事務の範囲等</p>                                             | <p>○平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。</p>                                                                                                                      |

3



# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

|     |                                                                                                               | 29年度                                               | 30年度 | 31年度※                                              | 32年度                    | 33年度 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------|-------------------------|------|
| I   | 制度の周知                                                                                                         | パンフレット、ポスターなどによる制度周知                               |      |                                                    |                         |      |
| II  | 市町村計画の策定                                                                                                      | 国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ                  |      |                                                    |                         |      |
| III | 利用者がメリットを実感できる制度の運用<br>・適切な後見人等の選任のための検討の促進<br>・診断書の在り方等の検討<br>・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等 | 適切な後見人等の選任のための検討の促進                                |      | 新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ                             |                         |      |
|     |                                                                                                               | 診断書の在り方等の検討                                        |      |                                                    |                         |      |
|     |                                                                                                               | 意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等                    |      |                                                    |                         |      |
| IV  | 地域連携ネットワークづくり<br>・市町村による中核機関の設置<br>・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進                                                    | 中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備                           |      |                                                    |                         |      |
|     |                                                                                                               | 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援<br>(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等) |      | 相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築                           |                         |      |
| V   | 不正防止の徹底と利用しやすさの調和<br>・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等<br>・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討                    | 金融機関における自主的な取組のための検討の促進                            |      | 取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討 |                         |      |
|     |                                                                                                               | 専門職団体等による自主的な取組の促進                                 |      |                                                    |                         |      |
| VI  | 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討                                                                             | 医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理                |      |                                                    | 参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善 |      |
| VII | 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し                                                                                           | 成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等<br>目途：平成31年5月まで         |      |                                                    |                         |      |

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

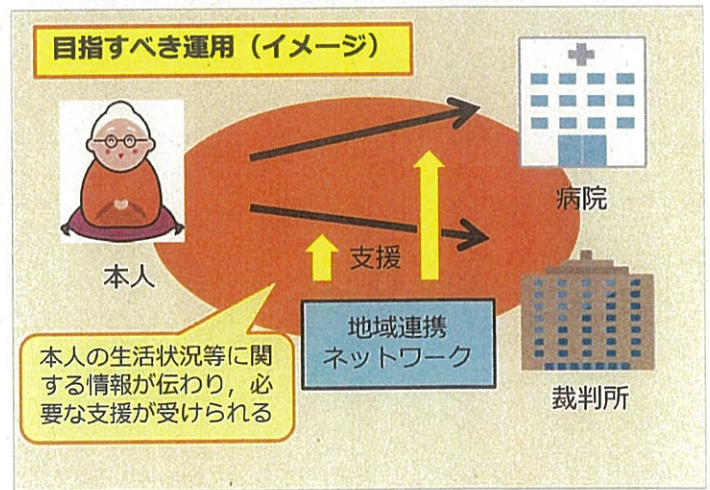
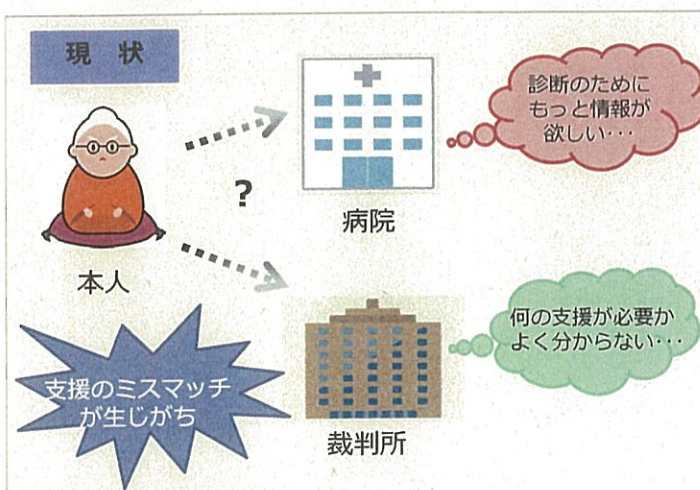
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

## 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

### 利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



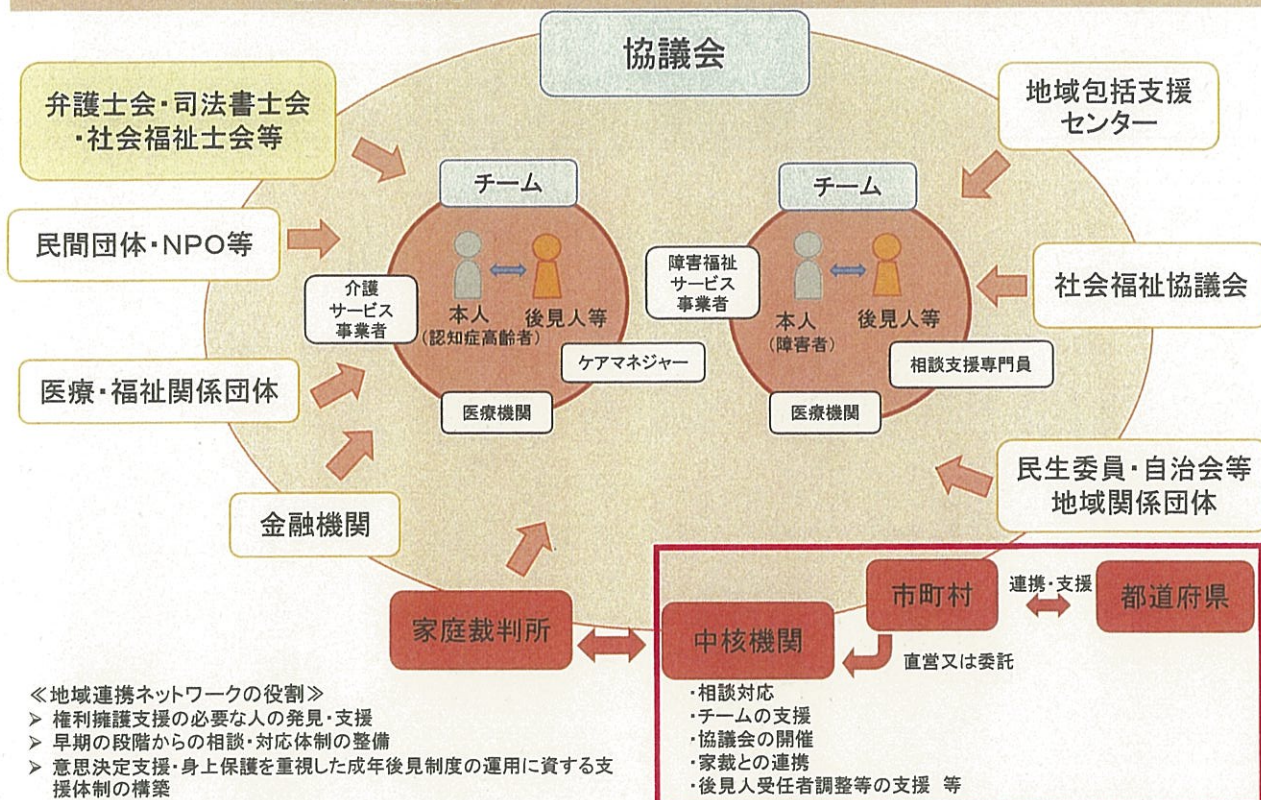
### 今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討



# 地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



## ＜地域連携ネットワークの役割＞

- ＞ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ＞ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ＞ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## ＜地域連携ネットワークの機能＞

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

# 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

<別紙4>

## 委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

## 預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- ・成年被後見人名義の預貯金について

### 1 口座の分別管理

- ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
- ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)

### 2 払戻し

- ①小口預金口座
  - ・後見人だけの判断で払戻しが可能
- ②大口預金口座
  - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要

### 3 自動送金等

- 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
- ②大口預金口座 → ①小口預金口座



# 新たな住宅セーフティネット制度

国土交通省住宅局

平成29年7月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※ この資料には、現在検討中の省令や告示などの内容も含まれることから、今後変更される可能性があります。

## （参考）現行の住宅セーフティネット法の概要

1. 制度創設の背景や経緯等

○ 現行の住宅セーフティネット法は、平成19年に議員立法により制定され、国による基本方針の策定、国や地方公共団体の責務、居住支援協議会の組織等について定められています。

### 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）

- ・ 通称：住宅セーフティネット法
- ・ 議員立法による提案
- ・ 衆議院・参議院ともに全会一致で可決

#### ①目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### ③国及び地方公共団体の責務等

- ①国等による公的賃貸住宅の供給の促進
- ②国等による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、民間事業者による協力
- ③国等による住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携
- ④地方公共団体による地域住宅計画への公的賃貸住宅の整備等に関する事項の記載

#### ②国の基本方針

国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めなければならない。

#### ④居住支援協議会

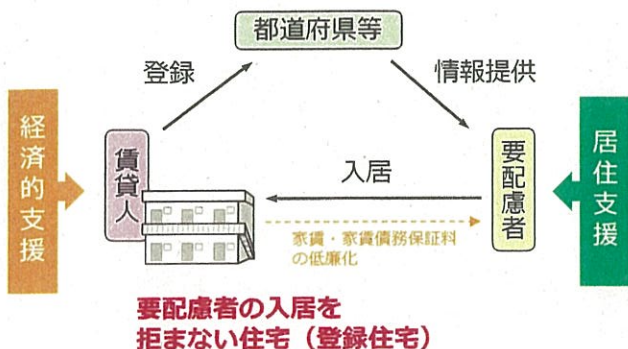
地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者を行う者、居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。



- 新たな住宅セーフティネット制度は、主に、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住支援、から成り立っています。

### ① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

- 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定
- 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録
- 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督



### ② 登録住宅の改修や入居者への経済的支援

- 国と地方公共団体による改修費への補助（一定期間、国の直接補助あり）
- 住宅金融支援機構による改修費への融資等
- 国と地方公共団体による家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助

### ③ 住宅確保要配慮者の居住支援

- 都道府県による居住支援法人の指定
- 居住支援法人や居住支援協議会による居住支援活動の充実
- 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進
- 適正に家賃債務保証を行う事業者の登録制度
- 居住支援活動に対する補助

7

## 国の基本方針と地方公共団体の供給促進計画

### 4. 基本方針と供給促進計画

- 国は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めます。
- 地方公共団体は、基本方針に基づき、供給促進計画を定めることができます。
- 供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者の追加や、登録住宅の登録基準の強化・緩和をすることができます。

#### 国の基本方針で定める事項

- ① 基本的な方向
- ② 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定
- ③ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ④ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ⑤ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ⑥ 地方公共団体の供給促進計画の作成に関する事項
- ⑦ その他の重要事項

- 住生活基本計画（全国計画）と調和する必要

#### 地方公共団体の供給促進計画で定める事項

- ① 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- ② 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ③ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ④ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ⑤ 計画期間

- 供給促進計画の作成・変更には、  
・ インターネット等による住民意見を反映する措置の実施努力  
・ 関係地方公共団体への協議  
・ 居住支援協議会等の意見聴取 が必要

- 供給促進計画に定めることにより、地方住宅供給公社による住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備・管理や、特定優良賃貸住宅の入居者特例を受けることが可能

#### 供給促進計画を定めることによりできること

- 住宅確保要配慮者の追加
- 登録住宅の登録基準の強化・緩和（耐震性を除く）

9



# 自殺対策との連携

1

## 自殺対策における支援の形

### 自殺に至るプロセス

#### 【本人の状況】

状況が深刻化する前であり、身近に相談にのってくれる人がいれば改善できる状態

例) 子育ての悩みを抱える人の中で、誰かに相談できれば状況が良くなるような人

#### 【本人の状況】

市町村圏域に配置される各種相談機関が支援して改善できる状態

例) 複合的な課題を抱えており、ごみ屋敷や引きこもりの人

#### 【本人の状況】

自殺のリスクが高く状態が切迫している

例) うつ状態や希死念慮のある人

自殺

### 対象者の状態に応じた相談の受け止め

状態が深刻化する前に早期に対象者を発見し支援する

各種相談機関が、複合的課題をアセスメントし支援する

自殺に関して専門的知識を有する者が、緊急支援や専門的対応を実施する

### 支援の実施

#### 地域共生社会

- 早期に対象者を発見し、本人の抱える課題を分野に捉われず丸ごと受け止める。
- 地域の中で居場所や参加する場をつくる。

#### 生活困窮者自立支援

- 複雑化した課題を整理し、プランを作成する。
- 本人の状態に応じて、適切な機関を紹介したり、関係機関の間を調整する。

#### 自殺対策事業

- 関係者の連携による包括的な生きる支援や、自殺予防に向けた居場所づくり。
- 自殺のリスクが高い人への専門的支援の実施。

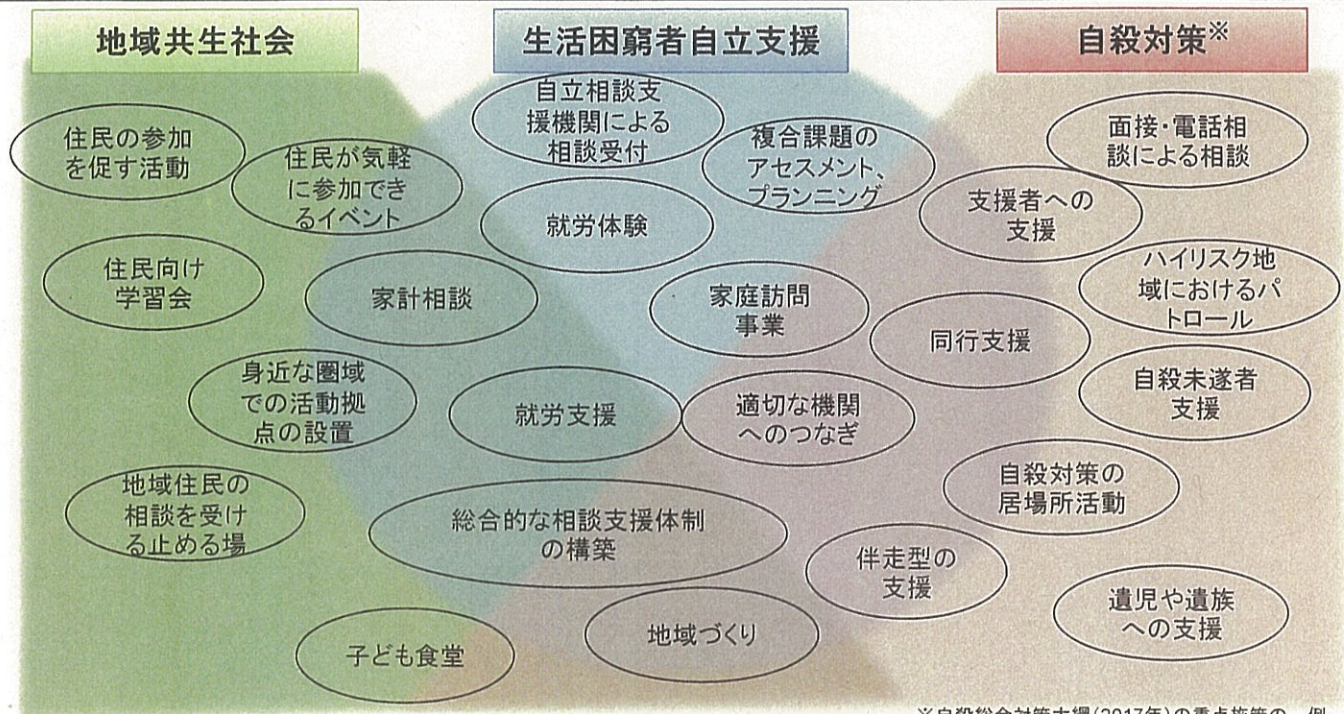
自殺予防

2



## 地域共生社会・生活困窮者自立支援制度・自殺対策の取組

- 地域共生社会・生活困窮者支援・自殺対策事業を一体的に実施することによって、自殺リスクが低い人への早期支援からリスクが高い人への専門的支援まで、包括的に実施することができる。
- これらの事業や制度をパッケージ化して一体的に実施する視点を持つことによって、効果的な支援が可能となる。



※自殺総合対策大綱(2017年)の重点施策の一例



# その他

1

## 平成28年度 地域保健総合推進事業

「ソーシャルキャピタルを活用した地域保健対策の推進について～事例集及び事例から明らかになったソーシャルキャピタルを活用した地域保健対策推進のための施策の方向性と実践のヒント～」の概要について（H29年6月 国立保健医療科学院 次長 曾根智史他）

### 背景

○「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正（H24年7月31日厚生労働省告示第464号）：ソーシャルキャピタル（※）を活用した自助及び共助の支援を推進することを明記

○「地域における保健師の保健活動に関する指針」の改正（平成25年4月19日付け 健発0419第1号）：地域保健対策の推進に当たって、地域のソーシャルキャピタル（※）を活用し、住民による自助及び共助への支援を推進することを明記

（※）… 地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等

### 報告書の概要

（全体版：[http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04\\_2\\_h28\\_05.pdf](http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h28_05.pdf)）

### 事業の概要

○ソーシャルキャピタルの醸成・活用に関する活動を行っている実践者18名からヒアリング（地域住民、NPO法人、コミュニティビジネス、行政等）を踏まえ、事例を提示するとともにソーシャルキャピタルを活用した地域保健対策の推進のための具体的なヒント等をまとめた。

### 結果1

従来の「住民参加型の健康なまちづくり」から「ソーシャルキャピタルを活用したまちづくりの結果としての健康増進」という「新段階」へ移行しつつある。

#### 「新段階の特徴」

- 健康行政部門以外の組織が主導
- NPOやコミュニティビジネス等のより多様なステークホルダーの関与
- 健康に特化しない「まちづくり」の結果としての健康増進



## 結果2：健康行政部門に求められる役割

- 健康行政部門における「新しい役割」を担える人材育成
  - ・健康づくり活動のために自らが前面にでる役割から、多様なステークホルダーに活躍してもらいながら健康増進を実現する連携能力、ファシリテーション力、プロデュース力をもった人材を育成する
- 政策・事業・実践による健康への効果評価の実施
  - ・まちづくりによる健康増進効果を検証できる研究者等の育成や評価研究手法の開発、評価の仕組みを事業内に組み込む

## 結果3：ソーシャルキャピタル醸成における行政担当者の役割

- 1) 庁内におけるソーシャルキャピタルについてのコンセンサスの形成  
ソーシャルキャピタルの醸成・活用は様々な地域課題の解決につながることから、優先的に取り組むべきものであるとのコンセンサスを形成する
- 2) 地域における住民組織・団体による協働のプラットフォームづくり  
様々な主体が「まちづくり」の視点で協働できるよう、地区ごとにプラットフォームを構築する
- 3) エンパワメントのプロセスを踏まえた住民組織・団体への支援
  - ①地域の健康実態や健康資源についての情報提供
  - ②活動の目的や内容について話し合う機会の確保
  - ③活動の発表や交流の機会の提供
  - ④成果の見える化など、活動の成果を実感できるための支援
  - ⑤健康増進計画等、保健福祉計画の策定・推進への参画

3

## 結果4：ソーシャルキャピタルの醸成・活用のヒント

各地域の特性や実情に合わせた仕掛けや取り組みが必要

仕掛けや  
取り組みのヒント

- ソーシャルキャピタルを醸成する過程において、その集団に内発的動機が存在するかどうかを見極める
- 地域の課題が見える化し、ステークホルダーと課題を共有する
- 身近に存在する資源に気づき、最大限活用する
- 地域に集う場をつくる
- 楽しく人の役に立つ喜びが生まれる活動とする
- 簡単にできそうな活動から取り組む
- 組織が活動するための資金調達の方法を検討する
- ソーシャルキャピタルの醸成には時間を要することを認識する
- 行政と連携する／組織の活動状況や行政への要望を踏まえて行政として適切に関与する
- ソーシャルキャピタルの醸成・活用のための担い手を育成する
- 既存のコミュニティの枠の外にいる人を巻き込むことで地域全体に活動を広げる
- ソーシャルキャピタルを活用した結果としての健康増進を進め、その効果を評価し、その情報を発信する。

雇児総発 0331 第 5 号  
社援保発 0331 第 9 号  
障企発 0331 第 2 号  
障障発 0331 第 2 号  
老推発 0331 第 1 号  
老高発 0331 第 1 号  
老振発 0331 第 2 号  
老老発 0331 第 1 号  
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

#### 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なる



すべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組んでいただくことが求められます。

社会福祉施設等の職員におかれましては、これまでも、積極的に地域活動に取り組んでいただいているところですが、各基準省令上、専らその職務に従事しなければならない旨の規定が設けられている場合があり、職員が地域活動を行うことができる場合について明確にされていなかったところです。

この点、本年2月7日に公表した「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）では、「福祉事業者が積極的に地域活動に貢献できるよう、今年度中に、福祉事業の実施に係る職員の基準について、一定の要件の下で、職員が地域づくり事業・活動へ従事可能であることを明確化するなどの見直しを行う」と明記しており、これを踏まえ、社会福祉施設等の職員が地域活動を行う場合の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、社会福祉施設等におけるこれまでの地域活動を後退させることなく、更なる地域活動の推進が図られるよう、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。

健 健 発 0331 第 1 号  
雇 児 総 発 0331 第 4 号  
社 援 地 発 0331 第 1 号  
障 企 発 0331 第 1 号  
老 振 発 0331 第 1 号  
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市  
中 核 市  
衛生主管部（局）長  
民生主管部（局）長  
殿

厚生労働省健康局健康課長  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
厚生労働省老健局振興課長

（ 公 印 省 略 ）

#### 地域づくりに資する事業の一体的な実施について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するため、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくこと、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、改革を進めることとしています。これについて、本年2月7日には、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表しました。

従来から、地域の集いの場の整備、相談支援、地域資源の掘り起こしや開発のためのコーディネート、ボランティア養成、権利擁護・虐待防止など、地域づくりに資する事業として、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの様々な事業が行われています。その際、地域の支援ニーズや資源の状況によっては、これらの事業を連携して一体的に実施することにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができる場合も多いと考えられます。

地方公共団体によっては、相談支援体制の整備などにおいて、既に、分野を横断して事業の一体的実施に取り組んでいるところもあると承知していますが、厚生労働省としても、「地域共生社会」の実現に向けて、このような創意工夫のある取組を後押ししていきたい



と考えております。

この点、「当面の改革工程」において、「今年度中に、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係業務を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能である旨を周知する。」と明記しており、これを踏まえ、地域づくりに資する事業を行うに当たっての留意事項を下記のとおりお示ししますので、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。）について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

### 2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

①地域づくりに資する事業の一体的実施に要する総費用を、市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分して算出された費用を、各制度に基づく事業にそれぞれ計上する方法

（具体的な例）

- ・ボランティア養成のための研修を、高齢者・障害者・子どもなどの研修分野ごとに対象者を区分せず、一体的に実施し、それぞれの対象者数の割合に応じて按分し計上する場合
- ・高齢者と障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修を一体的に実施し、市区町村内の高齢者数と障害者数の割合に応じて費用を按分し計上する場合

②地域づくりに資する事業に従事する職員について、それぞれの主たる業務に着目して按分する方法

（具体的な例）

- ・地域包括支援センターが障害者や子どもまでを対象とした総合相談業務を担う場

合に、主に高齢者からの相談に応じる職員と、主に高齢者以外からの相談に応じる職員に区分し、それぞれの費用を、地域支援事業とその他の事業（地方単独事業を含む）に計上する場合（間接経費については、地域支援事業として計上する。）

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場を、一部、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。



# 地域共生社会の取組促進に向けた全国シンポジウムのご案内

全国の優れた実践を紹介します

## 今年度のモデル事業の取組成果を検証し、表彰します。

- ・ モデル事業を実施している自治体がPRビデオを作成し、一年間の取組を映像で紹介します。
- ・ PRビデオは、外部審査委員と当日の参加者が審査し、優れた内容の自治体を3～5程度選考します。選考自治体には表彰状を贈呈し、制度の更なる普及・発展を図ります。

時期

平成30年2月、3月頃

開催地

東京都内

参加者

自治体職員、地域福祉関係者  
(応募多数の場合は抽選となります)

☀ 正式なご案内は10月頃に致します。